

令和3年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月

東京工科大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的等	9
基準 2. 学生	17
基準 3. 教育課程	39
基準 4. 教員・職員	49
基準 5. 経営・管理と財務	61
基準 6. 内部質保証	74
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	79
基準 A. 基本理念に基づく教育と研究	79
V. 特記事項	101
VI. 法令等の遵守状況一覧	102
VII. エビデンス集一覧	117
エビデンス集（データ編）一覧	117
エビデンス集（資料編）一覧	117

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 東京工科大学の建学の精神、大学の基本理念、使命・目的

- ・東京工科大学（以下「本学」）の建学の理念は、「豊かな教養と高度の学術を教授、研究し、もって社会の繁栄に貢献できる豊かな人間性と創造的知性を備えた実践的指導的技術の養成」であり、学則第1条において「目的」として規定している。この建学の理念に基づく「実学主義教育」の実践により、有為な人材を育成するため、基本理念及び基本理念を実現するための「具体的な理念」を定めた。基本理念は、「生活の質の向上、技術の発展と持続可能な社会に貢献する人材を育成する」であり、基本理念を実現するための具体的な理念を「実社会に役立つ専門の学理と技術の教育」「国際的な教養、豊かな人間性、高い倫理性と創造性の教育」「先端的研究を介した教育とその研究成果の社会還元」「理想的な教育と研究を行うための理想的な環境整備」としている。

2. 大学の個性・特色等

- ・本学の創立者である片柳鴻は、昭和22（1947）年戦後の荒廃した光景の向こうに若者の未来を描き、今何を学び、何の技術を身にまとうべきか、今後の社会に貢献する人物像を創造し、常に最先端を目指す理想の学習環境と、広く社会に貢献する豊かな人材育成への情熱を持ち「理想的な教育は理想的な環境にあり」を教育理念に昭和22（1947）年に絵画科と洋裁科を擁する創美学園を創立した。デザインとものづくりを重視する「実学教育」を信条に、生活のための技術教育を展開、昭和28（1953）年のテレビ本放送開始に合わせ日本テレビ技術学校を設立した。本学園の教育理念のもとに、建学の理念、基本理念を実現させるため、昭和61（1986）年に工科系単科大学の東京工科大学を開学し、開学から30年あまりで、工学部、コンピュータサイエンス学部、メディア学部、応用生物学部、デザイン学部、医療保健学部の6学部とバイオ・情報メディア研究科、工学研究科、デザイン研究科、医療技術学研究科の4研究科を擁する理工系総合大学へ発展させた。本学の個性・特色を以下に示す。

（1）実学主義教育

- ・本学は基本理念に基づき、入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の3つのポリシーを定め、これらの方針に従って学生が4年間で修得する6つの力（国際的な教養、実学に基づく専門能力、コミュニケーション能力、論理的な思考力、分析・評価能力、問題解決力）として「ラーニング・アウトカムズ（学修到達目標）」を定めている。基本理念に基づく教育の目的は、社会や技術の変化に柔軟に適応できる力を身につけた人材を育成することで、本学ではこの教育を「実学主義教育」と考えている。

（2）教養学環

- ・グローバル化が進む21世紀の社会で活躍するためには、様々な問題を発見、解決できる力が求められ、この能力を育む基礎となる国際的な教養と語学力、社会人基礎力を育むための専門組織として平成24（2012）年4月に「教養学環」を設置した。「人文・社会科目群」「外国語科目群」「情報・数理・自然科学科目群」「社会人基礎・ウェルネス科

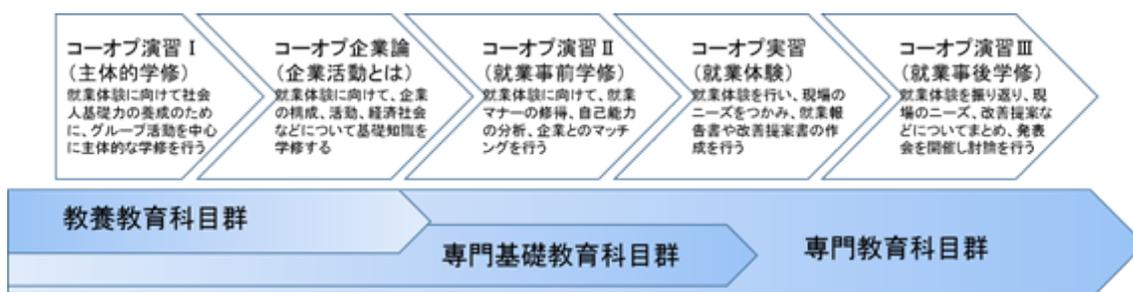
目群」に分けて、社会人として本学の卒業生にふさわしい国際教養を学修している。さらに、これらの教育を通して、豊かな人間性、倫理性と創造性を身につけている。

- ・教養教育では、プレゼンテーション、ディスカッションなどの能動的学修を多用し、知識の修得にとどまらず、これらのスキルやマナーの向上、さらには問題発見・解決力の向上を図り、学修者の積極的な授業への参加を促す授業や学習法である「アクティブ・ラーニング」を取り入れている。本学では、アクティブ・ラーニングを行うために椅子と机を自由にアレンジでき、双方向の授業やプロジェクトベースドラーニング（PBL）を行うのに適した施設「アクティブラーニングセンター」を設置し、学生の主体的な学修を支援している。

(3) コーオペ教育科目

- ・本学では、正規授業として学外で就業する先進的な「コーオペ教育」を導入している。「コーオペ教育（Cooperative Education）【図 I-1】」とは、学内の授業と学外での就労体験型学修を組み合わせた教育プログラムのことで、発祥の地とされる北米や欧州では盛んに実施され、多くの成果を挙げている。学生は一定期間、企業で働くことで、就業体験と報酬、大学の単位を手にするとともに、実践力や総合的な社会人基礎力など、従来型のカリキュラムだけでは修得しにくい能力を効果的に身につけることができる。
- ・カリキュラムは、就業体験前の基礎学修から体験後のレポート作成やプレゼンテーションまで体系的に構成されており、円滑な実施をサポートする「キャリアコーオペセンター」の設置や、学生への報酬の支払いなども実現している。学生はこのプログラムを通して、実践力、責任感、主体的行動力を身につけ、学修意欲や就業意識の向上につなげている。このように、本学が国の施策に先駆けて導入した革新的プログラムは、学内外から大きな注目を集めており、平成 27（2015）年度より文部科学省の「大学教育再生加速プログラ（AP:Acceleration Program）」に採択された。

図 I-1 コーオペ教育プログラムの流れ



(4) 学士・修士一貫早期修了プログラム

- ・本学の八王子キャンパスでは、「学士・修士一貫早期修了プログラム」を導入している。これは、学部課程と修士課程を一貫教育として通常より短い5年間で修了し、「学士」と「修士」の学位が両方取得可能なプログラムである。このプログラムでは、学部2年次修了時まで特に優れた成績を修め、早期に本学大学院進学を希望する学生が、通常より半年早く卒業に向けた研究を開始し、4年次前期修了時に卒業論文を完成させ、学士を取得できる。また、4年次前期には、卒業論文作成と同時に大学院の一部科目も履修

することで、学部を 3.5 年で卒業後、そのまま修士課程に進んでプラス 1.5 年で修士の学位を取得できる。意欲と能力のある学生が、大学院というよりハイレベルな学術研究に早期から身を置いて、専門性の高い学問や研究に打ち込めるのは大きなメリットとなっている。さらにその後は、高度な学問を修めた修士号取得者として早期から社会で活躍することが可能なプログラムである。平成 26 (2014) 年度学部 1 年次入学生から始まったこのプログラムは、令和 3 (2021) 年 3 月現在、46 人が大学院修士課程まで修了している。

(5) 附置片柳研究所

- 本学の片柳研究所は産学官連携の場として 21 世紀の新たな社会創造に貢献する多彩な研究活動を支援・推進している。すでに研究所では、「バイオナノテクノロジーセンター（以下「ナノテクセンター」）」、「コンピュータサイエンスリサーチセンター」、「コンテンツテクノロジーセンター」、「メディアテクノロジーセンター」を設置し、文部科学省や経済産業省などから公的な資金を得て多様なプロジェクトを推進している。平成 29 (2017) 年度からは、「セラミックス複合材料センター (The Center for Ceramic Matrix Composites) (以下、「CMC センター」)」を研究所内に設立し、国際的にも初のセラミックス複合材料の産学連携の国際的拠点としている。この CMC センターでは、本学の工学部、コンピュータサイエンス学部、メディア学部、デザイン学部の多様な研究から生み出される本学内の知見や技術を融合させて、セラミックス複合材料の開発に役立てるプロジェクトも推進している。
- 片柳研究所では研究所設立時から社会が直面する問題解決に向けて、科学技術分野での産学連携を行い、科学技術で社会に貢献すると共に、本学の理念である「先端的研究を介した教育とその研究成果の社会還元」の実行に貢献することを目指している。国際的に最先端の科学技術の現場を学生教育に還元し、社会で真に必要とされている課題に対して、これに柔軟に適応できる実践力のある人間の育成を可能にする場としての活動を行っている。

(6) 地域連携

- 本学は、東京都の八王子市と大田区にキャンパスを有しており、八王子市、大田区と教育、産業、文化、国際交流などの幅広い分野において両者がそれぞれの特徴を生かした連携・協力を行っている。八王子市、大田区との主な地域連携活動は次のとおりである。

○八王子キャンパス

平成 24 (2012) 年に八王子市と「ボランティア活動に関する協定」、平成 28 (2016) 年に「大学及び専門学校との包括提携に関する協定」を締結

1. 「宇宙の学校」による近隣小学校教育サポート
2. 八王子市市制 100 周年記念企画
(プロジェクトマッピング、学生天国、緑化はちおうじフェア)
3. 八王子市協定ボランティアへの取り組み
4. 地域連携課題の取り組み
5. 産学官連携による八王子市近隣地域交流会

東京工科大学

○蒲田キャンパス

平成 24（2012）年に大田区と「連携・協力に関する基本協定」を締結

1.大田区 区内大学連携創業支援講座 アントレプレナー育成講座

2.大田区産官学交流会

3.医療保健学部との連携

（健康効果大学、高齢者が行きたくなる公園づくり、大田地域産業保健センター定期保健相談、出張講義）

4.デザイン学部との連携

（大田区 70 周年関連行事のビジュアル制作、地域の観光 PR プロジェクト、おおた区民大学提携講座、オオタノカケラ）

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 60 年 12 月	文部大臣より、東京工科大学設置のための組織変更が認可される
昭和 61 年 4 月	東京工科大学（工学部電子工学科、情報工学科、機械制御工学科）開学
平成 3 年 9 月	文部省へ、東京工科大学の期間を付した入学定員の増加に係る学則変更認可申請書提出
平成 5 年 3 月	東京工科大学大学院工学研究科修士課程の設置が認可される
平成 5 年 4 月	東京工科大学大学院工学研究科修士課程を開設
平成 5 年 12 月	文部大臣より、東京工科大学工学部情報通信工学科の設置が認可される
平成 6 年 4 月	東京工科大学工学部情報通信工学科を開設
平成 7 年 3 月	文部大臣より、東京工科大学大学院工学研究科博士後期課程の設置が認可される
平成 7 年 4 月	東京工科大学大学院工学研究科博士後期課程を開設
平成 10 年 12 月	文部大臣より、東京工科大学メディア学部メディア学科の設置が認可される
平成 11 年 4 月	東京工科大学メディア学部メディア学科を開設
平成 12 年 4 月	東京工科大学附置「片柳研究所」を設置
平成 14 年 12 月	文部科学大臣より、東京工科大学バイオニクス学部バイオニクス学科、コンピュータサイエンス学部コンピュータサイエンス学科の届出及び東京工科大学大学院メディア学研究科修士課程の設置が認可される
平成 15 年 4 月	東京工科大学バイオニクス学部バイオニクス学科、コンピュータサイエンス学部コンピュータサイエンス学科及び東京工科大学大学院メディア学研究科修士課程を開設
平成 16 年 6 月	文部科学大臣より、東京工科大学大学院バイオ・情報メディア研究科修士課程及び博士後期課程の届出が受理される
平成 17 年 3 月	東京工科大学大学院メディア学研究科修士課程を廃止
平成 17 年 4 月	東京工科大学大学院バイオ・情報メディア研究科修士課程及び博士後期課程を開設
平成 18 年 3 月	東京工科大学大学院工学研究科博士前期課程及び博士後期課程を廃止
平成 20 年 3 月	東京工科大学工学部電子工学科、情報工学科、機械制御工学科、情報通信工学科を廃止
平成 20 年 4 月	東京工科大学バイオニクス学部バイオニクス学科を応用生物学部応用生物学科に名称変更
平成 21 年 10 月	文部科学大臣より、東京工科大学医療保健学部看護学科、臨床工学科、理学療法学科、作業療法学科及びデザイン学部デザイン学科の設置が認可される

東京工科大学

平成 22 年 4 月	東京工科大学医療保健学部看護学科、臨床工学科、理学療法学科、作業療法学科及びデザイン学部デザイン学科を開設
平成 25 年 4 月	文部科学大臣より、東京工科大学医療保健学部臨床検査学科の設置が認可される
平成 26 年 4 月	東京工科大学医療保健学部臨床検査学科を開設、看護学科収容定員増
平成 26 年 6 月	東京工科大学工学部機械工学科、電気電子工学科、応用化学科の届出が認可される
平成 27 年 4 月	東京工科大学工学部機械工学科、電気電子工学科、応用化学科を開設
平成 30 年 4 月	文部科学大臣より、東京工科大学工学研究科博士前期課程及び博士後期課程の届出が認可される
平成 31 年 4 月	東京工科大学工学研究科博士前期課程及び博士後期課程、デザイン研究科修士課程を開設
令和 2 年 10 月	文部科学大臣より、東京工科大学医療技術学研究科修士課程の設置が認可される
令和 3 年 4 月	東京工科大学医療保健学部理学療法学科、作業療法学科を廃止 東京工科大学医療保健学部リハビリテーション学科理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻、医療技術学研究科臨床検査学専攻を開設

2. 本学の現況

・ **大学名** 東京工科大学

・ **所在地**

八王子キャンパス 〒192-0982 東京都八王子市片倉町 1404 番-1 号

蒲田キャンパス 〒144-8535 東京都大田区西蒲田五丁目 23 番-22 号

・ **学部構成**

【学部】

学 部	学 科
応用生物学部	応用生物学科
コンピュータサイエンス学部	コンピュータサイエンス学科
メディア学部	メディア学科
工学部	機械工学科、電気電子工学科、応用化学科
医療保健学部	看護学科、臨床工学科、リハビリテーション学科 (理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻)、 臨床検査学科
デザイン学部	デザイン学科

東京工科大学

【大学院】

研究科	課程	専攻
バイオ・情報メディア研究科	博士前期（修士）課程	バイオニクス専攻 コンピュータサイエンス専攻 メディアサイエンス専攻 アントレプレナー専攻
	博士後期課程	バイオニクス専攻 コンピュータサイエンス専攻 メディアサイエンス専攻
工学研究科	博士前期（修士）課程	サステイナブル工学専攻
	博士後期課程	サステイナブル工学専攻
デザイン研究科	修士課程	デザイン専攻
医療技術学研究科	修士課程	臨床検査学専攻

・ 学生数、教員数、職員数（令和3（2021）年5月1日現在）

【学部学生数】

学部/学科	入学定員	編入学定員		収容定員	現員				
		2年	3年		1年	2年	3年	4年	計
応用生物学部/学科	260	15	9	1,103	291	266	278	290	1,125
コンピュータサイエンス学部/学科	290	18	12	1,238	335	312	335	398	1,380
メディア学部/学科	290	17	12	1,235	338	313	348	326	1,325
工学部									
機械工学科	100	5	—	415	119	112	110	111	452
電気電子工学科	100	5	—	415	119	98	105	104	426
応用化学科	80	3	—	329	96	81	76	84	337
医療保健学部									
看護学科※1	80	—	—	320	85	141	135	115	476
臨床工学科	80	—	—	320	84	85	70	91	330
理学療法学科※2	—	—	—	—	—	81	88	80	249
作業療法学科※2	—	—	—	—	1	41	35	42	119
リハビリテーション学科※2	160	—	—	640	150	—	—	—	150
理学療法学専攻	80	—	—	320	85	—	—	—	85
作業療法学専攻	40	—	—	160	41	—	—	—	41
言語聴覚学専攻	40	—	—	160	24	—	—	—	24
臨床検査学科	80	—	—	320	87	84	66	77	314
デザイン学部/学科	200	—	—	800	215	218	215	192	840
学部合計	1,720	63	33	7,135	1,920	1,832	1,861	1,910	7,523

東京工科大学

【大学院学生数】

学部/学科	入学 定員	編入学定員		収容 定員	現員					
		2年	3年		1年	2年	3年	4年	計	
バイオ・情報メディア研究科										
博士前期（修士）										
バイオニクス専攻	40	—	—	80	30	23	—	—	53	
コンピュータサイエンス専攻	30	—	—	60	49	33	—	—	82	
メディアサイエンス専攻	30	—	—	60	29	25	—	—	54	
アントレプレナー専攻	10	—	—	20	7	12	—	—	19	
博士後期										
バイオニクス専攻	2	—	—	6	5	2	7	—	14	
コンピュータサイエンス専攻	2	—	—	6	1	4	4	—	9	
メディアサイエンス専攻	2	—	—	6	1	3	5	—	9	
小計	116	—	—	238	122	102	16	—	240	
工学研究科										
博士前期（修士）										
サステイナブル工学専攻	30	—	—	60	44	38	—	—	82	
博士後期										
サステイナブル工学専攻	3	—	—	9	2	0	0	—	2	
小計	33	—	—	69	46	38	0	—	84	
デザイン研究科										
修士課程										
デザイン専攻	10	—	—	20	11	10	—	—	21	
小計	10	—	—	20	11	10	—	—	21	
医療技術学研究科										
修士課程										
臨床検査学専攻	5	—	—	10	5	0	—	—	5	
小計	5	—	—	10	5	0	—	—	5	
大学院合計	164	—	—	337	184	150	16	—	350	

※1.医療保健学部看護学科については、平成 26（2014）年度より入学定員を 80 人から 120 人に変更。

令和 3（2021）年度より入学定員を 120 人から 80 人に変更。

※2.令和 3（2021）年度、理学療法学科、作業療法学科を学生募集停止。

医療保健学部リハビリテーション学科を開設

東京工科大学

【教員数】

学長 1 人 副学長 3 人※1

学部/学科	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
応用生物学部	22	3	2	5	4	36
コンピュータサイエンス学部	17	6	6	4	5	38
メディア学部	14	8	10	4	2	38
工学部						
機械工学科	7	2	2	2	1	14
電気電子工学科	8	1	0	1	1	11
応用化学科	7	1	1	2	1	12
医療保健学部						
看護学科	8	4	4	8	6	30
臨床工学科	6	1	2	4	3	16
リハビリテーション学科						
理学療法学専攻	5	2	3	6	0	16
作業療法学専攻	5	1	1	4	0	11
言語聴覚学専攻	3	1	1	1	0	6
臨床検査学科	6	2	3	4	1	16
デザイン学部	8	7	7	3	0	25
教養学環	13	5	3	0	0	21
先進教育支援センター	0	0	1	0	1	2
片柳研究所	5	0	0	1	0	6
専任教員計	134	44	46	49	25	298
兼任教員計	—	—	—	—	—	300
合計	134	44	46	49	25	598

※1.学長、副学長 3 人は所属学部・学科等の人数に含む

【職員数】

キャンパス	専任職員	嘱託職員	パート職員	派遣職員	合計
八王子キャンパス	55	10	20	6	91
蒲田キャンパス	19	4	2	5	30
合計	74	14	22	11	121

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- ・東京工科大学は、昭和 61（1986）年に工科系単科大学として開学した。「建学の理念」である「豊かな教養と高度の学術を教授、研究し、もって社会の繁栄に貢献できる豊かな人間性と創造的知性を備えた実践的指導的技術の養成」を大学の目的として、東京工科大学学則第 1 条に定めて明文化している。
- ・本学では、建学の理念に基づき「基本理念」を定めている。これは建学の理念を具現化するために定めているもので、社会の情勢などに応じて柔軟な見直しを可能としている。さらに、この基本理念を実現するために 4 つの「具体的理念」を定めており、これらの「建学の理念」、「基本理念」、「具体的理念」に加え、「実学主義教育」により修得する 6 つの力であるラーニング・アウトカムズを「東京工科大学憲章」に定めている。

【資料 1-1-1 東京工科大学憲章】

- ・平成 11（1999）年に設置したメディア学部、平成 15（2003）年に工学部を発展的に改組して設置したバイオニクス学部（現在の応用生物学部）及びコンピュータサイエンス学部、平成 22（2010）年に、工学系とは異分野となる医療保健学部及びデザイン学部を設置したが、いずれの学部についても本学の建学の理念のもとに豊かな教養と高度な学術の教授、研究により社会に貢献する人材を養成することとしている。
- ・本学では、「大学の目的」「基本理念」「基本理念を実現するための具体的理念」「理念に基づく教育の目的」を以下のように明確に示している。

○大学の目的（東京工科大学学則第 1 条）

本学は教育基本法及び学校教育法に基づいて、豊かな教養と高度の学術を教授、研究し、もって社会の繁栄に貢献できる豊かな人間性と創造的知性を備えた実践的指導的技術者を育成することを目的とする。

○大学院の目的（東京工科大学大学院学則第 1 条）

東京工科大学大学院は学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与することを目的とする。

○基本理念

生活の質の向上、技術の発展と持続可能な社会に貢献する人材を育成する。

○基本理念を実現するための具体的理念

- ① 実社会に役立つ専門の学理と技術の教育
- ② 国際的な教養、豊かな人間性、高い倫理性と創造性の教育
- ③ 先端的研究を介した教育とその研究成果の社会還元
- ④ 理想的な教育と研究を行うための理想的な環境整備

○教育の目的

実学主義教育により 6 つの力を修得する（ラーニング・アウトカムズ）

- ① 国際的な教養
- ② 実学に基づく専門能力
- ③ コミュニケーション能力
- ④ 論理的な思考力
- ⑤ 分析・評価能力
- ⑥ 問題解決力

1-1-② 簡潔な文章化

本学は、建学の理念を以下のとおり掲げており、東京工科大学学則第 1 条において規定している。

東京工科大学 建学の理念

豊かな教養と高度の学術を教授、研究し、もって社会の繁栄に貢献できる
豊かな人間性と創造的知性を備えた実践的指導的技術者の養成

この建学の理念に基づく「実学主義教育」により社会に貢献する人材を育成するため、以下のとおり基本理念及び基本理念を実現するための具体的な理念を定め、簡潔に文章化し、明確に示している。

東京工科大学 基本理念

生活の質の向上、技術の発展と持続可能な社会に貢献する人材を育成する

基本理念を実現するための具体的理念

- ① 実社会に役立つ専門の学理と技術の教育
- ② 国際的な教養、豊かな人間性、高い倫理性と創造性の教育
- ③ 先端的研究を介した教育とその研究成果の社会還元
- ④ 理想的な教育と研究を行うための理想的な環境整備

1-1-③ 個性・特色の明示

・本学の創立者である片柳鴻は、昭和 22 (1947) 年、戦後の荒廃した光景の向こうに若者の未来を描き、今何を学び、何の技術を身にまとうべきか、今後の社会に貢献する人物像を創造し、「常に最先端を目指す理想の学習環境と、広く社会に貢献する豊かな人材育成への情熱」を教育理念に芸術系の創美学園を創立した。デザインとものづくりを重視する「実学教育」を信条に、生活のための技術教育を展開し、昭和 28 (1953) 年のテレビ本放送開始に合わせ日本テレビ技術学校を設立した。本学園の教育理念のもと、昭和 61 年 (1986) 年に工科系単科大学の東京工科大学を開学し、開学から 30 年あまりで、工学部、コンピュータサイエンス学部、メディア学部、応用生物学部、デザイン学部、医療保健学部の 6 学部とバイオ・情報メディア研究科、工学研究科、デザイン研究科、医療技術学研究科の 4 研究科を擁する理工系総合大学へ発展させた。これらの学部、研究科の教育研究上の目的は、以下のとおり大学学則第 4 条の 2 及び大学院学則第 4 条の 2 で示している。

- 応用生物学部、応用生物学科は、生物の高効率・省エネルギーシステムに学び、これを工学的に応用することにより、社会・産業に役立つ有為な人材を養成する。
- コンピュータサイエンス学部、コンピュータサイエンス学科は、コンピュータ、ネットワーク、システム等における要素技術を含む情報通信応用技術の教育研究を通じて、社会に貢献することのできる有為な人材を養成する。
- メディア学部、メディア学科は、人間社会のあらゆる局面において活動するメディアに関して、メディア表現、メディア環境、メディア技術などの教育を通じて、多様で発展的なメディア分野で活躍することのできる創造性豊かな人材を養成する。
- 工学部は、生活の質の向上と持続可能な社会を実現するため、豊かな人間性と自立性ととともに、工学分野の専門知識を身につけた、科学技術の発展に貢献できる実践的かつ国際的人材を養成する。
- 工学部、機械工学科は、サステイナブル工学の技術と機械、電気電子、システム等の教育研究をつうじて、生活の質の向上と持続可能な社会の構築に貢献できる有為な人材を養成する。
- 工学部、電気電子工学科は、サステイナブル工学の技術と電気、電子、情報通信技術等の教育研究をつうじて、生活の質の向上と持続可能な社会の構築に貢献できる有為な人材を養成する。
- 工学部、応用化学科は、サステイナブル工学の技術と材料化学、化学プロセス、化学システム等の教育研究をつうじて、生活の質の向上と持続可能な社会の構築に貢献できる有為な人材を養成する。
- 医療保健学部は、人間の生命や生活の質を真に理解できる豊かな人間性ととともに、専門的職業人としての基礎を整え、保健・医療・福祉の幅広い領域で、人間の健康と福祉の向上に貢献することのできる有為な人材を養成する。
- 医療保健学部、看護学科は、看護学及び保健学を学び、医療、産業、行政、地域の分野で看護、保健活動に従事する人間性豊かで自立した有為な人材を養成する。
- 医療保健学部、臨床工学科は、医用工学及び医用機器の基礎及び臨床応用を学び、医療現場における機器の管理、他職種への指導を通じて高度な医療行為に参画する有為

な人材を養成する。

- 医療保健学部リハビリテーション学科は、学理に基づいたリハビリテーションの本質を探究し、生活の質の向上をとおして、全人的な支援ができる有為な人材を育成する。
- 医療保健学部、リハビリテーション学科、理学療法学専攻は、理学療法学を学び、障害を有する者のリハビリテーションを全人的立場から実施し、有効な治療を工夫して行う有為な人材を養成する。
- 医療保健学部、リハビリテーション学科、作業療法学専攻は、作業療法を学び、乳幼児期から老年期までの生活障害を改善し、生活の質（QOL）と意欲の向上に資する技術者として活動する有為な人材を養成する。
- 医療保健学部、リハビリテーション学科、言語聴覚学専攻は、言語聴覚学を学び、音声・言語・聴覚・嚥下機能の障害に対し、検査・評価をとおして、有効な指導、支援を行う有為な人材を養成する。
- 医療保健学部、臨床検査学科は、日進月歩で進む医療を支える臨床検査の新知識を学び、正しい診断情報を提供する臨床検査のエキスパートとなる有為な人材を育成する。
- デザイン学部、デザイン学科は、広く芸術に関する理論と実践を教授する。加えて、「描く」「作る」等を中心とした感性教育とこれからのデザイン分野に必要な最先端スキルを教育することによって、感性豊かで、最先端のスキルを駆使し広範なデザイン分野で活躍できる有為な人材を養成する。
- バイオ・情報メディア研究科は、21世紀社会の発展にかかわりを持つ新たな技術の開拓に挑戦し、バイオ・情報・メディアの学際的分野の技術や知識を通して、それぞれの専攻分野の高度で実践的な知識や技術の修得をねらいとする。
- バイオ・情報メディア研究科バイオニクス専攻は、生物の高効率・省エネルギーシステムに学び、これを工学的に応用することにより、社会・産業に役立つ独創的な技術者・研究者を養成する。
- バイオ・情報メディア研究科コンピュータサイエンス専攻は、最先端の情報通信技術分野に関する教育研究を通じて、高度情報化社会における、経済、社会、生活、文化の中核を担う先進的な技術者・研究者を養成する。
- バイオ・情報メディア研究科メディアサイエンス専攻は、人間社会のあらゆる局面において活動するメディアに関して、メディア表現、メディア環境、メディア技術などの教育を通じて、多様で発展的なメディア分野で活躍することのできる創造性豊かな技術者・研究者を養成する。
- バイオ・情報メディア研究科アントレプレナー専攻は、先端科学技術に対する知見とともに企業経営に対する知識及び戦略的思考を基盤とするマネジメント能力に秀でた起業家の視座を展開することのできる有為な人材を養成する。
- 工学研究科は、課題発見のために現状を正しく把握し、分析・評価する能力、課題を多面的に正しく理解するために必要な実学に基づく専門的な知識、倫理や安全にも配慮した健全な課題の解決策を導き出すための論理的思考力及び導いた解決策を世界に発信するためのコミュニケーション力を修得する。
- 工学研究科サステイナブル工学専攻は、持続可能な社会構築のために、サステイナブル工学の立場からの機械工学、電気電子工学、応用化学に関する専門分野の高度な知

識と技術を追求し、分野横断的かつ論理的な思考による問題解決力と実践力を修得する。特に、研究プロジェクトを通してサステナブル工学分野の研究能力・実践力と研究成果を社会に発信するコミュニケーション力を身につける。

- デザイン研究科は、高度で最新の ICT（情報コミュニケーション技術）を駆使して、デジタルスキルを修得することによって専門性を深めるとともに、創造性を重視した「表現力」と感性を融合した能力を持ち、社会的なテーマに対応し得るデザインと発想する力を修得する。
- デザイン研究科デザイン専攻は、視覚デザイン系と工業デザイン系に分かれ、より高度で最先端テクノロジーを用いた「デザインスキル」を修得し、今日世界共通の課題である循環型社会の提案や人が暮らすコミュニティの問題や資源の活用といった社会に根ざした視点からクリエイティブな表現によってサステナブルデザインを発想する人材を育成する。
- 医療技術学研究科は、医療を支える高度で専門的な知識・技術や指導力を備えるとともに、研究者としての基本的な能力を培い、教育・研究機関と医療現場とのコラボレーションによる調査・研究等を推進することができる医療従事者を養成する。
- 医療技術学研究科臨床検査学専攻は、高度な専門的知識・技術に加え、応用力・観察力・洞察力・分析力や科学的な論理的思考力・判断力等を身につけ、日々進歩する臨床検査分野の動向について自ら考え行動でき、医療に貢献できる人材を育成する。
- ・基本理念及び各学部の教育研究上の目的を達成するために必要となる基礎学力の強化、教養教育の充実を図るため、教養教育を担当する教員で組織する「教養学環」を平成 24（2012）年 4 月に設置した。教養学環は、教養教育科目を専門に担う教員で構成され、学部の教養教育の充実を図っている。

1-1-④ 変化への対応

- ・我が国を取り巻く社会や環境は急速に変化しており、大学に求められる使命も多様化している。大学には知の創造と継承とともに、グローバルな発想を持った創造的な人材、自主的で実践的な人材、地域の発展に貢献できる人材など多様性に富んだ人材の育成が強く求められるようになってきている。また、国際社会では、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）が全会一致で採択され、持続的に成長・発展する社会の実現に向けた教育の重要性が示された。このような社会情勢の変化に応じて、平成 30（2018）年度に「東京工科大学憲章」を制定し、基本理念に「持続可能な社会」、基本理念を実現するための具体的理念に「国際的な教養、豊かな人間性、高い倫理と創造性の教育」の文言を付記する改訂を行い、社会情勢など必要に応じた教育目的の見直しを行なっている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の建学の理念は不変であるが、社会情勢の変化に応じて基本理念、具体的理念、教育目的を適切に改善・向上する努力を今後も引き続き継続していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- ・「建学の理念」「教育目的」は学則に規定している。建学の理念や教育目的にかかわる学則の改正は、役職教員、事務局長、事務局次長、学長室長が出席している学長の諮問機関である「企画推進会議」で議論されたのち、理事長や副学長、各学部長・学環長、大学院研究科長などの役職教員、事務局長、事務局次長が出席する大学運営会議で審議し、大学評議会の議を経て理事会において決定しており、使命・目的等の見直しや改訂には役員、教職員が関与・参画している。
- ・毎年度初めには、教職員の FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動の一環である「全学教職員会」の中で学長より大学運営方針とともに大学の使命・目的等について説明を行い、役員や教職員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

- ・「建学の理念」「教育目的」を定めている学則は、大学案内や本学ホームページで公開し、入学式、学位記授与式において学長が言及している。
- ・「建学の理念」「基本理念」「具体的理念」を定めた「大学憲章」を本学ホームページで公開している。
- ・「基本理念」「具体的理念」は、キャンパス内の教室、実験室等に掲示し、学生便覧その他学生や教職員に配布する刊行物に掲載することで学内に広く周知している。
- ・その他には、新入生ガイダンス、在学生ガイダンス、入試説明会、オープンキャンパス、その他の機会において学生、保護者、高等学校教員、高校生、地域の関係者等に対して本学の基本理念等の説明を行い、学内外へ広く周知を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

- ・基本理念を実現するための具体的理念を一層具現化するため、平成 30 (2018) 年度に東京工科大学中長期計画「Evolution2030」を策定した。

【資料 1-2-1 東京工科大学中長期計画 Evolution2030】

- ・中長期計画とは、大学経営と運営を安定的なものとし、この安定した基盤のもとで教育力と研究力を強化し、これにより国際性や地域貢献を充実させ、取り組みや成果を広く情報公開することにより本学の更なる発展を目指すものである。
- ・この中長期計画を推進するために、「中長期計画推進委員会」のもと、大学の経営・運営

力の向上と発展、教育力強化、研究力強化、グローバル化促進、ブランド力向上のための分科会を設け、具体的理念に掲げている①実社会に役立つ専門の学理と技術の教育、②国際的な教養、豊かな人間性、高い倫理性と創造性の教育、③先端的研究を介した教育とその研究成果の社会還元を実現するための具体的な検討を行っている。

- ・令和2（2020）年度には、計画のうち、優先的に取り組む事項について再検討し、実施のための具体的な中期計画を以下のとおりまとめた。

○大学経営・運営

首都圏における私立理工系大学の中核大学に成長するという目標掲げる。さらに、「東京工科大学」の理念が社会で広く認知され、特徴のある大学像が社会的に認められることを目標とする。

○教育力強化

学生の修学や教員の教育への取り組みを継続的に評価・改善し、常に教育力の向上を図り、「実学主義教育」を実践するとともに、新たな教育方法の導入・評価を行う。

○研究力強化

本学の持つ学術分野や人的資源の特徴を活かした研究を実践できる研究体制を構築し、研究力の持続的な向上により国際的にも優れた研究成果を社会に還元する。

○グローバル化促進

海外大学との交流協定に基づく留学生の受け入れと本学学生へ留学機会を提供する仕組み・制度を創設する。また、地域の要望に基づく地域連携に適合した教育プログラムを設計することで、地域に根差した「実学主義教育」を実践する。

○ブランド力向上

本学の教育や研究の実践による魅力あふれる情報を途切れることなく戦略的に発信する。また、企業や受験生、保護者等に向けたタイムリーかつ全方位をみた戦略的な情報発信によりブランド力を向上させる。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- ・東京工科大学憲章として定めている「建学の理念」「基本理念」「具体的理念」及び「ラーニング・アウトカムズ」に沿って、大学全体における三つのポリシー「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」を定めている。
- ・学位授与の方針である「ディプロマ・ポリシー」では、学位授与の要件に加え、「基本理念」や「具体的理念」の実現のために兼ね備えるべき能力・力をも修得することを定めている。
- ・大学全体における三つのポリシーを基に、各学部、大学院研究科の各専攻においてもそれぞれ三つのポリシーを定め、学生が身につけるべき資質・能力、それを達成するための教育課程の編成、受け入れる入学者像を明確に示している。
- ・これらの三つのポリシーは、ホームページ、学生便覧、募集要項に掲載し、学生、入学志願者及び社会に対して周知している。

【資料 1-2-2 東京工科大学の入学者受入の方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

- 本学の建学の理念「豊かな教養と高度の学術を教授、研究し、もって社会の繁栄に貢献できる豊かな人間性と創造的知性を備えた実践的指導的技術者の養成」を実現するために、工学、保健衛生、美術の分野からなる 6 学部 11 学科 3 専攻に加え、教養教育の充実のための「教養学環」を設置し、建学の理念の実現を図るために必要な学部・学科等を整備している。
- 高度な学術の理論と応用を教授研究する大学院に 4 研究科 7 専攻を設置し、さらに産学連携などによる実践的研究のための「片柳研究所」を設置している。
- 学部から大学院への継続的な教育研究を可能にするため、令和元（2019）年度に工学研究科サステイナブル工学専攻、デザイン研究科デザイン専攻、令和 3（2021）年度に医療技術学研究科臨床検査学専攻を新設し、学部学科に所属する教員が担当している。
- ICT を活用した教育や様々なサービスを提供するために全学的な組織として「先進教育支援センター」を設置している。このセンターには専属の教員 2 人を配置し、全学的な教育支援ツールの安定的稼働や学生への迅速な情報提供などのサービスに取り組んでいる。
- 教務部長、学生部長、就職部長、先進教育支援センター長は専任教員が兼務し、学生への様々な支援を教職協働により円滑に行う体制を整えている。
- 令和 3（2021）年度には、中長期計画に基づき具体的理念である「先端的研究を介した教育とその研究成果の社会還元」を実現すべく、企業連携や産学連携による実践的な研究を推進するための組織として「実践研究連携センター」を設置することとしている。

【資料 1-2-3 東京工科大学学則、東京工科大学大学院学則】

【資料 1-2-4 東京工科大学組織図】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 今後も使命・目的及び教育目的、基本理念等が役員、教職員に理解と支持がさらに得られるよう努め、様々な媒体を活用して学内外への周知を図っていく。
- 中長期計画については、PDCA サイクルを利用した点検・評価を行い、毎年計画の見直しを行う。また、三つのポリシーが本学の使命・目的及び教育目的に対して適切なものか、教育研究組織が十分機能しているかについては、継続的に検証していく。

【基準 1 の自己評価】

- 「大学の目的」「基本理念」「基本理念を実現するための具体的理念」「理念に基づく教育の目的」を、具体的かつ簡潔に明示している。また、本学の個性、特色を適切に明示するとともに、社会の変化に対応する姿勢を維持している。大学の使命・目的は、役員・教職員の理解・支持を得ており、ホームページ等を通じて、学内外へ周知されている。設置されている教育研究組織は大学の使命・目的、教育目的との整合性を有している。よって、本学は基準 1「使命・目的等」の基準を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

- ・本学は基本理念に基づいたアドミッション・ポリシー【表 2-1-1】を定めている。このアドミッション・ポリシーを受けて、「応用生物学部」「コンピュータサイエンス学部」「メディア学部」「工学部」「医療保健学部」「デザイン学部」の各学部において、それぞれ目的に応じて求める人物像を学部のアドミッション・ポリシーとして明確にしている。

表 2-1-1 東京工科大学のアドミッション・ポリシー

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 各専門分野の学修と研究に強い意欲を持って挑み、自己成長して自分の夢の実現をめざす人 2. 国際的な教養と豊かな人間性を育み、高い倫理性と創造性を持ち、持続可能な社会（サステイナブル社会）の実現に貢献する人 |
|--|

【資料 2-1-1 東京工科大学アドミッション・ポリシー（Web キャプチャ）】

【資料 2-1-2 東京工科大学 一般選抜募集要項（P5 アドミッション・ポリシー）】

- ・アドミッション・ポリシーについては、教育システムや教育内容、目標に向かって学修に取り組む学生の声などを紹介する本学のホームページ等を通して受験生、保護者、高等学校教員等への周知に努めている。この他、毎年 6 月に実施する本学園主催高等学校教員向け「大学説明会」や高等学校における進学説明会及び全国で開催される進学相談会、教職員による高等学校訪問、本学教員による高等学校出張講義などにおいて、アドミッション・ポリシーの周知も図っている。

また、八王子及び蒲田キャンパスで毎年 12 回程度開催（令和 2（2020）年度はオンライン開催）しているオープンキャンパスでは各回 300～1,500 人規模の参加者があり、模擬授業や学生実験を体験するプログラムを設け、そこにおいても教育方針の理解を図っている。同時に入試説明会や入試相談コーナーで、資料や口頭により本学のアドミッション・ポリシーの周知を図り、かつ入試における選抜方法等について説明している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

- ・アドミッション・ポリシーに基づく受験生の能力・適性等を多面的・総合的に判定すること及び高等学校段階で育成される学力の 3 要素を適切に把握するために、評価尺度の多元化に努め、本学の求める学生像に合致した志願者を選抜するべく、さまざまな入試区分を用意している。

【資料 2-1-3 入試区分と概要】

- ・入学者選抜の実施にあたっては、入学試験の制度や方針、合格者の選考を行う「入試委員会」、入試問題の作成に係わる「入試問題検討委員会」、各学部の入学試験の実施に関する事項を審議する「入試実施委員会」を設置し、大学設置基準第2条の2及び大学入学者選抜実施要項の規定に従い、その基準から実施、合否判定に至るまで、公正かつ妥当な方法により行っている。
 - ・入試問題作成の体制として学長直属の委員会である「入試問題検討委員会」を設け、当委員会規程に基づき、入試区分ごとの入試問題の検討を行うとともに、当委員会に専門部会を設置し入試問題の作成、校正、印刷に係る事項を行っている。「入試問題検討委員会」は学長が委嘱する委員長及び副委員長（各学部1人）のほか、各学部・教養学環から選出される教員（助手を除く）各1人で構成される。また「専門部会」は入試問題検討委員長を主査とし、入試問題検討委員と入試科目ごとに学長が委嘱する入試問題作成科目責任者で構成される。入試問題の作成にあたっては、「入試問題検討委員会」と「専門部会」が連携し、入試科目ごとにそれぞれ学内選任教員10～12人の作成者と2～6人程度の問題モニターを置き作成、校正、印刷に係る作業を行っている。
 - ・令和3（2021）年度入学者選抜からは、アドミッション・ポリシーに基づき、受験者の「学力の3要素」を多面的、総合的に評価することに努めている。
 - ・「総合型選抜（旧AO入試）」は、「書類審査」（調査書・志願理由書）、「面接試験」及び「基礎学力試験」の結果を総合して選抜する。令和3（2021）年度入試からの大学入学者選抜改革を見据え、「学力の3要素」の知識・技能をどのように測るかを「入試委員会」で検討した結果、平成29（2017）年度、平成30（2018）年度のAO入試の面接試験には基礎学力を問う設問を用意した。令和元（2019）年度のAO入試からは、「書類審査」「基礎学力・適性検査」及び「面接試験」で選抜するという令和3（2021）年度の総合型選抜の基礎となる選考方法で実施した。「基礎学力・適性検査」は、マークシート方式の試験で、教科は「数学」「国語」「英語」から各学部が2教科指定し、出題内容は高校1年生までに学習する内容とした。
 - ・「学校推薦型選抜（指定校推薦）」は、「書類審査」（調査書・推薦書・志願理由書）、「面接試験」及び「基礎力検査」の結果を総合して選抜する。学校推薦型選抜（指定校推薦）においても、令和3（2021）年度入試からの大学入学者選抜改革を見据え、平成31（2019）年度入試から「書類審査」、「基礎学力測定調査」及び「面接試験」で選考した。「基礎学力測定調査」は、入学後の成長過程を記録する目的で、コンピテンシーテスト（行動特性調査）と簡単な時事問題で構成し、面接試験中に実施した。コンピテンシーテストは、後述する令和3（2021）年度一般選抜の「主体性に関する調査」にも活用している。
- 【資料 2-1-4 2021 年度主体性評価シート】
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3（2021）年度の総合型選抜は、一次選考を書類審査及び志願理由書（1,200字）で行い、二次選考をWeb面接試験（口頭試問含む）により選考を行った。学校推薦型選抜（指定校推薦）においても、書類審査及び思考力、判断力、表現力を測るプレゼンテーション動画の審査結果を総合して選抜した。
 - ・一般選抜では、奨学生入試、一般選抜A日程及びB日程は、従来通り書類審査及び学力試験による選抜を行っている。大学入学共通テスト利用試験前期及び後期は令和3

(2021) 年度入試から、入学後の学修を考慮し、大学入学共通テスト利用試験における各学部が指定する試験教科・科目を再考した。

【資料 2-1-5 東京工科大学 一般選抜募集要項】

- ・主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の評価（主体性評価）については、「総合型選抜」及び「学校推薦型選抜（指定校推薦）」で受験者本人が記載する「志願理由書」をもって評価し、一般選抜においては、インターネット出願時に志願者本人による「主体性に関する調査」の入力を求めている。
- ・編入学試験については、編入学一般選抜試験及び本法人設置専門学校等の「編入学指定校推薦試験」を実施している。出願時の既修得科目や履修予定科目を基に、受験生の出身校のシラバス等と本学のシラバスで教育内容を確認し単位認定を行ったうえ、一般選抜受験者には、筆記試験（数学・英語）と面接試験（口頭試問）を課し、2年次編入、3年次編入の合格を判定している。また、編入学生については、入学時のガイダンスで単位認定を基に細やかな履修指導を行っている。
- ・「外国人留学生試験」では、さまざまな学修履歴を有する外国人留学生を受け入れている。志願者はアジア圏からの留学生が大半であったが、平成 22 (2010) 年度以降はイスラム圏からの政府派遣の留学生を積極的に受け入れており、在学生数がサウジアラビアから 9 人、アラブ首長国連邦から 5 人、カタールから 1 人となっている。
- ・入学試験の検証については、片柳学園法人本部「情報企画戦略課」が中心となり、入試区分ごとに入学者の入学後の成績データを蓄積し、その特徴を分析している。その結果は、「企画推進会議」において学長、学部長、学環長や教務担当者に報告される。分析内容は入試区分ごとの休退学等の在籍状況をはじめ GPA による成績の比較等で、入学者選抜の検証となるだけでなく、学修支援にも活用されている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- ・過去 5 年間における入学定員に対する充足率は、全学で 1.06、学部別では応用生物学部で 1.07、コンピュータサイエンス学部で 1.07、メディア学部で 1.06、工学部で 1.07、医療保健学部で 1.02、デザイン学部で 1.08 である。過去 5 年間の数値及び 5 年間の平均値を見ると、全学においても各学部においても入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持しているものと判断している。

【資料 2-1-6 学部学生の入学定員と入学者数】

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和 7 (2025) 年度入試を目標に、「英語 4 技能試験」「記述式問題の出題」について、検討していく。「英語 4 技能試験」については、入学者の高等学校の調査書の「英語」の成績から入学後の英語の成績を分析し、外部試験の選択、基準の設定を議論していく。また、「記述式問題の出題」については、「入試問題検討委員会」を中心に、問題作成、採点方法及び採点体制、評価方法を議論していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- ・本学では、全教職員の行動規範として「Best Care」を掲げ、教職員一人ひとりが、「学生のためのベストケアとは何か」を常に考えて職務を遂行している。
- ・大学全体の教員・職員を対象とした FD・SD 活動として「全学教職員会」を月に 1 回(年間 10 回)開催し、教職員の行動規範の確認、大学がおかれている状況と問題意識の共有を図り、教職協働で学生支援の方針・計画に当たっている。平成 27 (2015) 年度までは同じ内容を八王子・蒲田両キャンパスそれぞれで開催していたが、平成 28 (2016) 年度以降については、オンラインで両キャンパスをつなぎ、全体で開催している。令和 2 (2020) 年度の各回のテーマは、大学の運営方針、年度ごとの各学部の基本方針の確認、学部講師による「オンライン授業の作り方」、「研究倫理・コンプライアンス研修」、学内専門家による「学生のメンタルヘルスケア」、「優れた教授法の事例紹介」などであった。
- ・全学の教育に関する事項を企画・調整する「全学教育委員会」、全学の学生の生活の支援施策を企画・調整する「学生支援等連絡会」、各学部の「教務委員会」、「学生委員会」など学修支援に関する重要な委員会では、教員とともに、事務職員も会議に参加し、教員と職員とが協働して学修支援を行う体制が確立されている。

【資料 2-2-1 全学教職員会テーマ一覧及び出席状況】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

- ・障がいのある学生への学修支援実現のため、本学では各学部における「アドバイザー教員」が学務課と連携することにより、早期に情報を把握し、教員と職員で情報を集約している。身体的な障がいに加え、発達障がい、精神的障がいなど、大学生活に障がいのある学生に対しては、入学前、入学後を問わず相談があった場合には、学生、保護者からの要望を聞き、他の学生と平等な学修環境を実現するため大学生活の中で生じる問題について把握し、それに対する合理的配慮のあり方を検討し、本学で対応可能な事項について配慮を行っている。特に学修においては、担当教員に受講時の注意点を周知し、定期試験にあたっては必要に応じて別室受験、試験時間の延長等の措置を個別に行っている。近年では、発達障がいと考えられる学生の問題が増えており、今後さらに幅広い対応が必要と考えている。

【資料 2-2-2 障がいのある学生への配慮に関する依頼文】

- ・本学では、少数ではあるが、視覚や聴覚、四肢に障がいのある学生を受け入れている。担当教員に受講時の注意点を周知し、定期試験にあたっては必要に応じて別室受験、試験時間の延長等の措置を個別に行っている。視覚障がいの学生については、必要な講義

資料を電子的に作成し、学生へ事前配布を行った。音声を使った講義の内容を「文字データ読み上げ」によって補完し、研究室での指導においては、指導教員による情報補填の配慮を行なっている。

- ・聴覚障がいのある学生が受講する講義では、「ノートテイク（学生ボランティア）」が、本人の代わりにノートを取るサポートを行った。本人からの希望がある場合には、入学式などの式典において手話通訳をいれる配慮も行った。また、四肢に障がいがある学生には、自動ドアの設置、階段シールを整備している。

【資料 2-2-3 ノートテイクの活動状況】

- ・発達障がいは「障がい」ではなく、「本人の個性」であるとの理解を進め、該当の学生にとって適切な合理的配慮を行う方針をたてている。教職員にむけて、「障がい者差別解消法」に関する勉強会を開催し、外部講師を招いた FD 活動（全学教職員会）を通じて、大学教育における「合理的配慮」への理解を高めている。令和 2（2020）年度には、学務課学生係に、学生の問題を一元把握する担当職員を配置したことから、学内にむけたメーリングリストを作成し、いち早く学生からの申し出に対応でき、該当する学生の状況は、各学部との連携で把握できるようになった。各学部における個別面談を通して、配慮を希望するか否かの意思確認を行うことにより、対応方法や講義資料の作成方法などの情報を共有することで、年度をまたがった包括的な対応も可能となった。

【資料 2-2-4 学生の問題を一元把握するための体制図】

- ・工学部や応用生物学部では、学生実験などでの必要な配慮について情報共有を行っている。工学部を中心に展開する「コーオプ実習」においても当該学生に留意する体勢を整えて対応した。
- ・キャンパスが広く、教室間の移動に高低差が多い八王子キャンパスでは、段差をつなぐスロープの設置、高低差を結ぶエレベーターを設置している。スクールバスについても、車椅子による乗り降りを運転手がひとりでサポートできる、低ステップバス、ノンステップバスへの車両切り替えを行ってきた。蒲田キャンパスでは、大学が使用する建物は全てバリアフリー化されている。

【資料 2-2-5 スクールバスの種類と台数】

- ・精神面や大学生活に障がいのある学生に対しては、対応ができる範囲で個別指導や個別の学修環境の提供などを行ってきた。試験時には個別の部屋を用意し、授業でのグループワークでは、チームに入る学生メンバーへ構成の配慮などを行った。見た目ではわからない障がいのある学生が実験などに参加する際には、当該学生への配慮とともに他の学生への対応の方法を検討してきた。また、入学前に保護者から状況の説明と希望対応を聞き、対応可能な事項について配慮を行ってきた。
- ・全授業科目のシラバスにオフィスアワーを明記しており、オフィスアワー制度を全学的に実施している。令和 2 年度の遠隔授業実施時についても、オンラインツールを積極的に利用した支援を行った。

【資料 2-2-6 シラバス作成にあたってのお願い】

- ・演習科目、実験科目を中心に適切な人数の TA を配置して、教員の授業支援を行った。また、受講者数の多い座学の科目については SA (Student Assistant) を配置し、出席記録の整備など教員の支援を行った。なお、TA には授業日程終了後に業務報告書を提出

させ、TAの関与も含めた授業改善を行った。

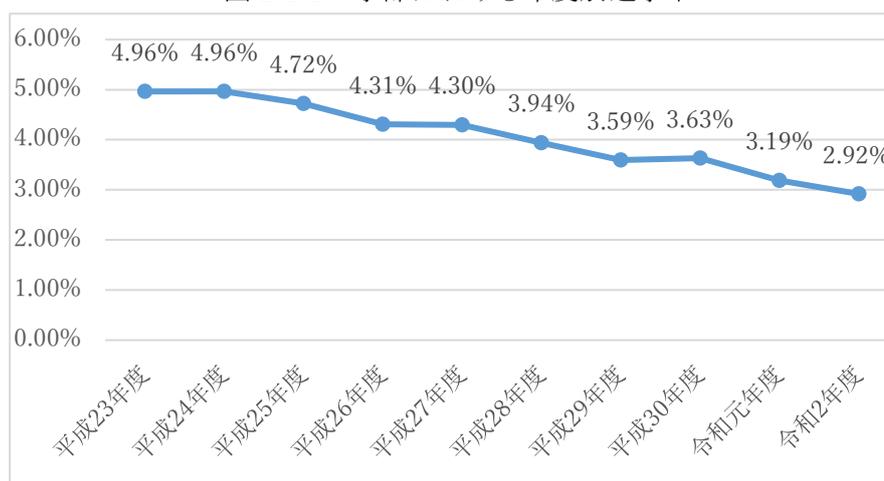
【資料 2-2-7 TA・SA 単価と採用状況】

- ・TAに関しては、大学院生に対する奨学の意味合いもあり、他大学に比べ、1コマ当たりの単価を高め設定しており、令和2(2020)年度には八王子キャンパスにおいて196人の本学大学院生が学部授業にTAとして従事し、学生1人当たり約33万円の収入を得ている。また、フレッシューズゼミにSAを「ピアサポーター」として配置し、同年代の学生の目線を授業運営に採り入れ、入学者が早期に大学生活へなじめるように工夫している。さらに1、2年生の必修講義科目にもSAを配置し、基礎教育活動を支援している。
- ・平成26(2014)年度から運用を開始した「出席管理システム」により厳格な出席管理を行い、学生の学修習慣の適正化を図った。このシステムは、出席者の着席場所までリアルタイムに把握できることから、大人数の授業でも名前で指名ができる等のコミュニケーションができ、教育効果が上がった。これにより、連続欠席者などを早期に把握することができた。
- ・休学や退学、留年への対策のため、次の3つの取り組みを実施した。①平成27(2015)年度後期から再試験を制度化し、重要科目、必修科目を中心に再学修・再挑戦の機会を設け、本来の学修期間内に理解を深めた上で単位取得に結び付くようにした。②平成27(2015)年度末から令和2(2020)年度末までの間、卒業研究等着手要件を一部緩和し、数単位の不足で留年することを回避し、卒業までの努力を促した。ただし、単なる緩和ではなく、指導教員と学修計画に関する面談を行った上で承認した。令和3(2021)年度以降については、卒業課題・卒業研究等着手要件の見直しを行っているため、緩和措置については解消した。③成績不振者に対応するため、平成28(2016)年度から学修支援センターの運営主体を教養学環とし、専門教育の指導員を増員、教員と指導員との連携を強化した。
- ・休学や退学を減らすために平成27(2015)年度より、学長諮問委員会として「アドバイザー制度委員会」を設置し、対応策を立案実行している。
- ・「アドバイザー制度委員会」は、各学部の学生委員長が、学部における「アドバイザー教員」を束ねる組織である。アドバイザー教員とは、15人から20人程度の学生に対し大学での学修面、生活面での状況把握のために個別面談などを通じたフォローを行い、単位の修得状況、生活上の悩み、人間関係の問題などの把握をしている。学生は、入学時より3年次までは、各学部で割り当てとなった教員をアドバイザーとして指導を受け、相談することができる。3年次に、研究室に配属となった後は、研究室の指導教員がアドバイザーとして指導を引き継ぎ、卒業までをフォローする。
- ・学生本人にとって不本意な理由で休学・退学することを防止することは、本学における学生指導の重要課題のひとつである。学生への面談やアンケートを通じて、休学・退学に至る理由や状況を分析し、授業の改善や学修環境の改善などに役立てている。休学や退学を希望する学生には必ずアドバイザー教員が面談を行い、学生の意思の確認を行っている。休学期間が終わり復学する際には、学期が始まる前に休学者に向けたガイダンスを実施し、復学に向けてのフォローを行っている。また、必修科目の出席データのチェック、進級要件の弾力化と緩和、学生が躓きやすい授業カリキュラムの改善などによ

り、休退学率は減少している。

- 学生が学生生活に躓く理由としては、「理解できない授業がある」「課題についていけない」「グループワークでの人間関係の問題」「経済的な不安」「精神面での不調」などがある。担当教員はこれらを状況に分けて分析し、問題を抽出し、原因究明と可能な範囲での改善を行い適切な対応をすることが求められている。そのため、各学部において学修面や生活面での問題を抱える学生については、学務課学生係での情報の一元管理を行うための担当職員を配置し、担当職員は、各学部の学生委員長やアドバイザー教員と連携して情報収集を行っている。
- 各学期初めには、フレッシュャーズゼミや、必修授業、必修の実験科目などの出席データをチェックし、学期初めでの問題がないかを確認している。進級要件の緩和、学生が躓きやすい授業カリキュラムの改善などにより、【図 2-2-1】で示すとおり、平成 23 (2011) 年度には、全学で 4.96% まで上った退学率が、上記の施策、取り組みにより、令和 2 (2020) 年度には、2.92% まで減少している。復学へ向けた障害をなくし、休学というコンプレックスを抱かせないなど、スムーズな復学にむけて丁寧なサポートとフォローを行っている。

図 2-2-1 学部における年度別退学率



- 平成 22 (2010) 年度より、アドバイザー制度の一環として、欠席が多い学生をピックアップし、留年や中途退学を未然に防ぐために「出席状況確認調査」を行っている。この調査では各学部学科で選定した科目において、初回から 6 回のうち 3 回以上の欠席がある学生を各科目でピックアップしている。調査開始当初は、調査結果を学部にフィードバックしていたが、平成 24 (2012) 年度からは、保護者に対し手紙を送り、今後の学修に向けた取り組みを家族で話し合ってもらおうようにしている。

【資料 2-2-8 各学部における出席状況確認調査】

- 各学部における学生委員長とアドバイザー教員は、定期的に学生との面談を実施して、状況を把握している。また必要に応じて、学生の状況を把握するためのアンケート調査を行い、休退学につながる問題を調査している。これらの調査では、休退学に結びついた理由を具体的に明らかにし、各学部におけるカリキュラムや学生指導の改善につなげている。

【資料 2-2-9 アドバイザー制度委員会資料】

- ・成績不振者、欠席の多い学生等に対する教員間情報交換、定期的対策協議、保護者への電話連絡・面談を行い、生活指導上の相談をしている。また保護者を対象として保護者会を開催し、早期対応を図り、最善を尽くしている。春期においては、2年次生以上の学生を対象として、学内外で開催し、学業不振、精神面での不安、就職活動への不安など、様々な問題に対応している。秋学期においては、主に新入生の成績不振者を対象として面談を行っている。令和2(2020)年度は、対面での春期保護者会を開催できなかったが、秋期においては、問題を抱えている学生を抽出して保護者会を実施することで、多くの事例で、学業上の問題の早期発見につなげることができた。

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

- ・出席管理システム及びLMS(学修管理システム)の導入・改良により、学生の学修習慣を常態化・向上することが可能となり、教員の負担増を回避しつつ、問題学生の抽出の自動化、教員と職員が学修状況を共有できる学生カルテの改善など、ICT(情報通信技術)を活用したよりきめ細かい指導を支援した。今後は、これらのシステムの改修を行い、より精度の高い指導を行う。
- ・障がいのある学生への配慮は、今後さらに幅広い対応が必要となることが予測される。これまで各学部内で把握した、障がいのある学生の情報は、学務課担当者との連携により、「学生相談室」と一元管理する計画である。そのために、令和2(2020)年度より八王子キャンパスにおいて、「ヘルスサポートセンター」の設立を進め、令和3年(2021)年度に開設した。今後、蒲田キャンパスにも設立予定である。
- ・障がいのある学生の状況を令和3(2021)年度からは「ヘルスサポートセンター」を中心に、学務課と各学部の連携で把握していく。
- ・ノートテイクなどの受講サポート、試験時やグループワークにおける環境の配慮については、今後もノウハウを重ね、さらに充実したサポートが必要になると考えられるため、各学部においてその体制を検討する。
- ・必修授業の出席データチェックや、学生が躓きやすい授業カリキュラムの改善、進級要件や卒業要件の緩和措置を学部ごとに試行し、学部により、進級要件に関わる必修科目の再履修制度を整備した結果、休退学率は減少している。今後も、これまでの施策の有効性を検証しながら、問題のある学生の出席状況の確認を、より正確で即時性のあるものにするため、教務システムと「学生カルテ」との情報の連携強化を検討する。
- ・近年の休学・退学の理由として、目立っているのが、「グループワークでの人間関係」のトラブルである。お互いに初対面どうしでの人間関係の構築から、ひとつの目標に向かって意見を調整し、計画をたてる経験から、社会的な行為への参加、仲間との関係の調整など、人間として重要なことを学ぶ機会であるが、それが重荷となる場合が増えている。また、グループのリーダーとなる学生が、リーダーシップの重圧に負けてしまうケースもあり、こうした人間関係の形成については、グループワークがアクティブ・ラーニングの主軸である必要があるかどうかを見極め、人間関係の構築、指導方法の確立を目標として、各学部において学生指導にあたっていく。
- ・学生と研究指導教員とのミスマッチにより、研究や就職活動に行き詰まり、休学や退学

する学生もいる。原因として、研究室での指導上の行き違いなどもあげられるが、こうした学生を生まない仕組みとして、今後、研究室配属前に希望指導教員との面談や、各学部における調整などにより、ミスマッチによる休学・退学を減らしていく。

- ・現時点では、新型コロナウイルス感染症による学生生活の変化が、直接的に、休学・退学に結びつくという目立った動きは見られないが、ある研究者によれば、「休学の原因は休学時の11ヶ月程度前に起きた問題にある」という考え方もあり、令和3(2021)年度において対面授業が行われ、グループワークが増えるとともに、オンライン教育において、人間関係が構築できていない学生たちの状況について、各学部のアドバイザー教員や学生委員長を中心として、ヘルスサポートセンターとも連携し、休学・退学対策を行っていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

- ・学部・学科の教育課程内においては、一貫した体系的なキャリア教育に取り組むことで、学生の就業力を向上させることに力を入れている。具体的には、1年次から3年次にかけて、社会人基礎力を体系的に育成することを主目的として「教養教育科目」の中の「社会人基礎科目群」を必修科目または選択科目として用意している。これらの講義においては、アクティブ・ラーニングの考えも取り入れ、主体的な参画や当事者意識を向上させる意味でPBL等のグループ協働作業を全面的に採用している。

【資料2-3-1 「社会人基礎科目群」シラバス】

- ・1年次では、教員別の少人数クラスを前提とした「フレッシュャーズゼミⅠ、Ⅱ」(前後期各14コマ)を開講している。前期では、大学への様々な適応支援を基軸に、学業やサークルなどの活動を通して自ら計画や目標を立案できることを教育目標としている。後期では、PBLを基本にしたテーマを学部ごとに決め、グループワークを遂行した結果をポスター形式で発表することで、「前に踏み出す力」や「チームで働く力」といった社会人基礎力をかん養することを教育目標としている。

【資料2-3-2 「フレッシュャーズゼミ」シラバス】

- ・2年次では、八王子キャンパスの4学部において、数十人程度のクラス編成により、大学で学ぶ上での基礎的スキルであるレポートライティングとプレゼンテーションを中心に学修する「アカデミックスキルズⅠ、Ⅱ」(前後期各14コマ)が必修科目として用意されている。また蒲田キャンパスのデザイン学部において、職業的な将来ビジョンや自己表現能力の向上、業界や企業の探索などの学修を促す数十人程度のクラス編成による「キャリアデザインⅠ、Ⅱ」(前後期各15コマ)が必修科目として用意されている。

【資料2-3-3 「アカデミックスキルズ」、「キャリアデザイン」シラバス】

- ・3年次では、八王子キャンパスの4学部において、自己分析と企業研究を深め、模擬面接などを通して就業力をさらに高める「キャリア設計Ⅰ、Ⅱ」（前後期各14コマ）が必修科目として用意されている。また蒲田キャンパスのデザイン学部において、就業力や企業・業界・職種選択力向上の実践的な知識を学ぶ「キャリアデザインⅢ、Ⅳ」（前後期各15コマ）が必修科目として用意されている。

【資料 2-3-4 「キャリア設計」、「キャリアデザイン」シラバス】

- ・「社会人基礎科目群」では上記の必修科目以外に、社会の現場で体験的に学修する場を提供するため、社会実習型の科目を選択科目として用意している。1年次から3年次にかけては、社会への主体的な参加から学びを得る「サービスマーケティングⅠ～Ⅳ」、2年次では、現場での第一線での仕事を体験する「インターンシップⅠ、Ⅱ」を用意している。また工学部で先行して取り組み、実績を上げてきた「コーオプ教育」を八王子キャンパスに設置する3学部（応用生物学部、コンピュータサイエンス学部、メディア学部）に展開し、2年次から3年次にかけて「コーオプⅠ、Ⅱ」として用意している。

【資料 2-3-5 「サービスマーケティング」、「インターンシップ」、「コーオプ」シラバス】

- ・入学から3年次前期まで、1年次の「フレッシューズゼミ」の担当教員がアドバイザー教員として毎期ごとに個別に責任対応する「アドバイザー制度」を長年導入して実績を上げている。具体的には、アドバイザー教員と学生との個別面談を通して、学修成果の振り返りとそれを踏まえた改善施策、アルバイトや資格取得を通じた普段からの社会参画と自己啓発、さらに次期に向けた行動目標の設定と必要なアドバイスを行う。これら一連の施策は、学業力・就業力に繋がり、ひいては社会人基礎力の育成につながっている。
- ・大学院バイオ・情報メディア研究科においては、専門的な知識の土台として、21世紀社会で要請されている汎用的な能力を修得することを目的に、「ジェネリックスキル科目」を選択必修科目として用意している。修士1年次では、博士前期修士課程修了者に対して企業が求める人物像を理解し、自己理解や企業研究、さらに専門性を主眼に置いた模擬面接などを行う「キャリア開発特論」（後期7コマ）を開講している。また実際に社会の第一線に赴き現場体験を通じて将来のキャリアビジョンを育成するとともに社会体験値を向上してもらうことを意図した「社会参加プログラムⅠ、Ⅱ」を用意している。さらに令和3（2021）年度からは、博士前期修士課程の学生の素養として研究内容を英語でプレゼンテーションすることを目標に、新たに「サイエンスプレゼンテーション英語」を導入している。

【資料 2-3-6 大学院バイオ・情報メディア研究科教育課程表、シラバス】

- ・教育課程外では、学生一人一人にきめ細かいキャリア支援や就職活動支援を行う体制を構築している。本学では、各学部において教員を構成員とする就職委員会を設置しており、キャリア系講義のシラバス立案から評価までを行うだけではなく、学部独自の就職支援策、個別支援を行っている。またキャリアコンサルタントなどの有資格者や、大学・企業他でキャリアカウンセリングの経験を豊富に持つ人材を就職支援に特化した就職特任講師として各学部で採用しており、さらにきめ細かいマンツーマンでの学生支援を行っている。

【資料 2-3-7 就職委員会議事録】

- ・大学事務局としては、学生相談の窓口として、八王子、蒲田両キャンパスに「キャリアサポートセンター（CSC）」を設置し、学生支援にあたっている。さらに、八王子キャンパスにおいては、令和2（2020）年度に、工学部内に設置されコーオプ教育の運用・支援を行ってきた「コーオプセンター」がCSCと統合され、新たに「キャリアコーオプセンター（CCC）」として設置された。これにより、他学部へのコーオプ教育の運用も含め、これまでCSCが行ってきた就業支援への連携及び低学年からのキャリア教育の一層の強化を図る体制を構築できている。
- ・CCC、CSCは、各学部の就職委員会に参加し、また各研究室、ゼミの指導教員と緊密に連絡を取りながら就職内定が得られるまで支援する仕組みやサービスを提供している。また企業と協力して、就職活動準備や就職活動に関する対策・実践講座・セミナー（社会人マナー、面接・エントリーシート対策、業界・業種研究会、合同企業セミナー、個別企業セミナー、就職活動マッチング、キャリアアドバイザーによる相談や模擬面接など）を随時提供している。
- ・キャリアアドバイザーは、CCC・CSCにおいて就職やコーオプ、進路に関する相談、履歴書・エントリーシートの添削、模擬面接や企業の紹介等を行っている。全員、国家資格キャリアコンサルタント資格等を有し、大学・企業他でキャリア支援の経験が豊富である。

【資料 2-3-8 対策・実践講座・セミナー関連資料】

- ・CCC、CSCから学生への情報は学生個々のアドレスにメール送信しているほか、学内サイトの「就職・キャリア支援」ページにて随時公開することで情報発信している。また本学独自の求人検索システムとして「S-Navi」を運用しており、本学に求人があった企業を検索できるほか、希望業種や職種など学生個人の希望によって絞った条件検索、内定実績の有無やOB、OGが残した各企業の試験内容報告書の閲覧が可能となっている。さらに「S-Navi」の求人情報を補完するため、本学学生を採用したい求人が登録されている就職支援サイト「キャリアタス UC」も学生に案内し、活用を促している。

【資料 2-3-9 「就職・キャリア支援」、「S-Navi」、「キャリアタス UC」関連資料】

- ・留学生については、毎年4月に実施している留学生ガイダンスにおいて就職関連の時間を設け、留学生に対して日本での就職活動の特徴や提出書類、インターンシップの重要性等をレクチャーしている（令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響でガイダンスを中止した）。また、これに合わせて令和2（2020）年度からは学内サイトに留学生への情報提供ページを作成し、日本での就職を希望する学生に有益な情報を誰でも閲覧できるよう整えている。

【資料 2-3-10 「留学生ガイダンス」、「外国人留学生の日本での就職活動」関連資料】

- ・学生の進路届提出時に合わせて、各自の就職活動を振り返える「就職活動アンケート」を令和元（2019）年度から実施している。内定先企業に決めた理由、内定獲得の時期、就職活動で役立ったこと、内定先への満足度などのデータを取得することで、年度ごとの就職活動の傾向などを把握し、今後の就職支援策へ反映させることに活用している。

【資料 2-3-11 就職活動アンケート】

- ・教職員一体となった就職支援の普段の取り組みにより、各種メディアによる就職関連調査において上位にランキングされるようになった。例えば、令和2（2020）年度におい

では、卒業者数 1,000 人以上の大学での実就職率ランキング 38 位、学部別実就職率（農学系）5 位（応用生物学部）、日本経済新聞「採用を増やしたい大学」ランキング 9 位などとなっている。

【資料 2-3-12 就職関連ランキング】

- ・令和 2（2020）年に起こった新型コロナウイルス感染症の拡大は、企業の採用活動と学生の就職活動にも多大な影響を与えた。これに対しては、学長諮問委員会である「就職推進会議」を定期的に開催し、学部ごとの問題点の抽出と対策、さらに例年以上の個別の支援策を全学的に行うことで、一人も取りこぼさない内定獲得への強固な支援を行っている。

【資料 2-3-13 就職推進会議議事録】

- ・上記のように、少人数クラスをベースとした 1 年次から卒業までの各段階でキャリア及び就業力の向上に向けた体系的な教育課程が用意されている。また、一人一人の学生に向き合った就職支援を教員組織と事務局 CCC、CSC とが連携して進めている。これにより、社会的・職業的自立に関する支援のための全学的な体制が整備されている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育課程内で実施するキャリア教育については、実施内容やその効果を評価し、学生の声なども参考にして、次年度の施策に確実に反映させる。また日頃から学生に就職特任講師や CCC、CSC の活用を促し、併せて求人情報や各種就職支援イベントの情報をよりスピーディーに提供する。内定獲得の状況によっては、臨機応変に就職特任講師やキャリアアドバイザーの勤務時間を弾力的に運用し、より多くの学生に、よりきめの細かい支援を行う。このように、教員と CCC、CSC が一丸となり、より一層密接な連携を図りながら就職支援を行う。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

- ・大学事務局では、奨学金業務、学費の延納・分納対応、学生の課外活動、学生生活相談、留学生サポート等、学生生活サービスを充実させるための組織として学務課学生係を設置し、適切に機能している。
- ・経済的支援を必要とする学生や学修意欲の高い学生、私費留学生などに対して、広く平等に修学の機会を与えるため、公的あるいは大学独自の各種奨学金の公募審査を行なっている。平成 30（2018）年度入試からは奨学生入試を導入し、成績優秀で学修意欲の高い学生には、入学時からの支援を行っている。また、「私費外国人留学生授業料減免制度」や優秀学生への「学長賞・学部長賞」などの奨励金制度も設定した。その他、地方公共

団体の奨学金、学園への協力関係にある企業による私的奨学金、東京工科大学同窓会奨学金などについては、積極的に学生に紹介し、支援を必要とする学生へのサポートを行っている。

- ・災害発生時には「自然災害における学費減免」などの支援制度を設けており、平成 23（2011）年の東日本大震災をはじめ、地域における豪雨災害などで、家屋の損害などによる経済的な問題に対して、学費減免制度などについて、該当学生に周知し、修学の継続などの学生生活のサポートを充実させている。また、学費の分納・遅延対応にも柔軟に対応している。
- ・令和 2（2020）年度における、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学生の学修環境は激変した。遠隔授業に対応するために、インターネット通信環境の確保が必要となった。これに対して、片柳学園全体として、5 万円の修学支援金の支給を早期に決めた。また、新入生に対しては、学修に使用するノート PC 推奨機を新入生全員に送付し、授業開始前のセットアップのフォローや、PC トラブルのサポートを手厚く行った。
- ・政府による学生支援緊急援助金については、学生への迅速な周知と情報収集を行い、支援を必要とする学生への支援金給付手続きのサポートを徹底して行った。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で月の収入が大きく減少した家庭に対しては、学費の分納・遅延などの対応をきめ細かく行い、必要に応じて、学費減免の措置を行うなど、学生生活の支援を幅広く進めている。
- ・本学では、課外活動となるサークルや同好会を通じた学生による自主的な団体活動を、社会人となる前の学生にとって重要な人間関係形成の場と位置づけている。学生はこの課外活動において、共通の趣味や興味をもつ仲間たちと友人関係を築き、コミュニティの一員としての自覚を持つようになる。学生は、団体行動のルールを決めて活動をする経験を通じて、社会の構成員としての行動を学修し成長する。課外活動は、大学における学修や研究に並び、学生生活における重要な要素であると考えている。
- ・八王子・蒲田両キャンパスには、文化会に所属するサークルと体育会に所属するサークルがあり、各会の役員となる学生が中心となり、「新入生歓迎イベント」、「スポーツ大会」、「音楽祭」、「合同展示会」等の各種イベントの企画実施を行っている。また、本学では、八王子・蒲田両キャンパスに、それぞれ「大学祭実行委員会」が設置され、併設校である日本工学院八王子専門学校、日本工学院専門学校と合同で、学園祭を開催しており、学生主体のイベントが開催できるよう学務課学生係が中心となり専門学校との調整をはじめとした支援を行っている。
- ・八王子キャンパスは「紅華祭」、蒲田キャンパスは「かまた祭」として学園祭が開催され、在学生だけでなく近隣からの来場者もあり、賑やかな各種イベントや研究成果発表などが行われる。蒲田キャンパスでの「かまた祭」では「街の保健室」と称して、区民・地域住民の健康チェック会などを企画し、地域と連携した企画も成功を収めている。
- ・令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、専門学校との合同開催を中止し、大学単独によるオンライン大学祭を 12 月に実施した。
- ・課外活動・サークル活動などの課外活動において、各団体をまとめる責任感のあるリーダーの存在は重要である。各種イベントの企画実施だけでなく、各サークル内での役割分担を通じた団体活動をまとめていく優れたリーダーの育成のため、各会の役員、各会

に所属するサークルの部長ならびに会計係を集め、「リーダーズキャンプ」を実施し、毎年各種プログラムを通じた指導を行なっている。

- ・ 課外活動・サークル活動の拠点となる、部室については、八王子・蒲田ともに管理を徹底し、平成 30 (2018) 年度には八王子キャンパスの部室にエアコンを設置し、新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン活動を可能にするためのネットワーク環境の整備、活動の際に使用する手指消毒薬やペーパータオルなどの提供を行った。
- ・ 各学部においては、学生生活の指針となる指導方針を立て、学生委員会が学部長とともに日常的な学生への配慮と指導を行っている。さらに、学長諮問委員会として「アドバイザー制度委員会」を設置し、休退学につながるような問題を抱える学生について、日常的な指導の中で、様々な状況把握に努めており、心身面での問題から、学修意欲を失い生活が乱れる学生を早期に把握して指導に努めている。
- ・ 本学では、学生生活の基本は学生本人の心身の健康が基本であることを強く認識し、学務課学生係と各学部の教員が連携しながら、学生の健康面、精神面でのサポートを行っている。特に各学部では、学生委員会の教員が中心となって、学生の心身面での状況を把握している。
- ・ 学生が自身のアドバイザー教員に様々な相談ができる「アドバイザー制度」がある。入学時より 3 年次までは、各学部で割り当てとなった教員がアドバイザーとなり、3 年次または 4 年次に研究室に配属となった後は、研究室の指導教員がアドバイザーとして指導を引き継いでいる。新入生については、特に「フレッシューズゼミ」を一年間（デザイン学部は半年間）開講し、アドバイザー教員と学生との間で、気軽に情報を共有できる関係を築く努力をしている。2 年次以上の学生には、「アドバイザー面談」を実施しており、学生が心理的なストレスを抱えて起きる心身の健康問題などについて、日常的な接触の中で心的な支援を行っている。
- ・ 学生として同じような問題を経験し、自身の力で乗り越えたような体験を持つ先輩を、「ピアサポーター」として採用し、アドバイザー教員による「フレッシューズゼミ」などで、「ピアサポーター」である先輩と新入生が話す機会を設け、学生が抱えやすい問題について、学生同志で認識し、問題の解決策を探す支援を行っている。
- ・ 授業や演習においては、アクティブ・ラーニングの良さを継承しつつも、学生自身のメンタルコンディションに配慮し、多様な学修の機会を与えるようにした。
- ・ 心身が疲弊してしまい精神面でのサポートが必要な学生に対しては、「学生相談室」において、臨床心理士が学生の抱える問題についてカウンセリングと助言を与えサポートを行っている。
- ・ 学修上の問題を抱える学生には、基礎学力の強化と専門分野のハイレベルな知識を修得するために開設された「学修支援センター」において、英語・数学・物理・生物・化学・プログラミング・文章技法（レポート）など、常駐の指導員が対応している。この「学修支援センター」は、自分の好きな時間にセンターを訪ねて個別の指導・アドバイスを受けることが可能であり、単に補習的に利用するだけでなく、興味のある特定科目・専門科目の能力をさらに強化したい人の学修にも対応している。令和 2 (2020) 年度には、新型コロナウイルス感染症対策として、Web 会議サービスを用いたオンライン指導を行った。

【資料 2-4-1 医務室・学生相談室利用状況（5年）】

【資料 2-4-2 奨学金給付状況（3年）】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・近年、学生が人間関係に悩む事例として、授業や演習における「グループワーク」が原因となることが報告されている。アクティブ・ラーニングの手法として用いられるグループワークは、学生が基本的なコミュニケーション能力を身につけ、他者と意見や考えを調整しながらものごとを計画する社会的能力を磨く場である。しかし、皮肉なことに、こうした活動そのものが、学生の心理的負担となり、通学に支障をきたすようなストレスとなる例も見られるようになってきた。そもそも「グループワークは苦手」という事例が増えている他、リーダーとなった学生がグループをまとめきれず、リーダーとしての重圧に負けてしまう事例も見られる。グループ運営に SNS を用いるため、SNS 上のコミュニケーションが原因となる例も増えている。こうした事例に対処するために、各学部での授業や演習においては、学生本人の適性を見つつ、適度なグループワークの実施について考慮している。
- ・「アドバイザー制度委員会」では各学部のアドバイザー教員と連携し、学生生活の向上のために周密な観察指導を行ない、アドバイザー教員が把握する学生に関する情報を一元管理活用することで学生サービスのさらなる向上につなげるほか、学修面においては、「学修支援センター」の具体的な利用率を調査し、学生の理解力に合わせ、継続した学修支援システムを構築することと、学生相談室における心理カウンセリングの他、精神疾患や学修障害等の多様化に対する総合的対策システムの構築を検討する。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大が社会の経済活動に与える影響は甚大である。今後、家庭の経済的な問題から、学修を続ける上での問題を抱える学生が急増する事態も予想され、コロナ禍による経済的な問題を抱えつつも、成績優秀である学生に対し、緊急かつ柔軟な経済的支援が必要となるほか、奨学金の停止などと言った問題を抱える学生に対しての施策を考える。
- ・令和 2（2020）年度、コロナ禍の中で初めての試みとして、八王子、蒲田キャンパス合同にて「オンライン大学祭」を開催したが、今回の実績をもとに、今後は、オンラインを活用した新入生歓迎会や、日常的な課外活動、情報交換等について、気軽に、安全に行えるような特設サイトの設置支援を学生の課外活動に対して行う。
- ・令和 3（2021）年度に開設した「ヘルスサポートセンター」は、学生相談室と医務室をひとつにし、センターと学務課、教員との連携を行うケースコーディネーターを配置している。臨床心理士や看護師など専門家により、メンタル、フィジカルの両面から、適切な学生指導を行っており、こうした人間関係の悩みや、コミュニケーション障害等についても、「ヘルスサポートセンター」において対応している。また、迷惑行為の報告もあり、キャンパス内の死角となる場所を確認し、照明の改善や防犯カメラの設置など対応を行っていく。
- ・コロナ禍での遠隔ツール利用や、自宅からのオンライン授業出席等により、不正アクセスや、著作権の違反、画像保存等、これまでとは違う新たな問題が起き始めている。これらの問題に対しては、大学として新たに、情報セキュリティ対策規程を制定しており、

これまでであった情報セキュリティガイドラインだけではなく、課外活動においても、遠隔ツールやネットワーク利用に対するガイドラインを作成することにより、これから起こりえる問題について対応していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- ・ 本学の基本理念を実現するための具体的理念の 1 つである「理想的な教育と研究を行うための理想的な環境整備」に基づき、八王子キャンパス、蒲田キャンパスを整備し、【表 2-5-1】に示すとおり、大学設置基準に定める面積を十分に満たす校地・校舎を整備している。

表 2-5-1 校地・校舎等の面積

	校地面積	校舎面積
八王子キャンパス	357,465.41 m ²	1,041,565.01 m ²
蒲田キャンパス	23,084.24 m ²	40,027.61 m ²
合計	380,549.65 m ²	1,081,592.62 m ²

- ・ 八王子キャンパスには、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、プールなどの屋外運動施設をはじめ、屋内施設としてバスケットコート 3 面の広さを有する体育館を整備し、これらの運動設備は授業や課外活動で活用している。また、図書館には、閲覧スペース、グループ学修室をはじめ、学生が自由に印刷できるプリントショップなどを整備し、学生の自修場所として活用している。
- ・ 蒲田キャンパスの運動施設は八王子キャンパスと共用としており、蒲田キャンパスの学生も八王子キャンパスの運動施設を利用することができる。また、蒲田キャンパスに併設している日本工学院専門学校の施設である片柳アリーナ（体育館）も同校の利用状況により本学学生も使用を可能としている。
- ・ 両キャンパスともに新耐震基準により整備をしている。また、八王子キャンパスでは開設後 30 年が経過したことによる施設・設備の老朽化に対応した大規模改修工事を平成 22（2010）年度から 12 ケ年計画で実施しており、本学の教育目的の達成に支障がないよう、法人本部及び学内に駐在する施設管理業者と連携を行い、施設・設備の安全性等に配慮し適切に管理している。

- ・本学は教育の柱である「実学主義教育」の根幹に ICT（情報通信技術）を置き、全学を挙げて「Society5.0」の実現に貢献する先進的な ICT 研究・教育を推進すべく、平成 11（1999）年度に開学したメディア学部をはじめ、八王子キャンパス、蒲田キャンパスの全学部の学生全員がノートパソコンを必携し、ICT リテラシーに関する講義を必修としている。その環境をさらに充実させるため、平成 25（2013）年度に对外接続回線を学術情報ネットワーク「SINET」の高速回線接続（八王子 10Gbps、蒲田 1Gbps）に切り替え、学内の通信拠点と各建物間を 1Gbps の光ファイバーケーブルで結び、講義室、演習室、実験室等には高速なインターネットアクセスを可能とする無線 LAN 環境を整備した。これにより、学生はノートパソコンやスマートフォンなどの様々な端末を用いて、学内の自由な場所で無線 LAN を利用し、講義情報や学生生活情報を取得できるようになり、学修環境の向上へと繋がっている。
- ・情報教育に必要となるノートパソコンの導入については「ノートパソコンワーキンググループ」により各学部からの要望を取りまとめ選定を行っている。学内ネットワークへの要望、ソフトウェアの導入等については「メディアセンター委員会」及び大学事務局にて学内の要望を取りまとめ、適切なソフトウェアの更新、サービスを導入している。
- ・これらの学内ネットワークが停止することは、教育上大きな影響を及ぼすことからセキュリティ強化が必須と考え、学内ネットワーク及びセキュリティについては、外部業者による 24 時間 365 日の有人監視サービスを導入し、学内ネットワーク担当職員と情報を密にすることにより、学内ネットワークの安定した運営を行っている。
- ・八王子キャンパス施設の概要、蒲田キャンパス施設の概要を資料に示す。

【資料 2-5-1 各キャンパスの概要】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

- ・八王子キャンパス図書館には、約 18 万冊収納可能な書架と 658 の閲覧席及びグループ室 2 室、個室 9 室、視聴覚ブース 9 室を設置しており、令和 3（2021）年 5 月現在の蔵書数は、図書 15 万 5,170 冊（和書 12 万 1,590 冊、洋書 3 万 3,580 冊）、雑誌 100 種類（和雑誌 64 種、洋雑誌 2 種、電子ジャーナル 34 種）、視聴覚資料 6,333 タイトルである。開館時間は平日 8:45～20:45 としている。蒲田キャンパス図書館には、約 7 万冊収納可能な書架と 200 の閲覧席及びグループ室 2 室、個室 17 室、視聴覚コーナーを設置しており、令和 3（2021）年 5 月現在の蔵書数は、図書 3 万 8,209 冊（和書 3 万 5,320 冊、洋書 2,889 冊）、雑誌 131 種類（和雑誌 98 種、洋雑誌 21 種、電子ジャーナル 12 種）、視聴覚資料 1,591 タイトルである。開館時間は平日 9:15～20:45 としており、両キャンパス図書館ともに学生が十分利用できる適切な規模、学術情報資料、開館時間を設定している。
- ・平成 25（2013）年度に学内ネットワークを有線から無線へ切り替える整備を行った結果、講義室、演習室、実験室等において無線 LAN による高速なインターネットアクセスが可能となった。これにより学生はノートパソコンだけではなく、スマートフォン、タブレット等の端末も活用することで、「学生ポータル」を通じた授業時における Web 出席登録や「学修管理システム（Moodle）」を通じた講義情報の取得、課題の提出、教員とのやり取り、学内サイトを通じた教学支援、就職支援等の学生生活に必要な情報の

取得がいつでもどこでも可能となった。また、これらのサービスを通して蓄積された学生の出席、履修、成績、就職、学生生活などの様々なデータを「中核データベース」に集約し、その情報を教職員が活用し、学生状況を把握することで問題の早期発見を可能とする体制を整えている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

- ・八王子キャンパスでは、一部の建物以外はすべてバリアフリーに配慮している。平成 22 年（2010）年度から 12 ヶ年計画に基づく大規模改修工事に併せて、校舎の主要な出入口への自動ドア設置、トイレの洋式化、講義室・廊下等の学内蛍光灯の LED 化、自動点灯照明設備化、防犯カメラの設置を行い、学生の利便性、キャンパスの安全性の向上及び環境対策を行っている。また、蒲田キャンパスは 3 号館、12 号館ともにすべてバリアフリー化されている。なお、身体の不自由な学生等が利用できる多目的トイレも要所に設置している。
- ・都市ガスを利用した「ガス・コー・ジェネレーション・システム」（1 種類の一次エネルギーより連続的に 2 種類以上の二次エネルギーを発生させるシステム）では、学内で必要な電気エネルギーのうち、3,000kW を 500kW のガスエンジン 6 台により供給し、その排熱を空調熱源として利用している。熱と電気の需要と供給のバランスを取るため、システム構成として発電機を 6 台に分割し、これらの並列運転によってピーク時の出力を得るように構成している。膨大な実験・実習・研究設備を備えた八王子キャンパスの冷暖房空調設備を滞りなく稼働させることで、学生たちが快適に学生生活を過ごし、かつ、ランニングコストを軽減し、高効率化、省エネルギー化が図られている。
- ・八王子キャンパスで出る生活排水は、キャンパス内に設置された污水处理場で浄化したのち、浄化水の約 4 割は中水として便所洗浄水として再利用し、節水を図っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

- ・大人数講義となる人文社会科目、「情報・数理・自然科学科目」では、授業当りの履修者の上限を原則 200 人とし、事前希望調査を行い同時開講科目との履修者人数調整を行っている。また、履修者が 100 人を超える科目については、SA を追加配置し、講義運営に支障が出ないように適切に管理し、教育効果を十分あげられるように配慮している。
- ・令和 2（2020）年度には授業の遠隔実施に伴って、履修者数が 200 人を超える大人数講義が八王子キャンパスで前期 34 科目、後期 25 科目で生じたが、オンライン（オンデマンド）で実施したため、教室の収容人数という物理的な問題を回避できた。オンラインを活用したきめ細かい指導を行ったため、教育効果も上がり、大きな問題は生じなかった。
- ・語学系科目では、1 クラス当たり 30 人程度を基準として、履修人数を適切に設定している。
- ・実験や演習の授業では、TA や実験講師を配置し、学生の能動的な学びを促進している。また、Moodle を積極的に活用することにより、授業中の学生の理解の把握や、予習復習といった学生の能動的な学びを促進できている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・校地、校舎は、大学設置基準に示された基準を十分上回っており、教学運営に支障がないよう管理・運営されている。
- ・図書館については、Box for Best Care（意見箱、以下、「BBC」）などに寄せられる学生や教員からの意見などを踏まえて、学生がさらに活用できる環境と若者の学修スタイルの変化に応じた機能を併せ持った図書館の検討とともに、自修やグループ学修を行うための設備を持ったラーニングコモンズ化を中期の目標とし、引き続き蔵書や電子ジャーナル等の充実を図り、さらなる施設設備の改善を進めていく。
- ・ICT 環境については、平成 25（2013）年度に導入したネットワーク機器のリプレースを令和元（2019）年度から 3 ヶ年計画で実施しており、これに併せて八王子・蒲田キャンパスの対外接続回線の増強を行い、遠隔授業やハイブリッド授業などの新しい教育方式に対応するため、さらなる無線 LAN 環境の増強と IT サービスの使いやすさ向上を進める。
- ・令和 3（2021）年度に開設したリハビリテーション学科言語聴覚学専攻及び医療技術学研究科臨床検査学専攻については、設置届出・設置認可申請時の図書や設備の整備計画を滞りなく実行する。
- ・授業を行う学生数については、履修者数が大きくなりがちな座学中心の授業であっても履修者数の上限を 200 人とし、超過する場合には学生の履修計画を阻害しないよう他科目との人数調整を行う。あるいは複数クラスに分割して適正人数下で授業が実施できるよう適切に管理を行う。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・学修支援に関する学生の意見・要望の把握については、まず全学生の状況把握のための「アドバイザー教員」との面談において行う。面談においては、生活全般の状況を把握するほか、授業への出席状況、単位の取得状況、成績状況などに関して確認を行い、指導を行う。
- ・学力について問題を抱える学生には「学修支援センター」の利用を勧め、また自信のない学生は自ら「学修支援センター」へ赴く。センター指導員は担当科目について学生への学修支援を個別に行い、全ての指導記録を残している。結果については授業担当教員とともに事例、問題点、利用者数などを共有し、月次報告書（2 ヶ月に 1 度）、年次報告

書として全教員に開示している（2020年度は年次報告書のみ）。

- ・学長室、IRセンターにおいて、「在学生調査」を毎年実施し、その結果を解析している。また、卒業する学生に対して「卒業生調査」を卒業年度末に実施し、学修支援に対する学生の意見・要望の把握に努めている。
- ・上記の通常の実施とは別に、令和2（2020）年度には、「遠隔授業に関するアンケート」を7月下旬に実施し、学部生・大学院生7,754人の対象者のうち3,788人から回答を得た。新型コロナウイルス感染症に伴う通常とは異なる講義形態での授業実施に対する学生の満足度を1点（全く満足していない）～5点（とても満足している）のスケールで回答を求めたところ、平均3.2点が得られ、急な対応で始めた遠隔授業としては、まずまずの評価が得られた。そのほかのアンケート結果も含めて、学長室・IRセンターで統計的に整理するとともに、個別の自由記述意見を学部長・学環長、教務委員長、学生委員長と共有することで、遠隔授業や後期の対面と遠隔を併用した時間割の改善にアンケート結果が生かされた。

【資料 2-6-1 学修支援センター 月次・年次報告書】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・学生生活に対する学生の意見要望は、第一義的には「アドバイザー教員」が受け、学部ごとに各種アンケート調査などを通じた把握を行なっている。アンケートに学生生活に関する次の質問項目「学生生活は順調であるか」「悩み事や相談事はないか」等を設けている。これらの回答を分析し、必要に応じて個別の面談等を実施している。また、回ごと、年度ごとに統計をまとめ、各項目の推移を分析しながら、学生生活の改善に努めている。特に緊急性の高い問題を抱える学生については、学務課と担当教員との間で情報の適切な共有を行い、保護者との連携も含めた対応を行っている。
- ・学務課学生係では、ハラスメントを含めた学生意見を広く受け止める窓口を設け、学生からの相談を聞き情報集約を行っている。また、「BBC」を学内各所に設けることで日常的な要望を集約し、学生生活の改善に役立てている。
- ・例年、5月と10月に保護者会を開催している。5月は学内及び学外の15会場において2年次生以上を対象とし、10月には、学内において1年次の成績不振者を対象として開催している。学生の就学状況を伝えるだけでなく、学生本人や保護者からの相談、要望を聞き、経済的な問題や学生生活の問題を細かく聞いて解決策を考える機会としている。医療保健学部では、実習前面談などを通して学生の意見をくみ上げている。
- ・「学生相談室」では、専門のカウンセラーが学生の抱えるさまざまな問題を聞き取り、相談を受けている。特に学生の心身面の問題の情報は、極めて個人的な情報でもあり、学内での情報共有の取り扱いについては的確なルールが必要で、データの運用には細心の対応が求められる。現在、学生の成績や心身の状況を把握するデータベースとして「学生カルテ」があるが、将来的にはより専門的な学生支援システムとして、情報管理の精度を高める。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・学修環境に関する学生の意見・要望については、「アドバイザー教員による個別相談」「在学生調査」「授業アンケート」「BBC」等により把握し、それぞれの担当部署において、学修環境改善の参考と対応している。
- ・八王子キャンパスではトイレの改善要望が多くあったため、平成 26 (2014) 年度より計画的にトイレの改修工事を行った。また、学生支援部署の学務課及び CCC が同じ建物内で 1 階と 2 階に分かれていたこと、スクールバス乗り場から遠いことに対する学生からの意見を反映させ、学生支援の部署を同じフロアに集結し、スクールバス乗り場近くに移動し、学生支援のワンストップ化及び利便性を高めた。
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う対面授業と遠隔授業を併用した学修に対する満足度や問題点の把握を目的に、2020 年 12 月に「授業・学生生活に関するアンケート」を実施し大学院生を除く学部生 7,142 人中 2,590 人から回答を得た。他学年に比較して、1 年生のサークル・課外活動への参加率が極めて低位である（所属しているがほとんど活動していないものを含めても 15%）ことがあきらかになり、今後のサークル・課外活動を持続的なものにするため、2021 年の各学部の新入生歓迎行事にサークル・課外活動の紹介を意図的に組み入れるなど、アンケート結果が有効に活用された。
- ・空き時間における学生の居場所の要望に対し、八王子キャンパスの研究棟 A4 階に「ドーナツラウンジ」及び片柳研究所棟 1 階エントランスにラウンジを整備し、自動販売機の設置や Wi-Fi 環境を整えた。
- ・学生系の窓口、「BBC」など多様なチャンネルを通じて、学生の意見をくみあげるシステムを整備している。また、「アドバイザー教員」を通じた聞き取りやアンケートからも要望を吸い上げており、特に教室環境、インターネット環境、学生食堂やトイレなど、要望の多い施設・設備の改善については、可能な範囲で検討することとしている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・施設の改善については学生からの要望を可能な限り取り入れている。食堂業者の選定、メニューの改善にも学生の意見を参考にしている。今後はより積極的な聞き取り調査やアンケートなどを行い、学生の要望を多角的に集約検討していく。
- ・学生には、施設利用上の指導を行うとともに、より安全で快適な環境整備のために学生からの意見を広く集めている。身体的障がい（視覚的、聴覚的）を持つ学生に対する環境整備についても、専門家の意見を含めて、種々のケースを想定し検討を進める。
- ・現在、学生の成績や心身の状況を把握するデータベースとして「学生カルテ」があるが、将来的にはより専門的な学生支援システムとして、情報管理の精度を高めていく。

[基準 2 の自己評価]

- ・本学の基本理念に基づいた教育目的を踏まえ、学部・大学院の求める人物像をアドミッション・ポリシーとして明確にし、大学ホームページ、募集要項、大学説明会、進学相談会、オープンキャンパス等で適切に周知を図っている。
- ・入学者選抜の実施については、評価尺度の多元化に努め、本学が求める学生像に合致し

た志願者を選抜するべく多様な入試区分を設定し、アドミッション・ポリシーに基づき、総合的に評価している。入学試験の制度や方針については、「入試委員会」「入試問題検討委員会」「入試実施委員会」で毎年検証し、大学評議会等でその内容を含めて審議している。学生受入れ数については、過去5年間及び5年間の平均値も含めて全学部並びに各学部においても入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

- 学修支援については、教員及び事務職員が行動規範を確認し、本学における問題意識の共有を図ったうえで、教職協働で学生支援を行う体制を整備している。障がいのある学生への支援については、アドバイザー教員や事務職員との連携により、他の学生と平等な学修環境を実現するための努力を行っている。また、教員の教育活動を支援するため、演習科目、実験科目を中心に TA や SA を適切に配置し、授業支援・授業改善を行っている。
- キャリア支援については、各年次の教育課程内において、体系的なキャリア教育科目を整備し、各学部における就職委員会及び事務局 CCC・CSC が教職協働により、就職・進学に対する学生への相談や助言体制を整備し、社会的・職業的自立を支援するための全学的な体制が整備されている。
- 学生サービスについては、事務局学務課と各学部学生委員会及び学部長を通し、組織的に学生の生活の質を確保する活動を行っている。学生に対する経済的な支援としては、入学時からの奨学支援（奨学生入試）、「私費外国人留学生授業料減免制度」、成績優秀学生への「学長賞」、「学部長賞」、「同窓会奨学金」などの様々な奨学制度を用いて、支援を必要とする学生へサポートを行っている。
- 課外活動については、サークルや同好会を通じた学生による自主的な団体活動を重要な人間関係形成の場と位置づけ、各団体をまとめるリーダーを育成するため、各種プログラムを通じた指導を行っている。学生の心身に関する相談は、アドバイザー教員が入学時より相談を受け付けられる体制を取っており、その体制は卒業までの4年間継続している。また、学修上の問題を抱える学生については「学修支援センター」が、心的支援については「学生相談室」が対応し、事務局と関係教員とが連携した対応を適切に行っている。
- 学修環境については、本学の具体的理念に基づき、大学設置基準を大きく上回る校地・校舎の面積を整備し、教育目的を達成するための施設・設備などの学修環境を適切に整備している。また、施設・設備の安全性については法人・管理業者との密接な連携により適切に確保されている。
- 学生の意見・要望については、アドバイザー教員による個別相談、在学生調査、授業アンケート、BBC 等の多様なチャンネルを通じてくみ上げるシステムを通し、施設・設備の改善に取り組んでいる。

よって、本学は基準2「学生」の基準を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

- ・ 本学の教育目的及び基本理念に基づいて、以下のとおり「東京工科大学のディプロマ・ポリシー」を定めている。また、大学院では、研究科ごとに「ディプロマ・ポリシー」を定めている。

東京工科大学のディプロマ・ポリシー

各学部・学科に所定の期間在学し、各学部・学科の教育理念、教育目標に沿って設定した教養教育科目、基礎教育科目、専門基礎共通科目、専門科目を履修して、基準となる単位数を修得し、学士の卒業試験に合格することが学位授与の要件である。修得すべき授業科目には、講義科目のほか、各学部・学科の定める演習、実習、実験、臨地・臨床実習、フィールドワークや卒業研究・課題の作成等が含まれる。

全学部共通で行われる教養科目と各学部・学科の特性に応じて編成された実学的な専門科目をともに修得しており、コミュニケーション能力、論理的な思考力、分析・評価能力、問題解決力を身につけているかどうか、学士の卒業試験に合格する基準となる。

- ・ このディプロマ・ポリシーを基に、各学部の教育目的を学則第 4 条の 2 項で定め、これらのポリシーは毎年学生や教職員等に配布する学生便覧、大学のホームページに記載し、周知している。

【資料 3-1-1 学生便覧 2021 年度 八王子キャンパス（ディプロマ・ポリシー）
学生便覧 2021 年度 蒲田キャンパス（ディプロマ・ポリシー）
大学院学生便覧 2021 年度 八王子キャンパス（ディプロマ・ポリシー）】

【資料 3-1-2 東京工科大学学則、東京工科大学大学院学則】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

- ・ 各科目の単位認定基準はシラバスに明記しており、進級要件、卒業認定要件、修了認定要件は「履修規程」に定め、学生に周知している。また、これらの進級要件、卒業認定

要件、修了認定要件をわかり易く解説したものを「学生便覧」として入学時に配布し、この「学生便覧」が大学と学生との間の入学から卒業（修了）までの契約であるとの意識を職員、教員、学生の間で共有している。

- ・各科目とディプロマ・ポリシーに定めたラーニング・アウトカムズの対応関係を示したカリキュラムマップを作成し、科目ごとの到達レベルをシラバスで記述している。カリキュラムマップについては、ホームページに掲載するとともに、全入学者に学部ごとの「シラバス・授業概要」に綴じこみ、配布している。また、カリキュラム・ツリーについてもホームページに掲載するとともに、入学者に学部ごとに「ガイダンス資料」として配布している。
- ・1年次から2年次の進級要件及び卒業課題の着手要件を定め、学修状況に応じた科目履修を進めるとともに、学修が困難な学生の早期の発見に努めている。
- ・進級要件について、卒業認定要件は厳格に運用しつつ、平成27（2015）年度末から令和2（2020）年度末までの間、留年から休退学につながる卒業課題・卒業研究等着手不可者について、数単位不足者への緩和措置「卒業課題・卒業研究着手要件弾力化制度」を運用した。これは留年を回避して次年度に挽回できる可能性のある者について卒業研究等の着手を認めるものであった。全員がそのまますぐに卒業につながった訳ではないものの、一定の成果が認められた。令和3（2021）年度以降については、卒業課題・卒業研究等着手要件の見直しを行っているため、緩和措置については解消した。
- ・大学院博士前期（修士）課程においては、カリキュラム上、半期ごとに必修科目である研究・プロジェクト科目を設けている。教員の指導のもと、自ら研究テーマを設定し、明確な目標のもとに研究推進計画を立案し、その計画に沿って研究等を遂行し、最終的には修士論文や作品としてまとめ発表している。1年後期から発表会や審査会を実施することで、研究の進捗状況等を確認する仕組みを整えている。
- ・大学院博士後期課程については、博士学位審査のプロセスを定め、論文審査の流れを明確にしている。

【資料 3-1-3 カリキュラムマップ】

【資料 3-1-4 卒業課題・卒業研究着手要件弾力化制度の成果】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- ・本学で開講する科目は、大学設置基準、大学院設置基準に基づき、単位数を定めている。また、各授業科目のシラバスにおいて、成績評価方法・基準という欄を設け、単位認定基準を示している。
- ・各科目の成績は、試験の結果及び平素の学修状態を総合してS、A、B、C、Dの5段階により評価し、S～Cを合格としている。また、定期試験未受験の場合などは、X評価をつけることとし、不合格であっても、成績評価のための要件を満たしているが評価の結果合格基準に達せず不合格（D評価）となっているのか、定期試験の未受験等成績評価のための要件を満たさず不合格（X評価）となっているのかを区別をしている。
- ・学生が自分の学業の達成度を客観的に評価できるように、GPA（Grade Point Average）を適用している。S：4、A：3、B：2、C：1、D・X：0点とし以下の計算式で算出している。

GPA 計算式

(各科目の評価ポイント×単位数) の合計 / 履修登録科目数の単位数の合計

この GPA の値により、従来半期 24 単位としている履修登録上限単位数の緩和や成績優秀者の選考に利用している。

- ・成績評価の公平性のため、科目間の評定分布に偏りが出ないように評価基準・方法を計画する際に想定する成績分布（評定分布）を定めた。ただし、結果的にこの分布から外れることは許容し、評価が単純な相対評価にならないよう留意した。

【資料 3-1-5 評価基準の学務課からの通知文書（成績登録について）】

- ・各科目の評定分布は一覧表としてまとめ、各学部・学環の教授会やアゴラで情報共有し、適正性について検討している。

【資料 3-1-6 各科目評定分布一覧表】

- ・大学以外の教育施設等における学修のうち、文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定も行っている。具体的には、実用英語検定試験の級や TOEIC・TOEFL・IELTS などの点数により、外国語科目（英語）の単位を最大 8 単位まで認定している。単位の認定は、教養学環教授会において行っている。また、1 年次に入学する者が本学に入学する前に他の大学又は他の短期大学において履修した授業科目で修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することも行っている。これは原則教養教育科目の 1 年次の授業科目に限り、最大認定単位数は 10 単位としている。単位は、申請者が所属する教務委員会、教授会の議を経て認定している。

【資料 3-1-7 入学前の既修得単位の認定に関する細則】

- ・本学では学則第 32 条に定めるとおり、学部を卒業するために必要となる単位数として、124 単位～134 単位以上修得することとしている。また、履修規程において、各学部学科における、進級要件や卒業課題・卒業研究着手要件を定めている。
- ・各学部学科においては、卒業課題・卒業研究を必修科目として配置している。また卒業論文の審査会においては、本学で定めるラーニング・アウトカムズが身につけているかという視点をもって審査がされる。
- ・卒業認定については、学部教務委員会及び教授会において、それぞれ根拠資料を回覧し、厳正に運用している。
- ・大学院においても同様に、大学院学則第 33 条において、修士課程、博士後期課程の修了要件を定めている。
- ・学位審査基準及び学位審査手続きについては「東京工科大学大学院学位規程」及び「東京工科大学大学院博士の学位審査手続要領」で規定している。

【資料 3-1-8 東京工科大学大学院学位規程】

【資料 3-1-9 東京工科大学大学院博士の学位審査手続要領】

- ・大学院の博士後期課程を設置する各専攻においては、博士学位申請・取得要件として、博士学位申請時や取得の際に必要な査読付き原著論文数の数などを定めている。指導教員や博士後期課程学生に対しこの要件を示すことで、標準修業年限内での博士学位取得に向けた取り組みを促進している。

【資料 3-1-10 博士学位申請・取得要件】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・成績評価の評定分布について、教員間では共有しているが、学生への公表には至っていない。適正な評価を行っていることを示せるよう情報公開に努める。
- ・卒業認定要件を厳格に運用しつつ、卒業研究等着手要件については、無駄な留年の回避のために、期間を限定して弾力的な運用を行ってきた。新型コロナウイルス感染症に伴う科目履修状況なども注視しながら、厳格な各種基準の運用を継続するとともに、無駄な留年などが生じる場面がないか、不断の検討を継続する。
- ・学生の主体的な学びを促し、本学の実学主義教育をより深化させていくために、学内外におけるさまざまな体験実習プログラムを導入しており、その単位認定基準、成績評価基準を継続的に点検する。
- ・令和 2（2020）年度より、本学のラーニング・アウトカムズである「コミュニケーション能力」、「論理的思考力」、「分析・評価能力」、「問題解決力」を可視化し、教育力の向上や学生の自己成長を促すため、GPS-Academic を 1 年生と 3 年生に受検させている。GPS-Academic の結果をもとに、先進教育支援センターが各学生に対し、大学独自結果シートをメールで送信し、学生にフィードバックをしている。将来的には、学生が、本学のラーニング・アウトカムズの変遷を容易にみられるように Web を使った学生ポートフォリオシステムを構築する計画である。
- ・一部学部学科では、ルーブリックを用いた卒業課題の評価を行っている。実施している学部学科の評価をもとに、全学的な導入を検討する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

- ・大学の基本理念に基づいて、各学部の教育目的を学則第 4 条の 2 の各項で定めている。これら理念と教育目的に沿った「大学のカリキュラム・ポリシー」を策定し、同時に学部毎に具体的な「学部のカリキュラム・ポリシー」として明記し、学生便覧や大学ホームページに記載している。

【資料 3-2-1 学生便覧 2021 年度 八王子キャンパス（カリキュラム・ポリシー）

学生便覧 2021 年度 蒲田キャンパス（カリキュラム・ポリシー）

大学院学生便覧 2021年度 八王子キャンパス(カリキュラム・ポリシー)】

【資料 3-2-2 東京工科大学学則、東京工科大学大学院学則】

また、大学院においては、各研究科において、「カリキュラム・ポリシー」を作成し、学生便覧や大学ホームページに掲載している。

東京工科大学のカリキュラム・ポリシー

本学の基本理念である「生活の質の向上、技術の発展と持続可能な社会に貢献する人材を育成する」ため、各学部・学科において国際的な教養と豊かな人間性、高い倫理性、創造性と持続可能な社会の構築に貢献する高度な専門能力、コミュニケーション能力、論理的な思考力、分析・評価能力、問題解決力を兼ね備えた人材を育成することを目的に、次のような方針に基づいた教育課程表(カリキュラム)を編成し、実施する。

1. 教養教育科目・基礎教育科目

教養教育科目は国際的な教養と豊かな人間性、高い倫理性と創造性を修得するために、a) 人文・社会科目群、b) 外国語科目群、c) 情報・数理・自然科学科目群、d) 社会人基礎・ウェルネス科目群の4科目群で構成する。

2. 専門科目

a. 専門基礎、共通科目群

各学部・学科における専門分野の基礎知識や基礎技術を必修科目、選択必修科目、選択科目として配置し、基礎的かつ実践的な専門分野を学ぶ基盤を身につける。

b. 専門科目群

各学部・学科における専門分野の知識、先端技術やスキルを学び、これらの知識や技術を総合的に活用して、新しい価値の創造ができる能力を養う。

各学部・学科の特徴ある演習、実験、実習、臨地・臨床実習科目を必修科目や選択必修科目として配置し、実践的な応用力を身につける。

また、卒業研究・課題や病院における臨地・臨床実習の科目を必修科目として配置し、4年間の学部教育の集大成として、修得した知識や技術を実学的に活用しながら、最終的にはコミュニケーション能力、論理的な思考力、分析・評価能力、問題解決力を身につける。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- ・本学では、基本理念のもと、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを一体的に作成している。本学の基本理念は「生活の質の向上、技術の発展と持続可能な社会に貢献する人材を育成する」であるため、ディプロマ・ポリシーにおいて、「全学部共通で行われる教養科目と各学部・学科の特性に応じて編成された実学的な専門科目をともに修得しており、コミュニケーション能力、論理的な思考力、分析・評価能力、問題解決力を身につけているかどうか、学士の卒業試験に合格する

基準となる」と、どのような力を身につければ学位が授与されるのかを定める基本的な方針を定めている。また、これを具現化するため、各学部研究科において、国際的な教養と豊かな人間性、高い倫理性、創造性と持続可能な社会の構築に貢献する高度な専門能力、コミュニケーション能力、論理的な思考力、分析・評価能力、問題解決力を備えた人材を育成することを目的にカリキュラムを編成し、実施している。各学部においては、各授業科目とディプロマ・ポリシーで定める能力の対応をより明確化するために、カリキュラムマップを作成し、学生に周知、認識してもらっている。各科目同士のつながりや順序を明確化するために、カリキュラム・ツリーも作成している。また、大学院においても、各研究科において、ディプロマ・ポリシーを達成するため、カリキュラム・ポリシーを作成している。

【資料 3-2-3 カリキュラムマップ】

【資料 3-2-4 カリキュラム・ツリー】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- ・科目全体をカリキュラム・ポリシーで示した「教養教育科目・基礎教育科目」及び「専門科目」に分け、さらに専門科目は「専門基礎・共通科目群」と「専門科目群」から構成される体系に沿った具体的なカリキュラムを編成した。各学部においては、学部のカリキュラム・ポリシーにそれらの科目・科目群の具体的な内容を記載し、それに対応する履修科目を編成している。
- ・シラバスについては、全学で共通フォーマットのを教務システムから入力する。シラバスが学生との契約である意識を徹底し、評価方法の具体的な記載、ラーニング・アウトカムズとの対応などを含めて、記載内容・注意点を作成時に周知している。

【資料 3-2-5 シラバス作成にあたってのお願い】

- ・各学部・学環の教務委員会で、教員から提出されたシラバスの第三者チェック（英語科目は非常に数が多いので、英語教員間で専任・兼任でシラバスチェック）を必ず行い、不備等の修正を行っている。このシラバスの第三者チェックについては、大学院でも各専攻において専攻長を中心に実施している。

【資料 3-2-6 シラバス確認のお願い】

- ・シラバスには、準備学習の欄を設け、学生の予習・復習内容を具体的に指示・明記している。実際の授業外学修時間については、年度初めに行う在学生アンケートにおいて調査しモニタリングしている。
- ・学生が各学期で適切な授業単位数を履修するよう半期 24 単位、年間 48 単位という履修登録単位数の上限を設定している。また、前の学期の成績（GPA）が 2.9 以上の成績優秀者においては履修登録上限単位数を 4 単位まで超えて履修登録ができる緩和処置を行っている。

【資料 3-2-7 学生便覧 2021 年度 八王子キャンパス（履修登録上限単位数）

学生便覧 2021 年度 蒲田キャンパス（履修登録上限単位数）】

- ・定められた授業時間を講義曜日に関わらず確保するとともに、休講に対する補講期間を設けている。

3-2-④ 教養教育の実施

- ・本学では平成 24 (2012) 年度より、学部を横断する組織として、「教養学環」を設置し、そこでは全学的な教養教育を担っている。令和 3 (2021) 年 5 月現在、21 人の専任教員が所属している。
- ・教養教育科目として、「人文・社会科目群」、「外国語科目群」、「情報・数理・自然科学科目群」、「社会人基礎・ウェルネス科目群」を配し、全学的な教養教育を展開している。
- ・令和元 (2019) 年度からは、人工知能 (AI) 社会の到来を見据えて、八王子キャンパスに設置している 4 学部の 1 年次必修科目として、「データサイエンス入門」を開講した。
- ・教養学環では、外国語教育の一環として海外語学研修、海外研修、海外インターンシップ研修といった海外プログラムや、ウェルネス教育の一環としてスポーツの「集中実技」といった特色ある科目も提供している。令和 2 (2020) 年は、コロナ禍の影響でゴルフやスキーといった集中実技は実施できず、海外研修、海外語学研修も同様にコロナ禍の影響で海外に行つて実施することはできなかったが、令和 3 (2021) 年 2 月に、海外の英語母語者とオンラインによるマンツーマンレッスンをを行うバーチャルオンライン研修を行った。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

- ・「教育力強化委員会」を設置し、教員の教授法について教員による授業点検を定期的に行っている。学生の主体的な学びを促すアクティブ・ラーニングができているか、教科書やパワーポイントなどの授業資料を適切に活用しているか、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーと授業内容が整合しているか、ラーニング・アウトカムズに対応した授業が展開されているか、など、様々な観点から点検・評価を行っている。現在、アクティブ・ラーニングの授業での定着が進んでいることが確認できたため、基準点を上回る評価を得た教員に対しては、点検の頻度を 3~5 年に 1 度に延長した。また、他の教員の授業を相互に参観することにより、教授法について意見交換の機会を促している。授業参観については、着任 1 年目の教員には 1 回以上の参加を義務付け、その他の教員は任意の参加とした。

【資料 3-2-8 授業点検・授業参観シート】

- ・各授業担当教員を対象に授業方法アンケートを実施することにより、教員のラーニング・アウトカムズへの意識づけをするとともに、アクティブ・ラーニングなどの教育改善施策の浸透状況や LMS (Moodle) の利用状況に関する実態把握を行っている。

【資料 3-2-9 授業方法アンケート結果】

- ・アクティブ・ラーニング、反転授業、グループ学修、PBL について、全教員が参加する「全学教職員会」でその手法を紹介し、授業ごとにこのような手法の活用の有無について、教員への授業方法アンケートでモニタリングしている。これらのうち、アクティブ・ラーニングについては、教員による授業評価の評点項目としている。
- ・ICT を活用した質の高い教育の実践のため、ICT を利用した教育の実施及び本学が提供する IT サービスの利用に必要な支援を行うことを目的とする「先進教育支援センター」を設置し、ICT を活用した教育等を全学的に展開している。令和 2 (2020) 年度前期は全面的に遠隔授業を実施したが、「先進教育支援センター」を中心とした支援体制のもと、

円滑に授業を展開することができた。具体的な内容は LMS で指示を行い、令和 2(2020)年度は図らずも予習・復習も含めた学修全体が LMS で管理できるようになった。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・他の教員の授業方法を相互にチェックすることは両者にメリットがあることは自明である。新任教員だけではなく、ベテラン教員についても定期的に授業参観をする仕組みを構築していく。
- ・教室外学修について、令和 2(2020)年度に遠隔授業を経験したことにより、教員は具体的な方法・スキルを得ることができ、また、学生も PC 等を活用した学修方法を身につけることとなった。今後はこの経験で蓄積した動画、課題などの教材を有効利用し、教室での学びと教室外での予習復習を結合し、本学の実学主義教育にふさわしい反転教育の形を先進教育支援センターで検討し、その全学教員への普及に努める。
- ・八王子キャンパスでは、令和 2(2020)年度から、1 時限を 90 分から 100 分に、また半期 15 週から 14 週で実施している。授業時間を 90 分から、100 分にすることで、各教員はそれぞれの授業の実施計画を再構築することになるとともに、1 回の授業にかけることができる時間が増えた。また週数が偶数になったことにより、工学部の一部学年や大学院で展開しているクォーター制の授業も、セメスターの授業とほぼ同時期に終了することができるようになった。各学期の授業が 14 週実施となったことで、学期間にまとまった時間がとりやすくなったことから、これまで実施している海外研修、ボランティア、スポーツ実習など学外での学びのプログラムを維持するとともに、新たな実習先、研修先を開拓し、学外で多様な経験ができる機会を学生に提供していくことに努める。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

- ・学修成果についてはディプロマ・ポリシーに明記して周知をしている。
【資料 3-1-1 学生便覧 2021 年度 八王子キャンパス（ディプロマ・ポリシー）
学生便覧 2021 年度 蒲田キャンパス（ディプロマ・ポリシー）
大学院学生便覧 2021 年度 八王子キャンパス（ディプロマ・ポリシー）】
- ・各科目とディプロマ・ポリシーに定めたラーニング・アウトカムズの対応関係を示したカリキュラムマップを作成し、科目ごとの到達レベルをシラバスで記述している。
- ・科目毎の成績分布及び授業アンケート結果を集計し、前期科目は 10 月、後期科目は 3 月に各学部、学環の学部長、学環長、教務委員長と情報を共有している。これらの情報を

学部、学環のアゴラ等で討議し授業方法やカリキュラム等の改善に活用している。

- ・平成 30（2018）年度から、「大学での学びから得られた成果」の調査を行い、在学生調査では学生個人の学修成果の達成度の把握、授業アンケートでは、科目毎の教育成果の達成度の把握を行っている。また、令和元（2019）年度からは、卒業生調査により卒業生の学修成果の達成度の把握を行っている。

【資料 3-3-2 大学での学びから得られた成果調査結果】

【資料 3-3-3 卒業生調査による学修成果の達成度調査結果】

- ・就職状況調査を行い、CCC・CSC による就職内定状況報告、指導教員との連携による報告などにより就職状況の把握を行っている。
- ・各学部・学科に 2 年次進級要件、卒業課題着手要件、卒業研究着手要件を設け、年度末に評価している。基準に満たなかった学生の状況を各学部で点検し、教育課程の編成、学修支援を定期的に見直し、改善につなげている。
- ・医療保健学部では、国家資格を必要とする職種である人材を育成しているため、その合格率は重要なものとなっている。学年毎に進級要件を設け、学生の学修状況を把握し、国家試験の合格を目指した国家試験対策の指導を行っている。また、進級の基準に満たなかった学生や国家試験に不合格となった学生の状況を各学科で点検し、学修支援や国家試験対策の指導を定期的に見直し、改善につなげている。

【資料 3-3-4 平成 29（2017）年度～令和 2（2020）年度 国家試験合格率】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

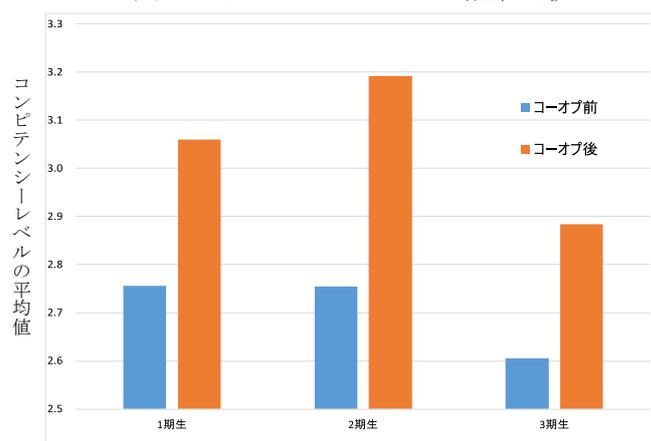
- ・令和 2（2020）年度から、外部業者作成の汎用的能力測定テストを採用して、1 年次生及び 3 年次生に受検させた。この試験結果から本学で定める学修成果の到達度を換算する指標を設定し、学生にこれをフィードバックした。現状、継続的な運用ができていないが、引き続き実施して、学生自体の成長（1 年次から 3 年次まで）を測るとともに、大学の指導内容・カリキュラム編成に反映するよう分析を進める予定である。

【資料 3-3-5 東京工科大学ラーニング・アウトカムズ個人シート】

- ・工学部では、学修成果の可視化の取組として、「PROG テスト」を「コーオプ実習」の前後に実施した。複数年に渡り実施した結果、図 3-3-1「コンピテンシー結果比較」のとおり一貫して、学生の対人基礎力・対自己基礎力・対課題基礎力といったコンピテンシー能力がコーオプ実習後に伸びているという結果が認められた。また、「コーオプ実習」の事前教育である「コーオプ演習Ⅱ」での個別面談、事後教育の「コーオプ演習Ⅲ」での個別面談の結果に、企業からの「コーオプ実習評価表」の結果を反映し、学生ポートフォリオである「コーオプ教育成長の軌跡」として学生にフィードバックすることで、今後の学業・就職活動のための自己分析資料となっている。

【資料 3-3-6 コーオプ教育成長の軌跡】

図 3-3-1 コンピテンシー結果比較



- 一部学部では、試行的にルーブリックを用いた卒業論文の評価を行っている。この結果を踏まえて全学的な導入について検討を進める。

【資料 3-3-7 ルーブリックを用いた卒業課題の評価表】

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- 学修成果の点検・評価の具体的な取り組みには着手したばかりで、明確な改善に活用できていない。今後は、この測定を継続実施し、学生自身への自己成長の実感・実現に役立てるとともに、学修指導の改善に努める。
- 三つのポリシーを制定し、各科目とディプロマ・ポリシーに定めたラーニング・アウトカムズの対応関係を示したカリキュラムマップを作成しているが、アセスメント・ポリシーの制定までは至っていないため、制定に向け検討を進めていく。
- 令和 2（2020）年度より、学修成果の可視化の取り組みとして、GPS-Academic を 1 年生と 3 年生に受検させている。この汎用的能力測定テスト結果、及び授業の成績評価などをラーニング・アウトカムズに対応させて可視化し、学生が自己の学修を振り返り、また、アドバイザー教員が学生の学修状況を把握するための学修ポートフォリオの機能を持つシステムについて、令和 3（2021）年度末に本格稼働させることを目指す。

【基準 3 の自己評価】

- 本学は、教育目的を踏まえ、大学全体、各学部・各研究科のディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧、大学ホームページ等において周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた各科目の単位認定基準をシラバスで周知し、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を策定し、厳格に適用している。
- カリキュラム・ポリシーについては、大学の基本理念と教育目的に沿った大学のカリキュラム・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーと同様に学生便覧、大学ホームページ等において広く周知している。また、学部のカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成している。
- 教養教育については、教養学環が中心となり、基本理念及び各学部の教育研究上の目的を達成するために必要な教養教育の充実を図っている。

- ・教員の教授方法については、「教育力強化委員会」を設置し、学生主体の授業、アクティブ・ラーニングなど授業内容・方法の工夫について、教員による教員の授業点検を定期的に実施している。また、全教員が参加する全学教職員会で、アクティブ・ラーニング、反転授業、グループ学修、PBLなどの手法を紹介し、教員が教授方法を開発できる体制を整備している。
- ・学修成果の点検・評価については、平成 28（2016）年度より工学部で PROG テストを導入し、主にコーオプ教育についても効果測定を行った。また、令和 2（2020）年度より、1 年生と 3 年生に対し、汎用的能力測定テスト「GPS-academic」を実施している。今後も継続的に 1 年生と 3 年生を対象とし、このテストは実施していく。よって、本学は基準 3「教育課程」の基準を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

- ・学長は、本法人の「管理運営規程」第 28 条において「大学の校務を掌り、所属職員を統括する。」と規定しており、同規程中管理者の職務権限 101 条において「大学の校務を掌り、所属職員を統括する責任を負い、その遂行に必要な権限を有する。」と規定している。これに基づき、学長は大学運営にあたる権限を有するとともに責任を負うことを明確にしている。学長は、この職責を果たすため、また業務執行を進めるうえで必要な企画及び学内の意見調整を行うべく、その補佐体制として副学長 3 人、学長補佐 3 人を配置しており、目的を達成するため業務を遂行している。
- ・副学長の職務については、東京工科大学副学長に関する規程において「学長の命を受けて学長の職務を助ける」と規定しており、副学長には学長が指定する担当業務を割り当てることにより職務の明確化を図っている。
- ・学長補佐の役割としては、東京工科大学学長補佐に関する規程において「学長業務の遂行を円滑にする」と定めており、原則として教務部長、学生部長、就職部長が学長補佐として学長の業務遂行の円滑化を図っている。
- ・学長の命を受けその所管事項を遂行するため、各学部には学部長を、教養学環には学環長を、各研究科には研究科長を置くとともに、メディアセンター長、教務部長、学生部長、就職部長を置き、学長補佐は、教務部長、学生部長、就職部長が兼任し、理事長に

任命された学長が指名または推薦した副学長、学長補佐を中心に学長がリーダーシップを適切に発揮するためのガバナンス体制が整備されている。

- ・本学は、大学全体の重要事項を審議するため、学長を議長とした「大学評議会」を置き、全学的な意思決定を行う体制を整えている。また、学部、教養学環、研究科等の重要な事項を審議する機関として、「教授会」あるいは「研究科委員会」を設置しており、大学評議会及び教授会ならびに研究科委員会については、各規程に則り毎月開催し適切に運営している。また、学長は、自身の諮問機関として「大学運営会議」及び「企画推進会議」を設置している。
- ・「大学運営会議」は、主として大学全体の運営等に関わる事項について検討しており、理事長、学長、副学長、各学部長、学環長、研究科長、研究所長、事務局長によって構成し、必要に応じてその他の教職員を招集している。原則毎月開催しているが、コロナ禍においては臨機に対応した。
- ・「企画推進会議」は、主として全学的な教育課程の編成方針、大学の継続的な諸改革の推進等に関わる事項について議論・検討しており、学長、副学長、研究科長、各学部長、学環長、研究所長、学長補佐、教務部長、学生部長、就職部長、メディアセンター長、事務局長ならびに学長室長によって構成し、必要に応じて関係教職員及び学外の有識者を招集している。原則毎月開催しているが、コロナ禍においては臨機に対応した。
- ・「大学運営会議」や「企画推進会議」において検討した事項等は、必要に応じて大学評議会に諮り、承認を得ている。なお、大学評議会において決定した事項のうち、理事会の承認を得る必要のある事項については、理事会での議決をもって決定としている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

- ・大学の主な審議機関は大学評議会、教授会（教授会、教授総会、学部・学環運営委員会）、研究科委員会（研究科運営委員会）、各種専門委員会等がある。
- ・各学部・学環については、学長の統括の下、学部長・学環長候補者推薦委員会の推薦を受け学長が選任した学部長・学環長が運営を行っている。教授会は、6学部・1学環それぞれに置かれ、学部・学環に所属する専任教員で構成される。教授会は、学部長・学環長が議長として招集し、学生の入学・卒業・休学・退学及び学位授与のほか、教育研究に関する重要な事項として学長があらかじめ定めた教育課程の編成、大学評議会の方針に基づき委ねられた教員の人事などについて審議することを東京工科大学学則に規定している。
- ・大学院には教授会にあたる組織として「研究科委員会」が置かれ、当該研究科における重要事項を審議している。また、教学に関わる教員組織として、教務委員会、学生委員会、学部就職委員会、学部入試実施委員会が置かれ、教学に関わる審議事項について具体的かつ迅速に審議する体制を整えている。

【資料 4-1-1 東京工科大学大学評議会規程】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- ・大学事務局長の下に 4 つの部と 11 の課及びセンター等を編成し、必要な職員を配置している。また、本法人の業務分掌規程に基づき、各課の事務分掌を定めるとともに、本

法人の管理運営規程に基づき管理職等の職務権限を明確にしている。

- ・ 大学事務局では、事務局長をはじめとする部・課長による「事務局部課長連絡会」を原則月に1回開催し、大学評議会における審議事項や各部署の課題等について共有を図っている。職員の採用等については、法人本部人事課が就業規則又は嘱託職員就業規程に基づき行うほか、定期的な異動（配置換え）を行うことで人材育成と適材適所の職員配置に配慮している。
- ・ 大学の業務執行に当たり、教学に係る各種委員会等の委員又は担当事務として事務職員が加わるなど、教職協働による学生生活の支援及び学生教育等を行っている。

【資料 4-1-2 事務職員が委員として加わっている主な教学関連委員会等】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 開学以来、時代の要請に応じた改革により学部、研究科をはじめとする教学系の組織を多く設置してきたが、学長のリーダーシップを発揮できる運営体制は維持している。学長は学部長・学部長補佐、学環長・学環長補佐等の各組織の役職教員との定期的なミーティングを開催し、各組織の課題等を把握するとともに学長の考えを直接伝えることにより大学全体の運営を円滑に遂行できる体制を整えている。
- ・ 教学マネジメントを機能的に遂行するため、学長の補佐体制、権限分散、職員配置、役割の明確化を維持し、令和元（2019）年度に策定した「東京工科大学中長期計画 Evolution2030」の実現に向け、教職協働をより一層強力にし、大学改革を推進する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

- ・ 全学部・学科における助教以上の専任教員数は 273 人であり、大学設置基準別表 2 に定める学部の種類及び規模に対して十分な人数を確保している。また、医療保健学部のうち養成施設の指定を受けている看護学科、臨床工学科、リハビリテーション学科（理学療法専攻、作業療法専攻、言語聴覚専攻）においては、各養成施設指定規則に定める実務経験を有する有資格教員を確保している。

【資料 4-2-1 学部・学科における専任教員の配置状況と大学設置基準】

【資料 4-2-2 医療保健学部における各医療系養成施設指定規則に定める基準教員数】

- ・ 教養教育は教員のみで構成する教育組織として設置している「教養学環」が担当しており、この教養学環所属の教員を合わせ、大学設置基準別表 2 に定める大学全体の収容定員に応じた教員数を加えた基準教員数に対して十分な人数を確保している。

- ・大学院研究科については、大学院専任の教員は配置していないが、各研究科の専攻ごとに大学院設置基準に定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を十分に確保している。

【資料 4-2-3 各研究科の基準教員数と配置教員数】

- ・教員の採用及び昇任は、「東京工科大学教員採用選考規程」「東京工科大学人事委員会規程」「東京工科大学教員の昇任に関する規程」に基づき実施している。

【資料 4-2-4 東京工科大学教員採用選考規程】

【資料 4-2-5 東京工科大学人事委員会規程】

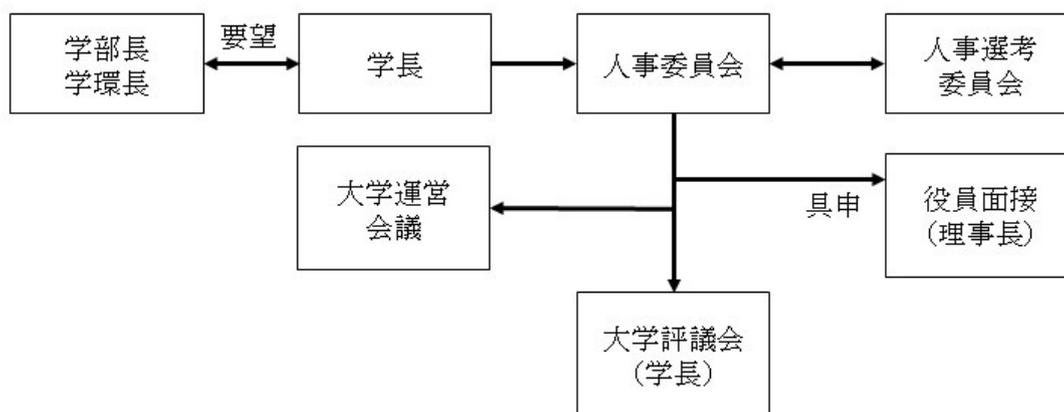
【資料 4-2-6 東京工科大学教員の昇任に関する規程】

- ・教員の採用は、採用を希望する学部・学科及び教養学環の教育目的及び教育課程等に基づき、専門分野や担当授業科目を明記した教員公募（案）を東京工科大学人事委員会で審議・決定したのち本学のホームページ及び国立研究開発法人科学技術振興機構が運営しているキャリア支援ポータルサイト（JREC-IN Portal）に告示することにより広く学内外から公募している。

【資料 4-2-7 教員公募（案）】

- ・採用候補者の選考は、人事委員会のもとに設置する人事選考委員会において、教育実績や研究業績等に関する書類審査及び人物や大学教育に関する考え・熱意、学生の指導方針等を確認するための面接により、当該学部・学科並びに教養学環の教育目的及び教育課程への適合等を総合的に審査のうえ採用候補者を選定している。
- ・人事選考委員会により選定した採用候補者については、選考結果を人事委員会に報告し、人事委員会の審議を経て大学運営会議の了承ののち大学評議会で採用候補者として決定、理事長に具申している。

図 4-2-1 教員採用プロセス



- ・教員の公募・採用にあたっては、任期を付さない教員のほかに人材の流動性や産業界の人材登用を目的として3年の任期を付した教員、週あたり勤務日数を定めて契約期間3年で採用する教員など多様な形態により公募・採用している。
- ・本学が掲げている「実学主義教育」の実践には実社会の企業・医療機関等との連携が不可欠であることから、企業・医療機関等出身の教員を多く採用しており学部にも所属する教員の55%を占めている。

- ・教養教育については、国際性豊かで創造性に富んだ幅広い視野を持つ人材養成を目的に掲げ、学生を抱えない教員のための教育組織として設置している「教養学環」が担当しており、人文・社会、外国語、情報・数理・自然科学、ウェルネス、社会人基礎の科目群により教育を行っている。
- ・採用選考時や昇任候補者選考時に学部・学科や学環ごとに年齢構成を考慮した選考を行っており、60歳代が16%、50歳代が35%、40歳代が28%、30歳以下が20%とバランスのとれた年齢構成となっている。
- ・教員の昇任は、昇任を希望する教員が自ら申し出ることを可能としているが、各学部・学科や教養学環の人事計画等に基づき原則として各組織における昇任候補者の選考を経て人事委員会で審議することとしている。
- ・人事委員会では、昇任候補者ごとに「昇任選考審査会」を設置し、候補者の教育実績、研究業績、片柳学園や社会に対する貢献度、人格等について、書類審査と面接により総合的に審査している。
- ・「昇任選考審査会」における審査の結果は人事委員会に報告され、人事委員会の審議を経て大学運営会議の了承ののち大学評議会で昇任候補者として決定し、理事長に具申している。
- ・教員の採用や昇任のプロセスとして面接を実施しており、この面接にはオブザーバーとして必ず学長も出席し、教育目的及び教育課程に即した新しい考え方や教育に対する熱意、学生の指導方針等を自ら確認することにより、適切な教員の配置に努めている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

- ・平成18(2006)年度から継続して「全学教職員会」を実施している。この「全学教職員会」は、大学の全専任教員と全事務職員を対象としたFDとSDとして実施しており、学長の方針や各学部・学環、大学院研究科の方針等のほかに全学的に共有すべき情報や教育向上のための新たな教育手法の紹介、コンプライアンス研修やハラスメント研修など多方面のテーマを設定し八王子・蒲田両キャンパス合同で実施している。

【資料4-2-8 全学教職員会テーマ一覧及び出席状況】

- ・この全学教職員会のテーマ設定は、学長を委員長、教務部長を副委員長とする「FD委員会」において時代に即した適切なテーマを検討し設定している。
- ・各学部・学環では、FDの一環として教員のための教育研究集会である「アゴラ」を原則として月1回開催し、当該組織における教育の向上や改善、研究活動等について議論している。
- ・授業改善等を目的とした教員の教員による授業点検を実施している。この授業点検は教授法、授業の内容・構成、学生への姿勢の3つの基準で評価し、一定の評価点に達しない教員には再点検を実施している。
- ・授業点検の結果は、点検後に行われる評価側の教員と授業担当の教員とのディスカッションの場で伝えられることにより、早期の授業改善を可能としている。また、授業点検の結果は、学長の諮問委員会として設置している「教育力強化委員会」にも報告され、高い評価を受けた授業や改善を要する授業の改善点等について全学的に共有することと

している。

- ・「教育力強化委員会」では、授業点検の1クールごとに評価基準や点検項目の点検・見直しを実施しており、教員の教育力強化のための検討を継続的に実施している。

【資料 4-2-9 授業点検・授業参観シート】

- ・平成 18 (2006) 年度より、教員の教育研究活動の活性化を目的として教育、研究、管理運営の3項目からなる教員の業績評価を実施しており、評価結果による賞与への加算を行っていたが、平成 28 (2016) 年度からは従来の3項目に学部長・学環長による評価を加え、賞与査定制度として新たにスタートしている。
- ・教員には教育、研究、管理運営の評価項目と学部長・学環長が設定する評価項目を公開することにより、評価の公平性と透明性を担保している。
- ・新たな教員査定制度は教員のさらなる意識の向上と教育研究活動の活性化を目的に年間賞与を±1.0ヶ月の範囲で査定することとしている。

【資料 4-2-10 2022 年度教員評価概要】

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・教員の採用については、教育実績 (医療保健学部については臨床経験) や研究業績を重視して選考し、面接では人物や教育研究に対する考え方等を確認することにより、本学の教育研究に関する考え方への適合度合いを確認している。また、教育実績の少ない候補者には模擬授業を実施することにより本学教員としての適否を判断している。この教員人事については妥協しないという本学の人事方針を今後も継続し、本学の理念の実現のための教員配置を実践する。
- ・本学では FD の一環として様々な取り組みを行っているが、今後もこれらの取り組みを継続するとともに、各取り組みの効果や改善点等を検証し、教育の質を確保するための教育内容・方法等の改善に努める。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

- ・本学では、基本理念に基づき、社会の急速な変化に対応するための様々な大学改革を継続している中で、事務職員が重要な役割を果たすには、資質・能力向上は必須であると考えている。そのために、平成 28 (2016) 年 7 月に「東京工科大学における SD に関する基本方針」(以下「基本方針」) を定め、大学運営上必要な能力・資質の向上のための研修を計画的かつ継続的に実施している。

【資料 4-3-1 東京工科大学における SD に関する基本方針】

- ・本学では、FD・SD活動の一環として全教職員を対象とした「全学教職員会」を開催しており、事務職員は基本方針に基づく全体研修のひとつとして出席することとしている。

【資料 4-3-2 全学教職員会テーマ一覧及び出席状況】

- ・事務局各部署の業務内容に応じた職員個々のSD活動としては、外部の機関や団体が実施する研修会や協議会、セミナー等に積極的に参加することにより職員が様々な業務領域における新たな知見を深め、自らの業務遂行に役立てている。

【資料 4-3-3 平成 29 (2017) 年度～令和 2 (2020) 年度 研修会等参加状況】

- ・階層別研修については、内容・実施時期について大学事務局部課長会で意見交換ののち、大学事務局長が決定し、法人本部総務部人事課と協働のもと、本学をはじめとする各設置校から対象となる職員を集め、管理職、一般職などの階層別に各階層で求められる能力等について研修を行っている。設置校の枠を超えた研修を行うことは、大学運営に必要な知識や能力のみならず、他の高等教育機関で求められている職員としての能力や資質について自らの置かれた立場と比較することで、自身が目指すべき目標を設定し、業務領域の知見を深めることに繋がっている。

【資料 4-3-4 平成 29 (2017) 年度～令和 2 (2020) 年度 片柳学園階層別研修実施状況】

- ・基本方針に基づくSD活動以外に、学生の就職支援を担当するCCCやCSCでは、キャリアカウンセラーの資格取得を積極的に行い、職員の資質・能力向上に努めている。また、片柳学園では職員の自発的な能力開発及び向上を図ることを目的とした自己啓発支援制度を設けており、職員は現在又は将来、本学園において従事する業務に必要な能力を自らの意思と努力により向上・開発することを支援することとしている。

【資料 4-3-5 学校法人片柳学園職員自己啓発支援制度規程】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学が今後も様々な大学改革を継続し発展するためには、大学運営に携わる職員の資質・能力の向上は必須であり、多くの職員が様々な研修等に参加しているものの、その成果が当該部署以外にはみえていない実情にある。
- ・全体研修としている全学教職員会については、各回のテーマがFDに近いテーマとなっていることや業務の関係から出席できない職員も多く、事務職員の出席率が低迷している現状にある。
- ・部署・グループ研修については、当該部署の業務に関する知見や知識を高めるための効率的な研修方法と考えられるが、大学事務職員の業務が多種多様化していることから実施頻度が高くない現状である。
- ・これらを踏まえ、基本方針で定めた研修の種類・内容をより実効性のあるものとするためにさらなる検証・見直しを行い、職員からの研修の提案なども率先して取り入れることを検討する。また、「Society5.0」の実現に貢献する先進的なICT研究・教育を実践する本学では、職員が利用する各種サービスもますますクラウド化が進み、高度なICTリテラシーが必要になる。これらに対応するためにも、若手職員から中堅職員、管理職まですべてを対象としたICTリテラシーのさらなる向上のための技術的な研修を学内で実施する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

- ・東京工科大学附置片柳研究所には、全学共通施設として「ナノテクセンター」を設置している。この「ナノテクセンター」には、教員や学生が研究で使用する理化学機器を多数設置しており、開室時間内であれば自由に利用することができる。また、夜間や休日にも事前の申請により利用を可能としており、計画的な研究の遂行に支障のない環境を整備している。

【資料 4-4-1 ナノテクセンター利用ガイド】

【資料 4-4-2 ナノテクセンター機器リスト】

- ・ナノテクセンターには専従の職員 2 人を配置し、機器の管理・点検や学生に使用方法を適宜指導するなど、適切な管理・運営体制を整備している。なお、使用希望者に対しては、機器の使用方法や液化窒素、高圧ガスなどに関する説明会を毎年 4 月に実施している。
- ・平成 29 (2017) 年 4 月に片柳研究所 8 階に、「セラミックス複合材料センター (CMC センター)」を設置した。CMC センターでは、航空機用エンジンや発電用ガスタービン等で使用が想定されている、セラミックス複合材料 (CMC) の実用化に向けた開発に取り組んでいる。また、実践的教育の場として、学部生や大学院生を研究補助員として採用し、CMC センター内で研究活動に従事させている。
- ・CMC センターでは、CMC の開発に産学官連携で取り組んでおり、その一環として、令和元 (2020) 年 4 月に、一般財団法人ファインセラミックスセンターと耐熱材料分野等に関する研究開発、人材交流、新規事業の創成を目的とした包括的研究協定を締結した。
- ・表 4-4-1 に示すとおり、平成 29 (2017) 年度以降、外部資金の獲得額が大幅に増えたことにより、研究協力課の事務作業量の増加に対応するため、令和元 (2019) 年度に事務職員を 1 人増員した。また、業務の効率化のため、同課の事務室の機器更新などを含めた環境整備を行った。

表 4-4-1 外部資金の獲得額（平成 28 年度以降） (千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
獲得額	241,724	539,215	635,940	434,766	329,060

- ・外部資金のさらなる獲得を推進するために、令和 2 (2020) 年 4 月より片柳研究所に産学連携担当の特任教授を 1 人採用した。また、同教授による公的資金への募集案内や申請書の添削等のサポート活動を新たに始めた。

- ・産学連携を専門的に取り扱う事務員を配置していなかったことから、令和2（2020）年7月より、研究協力課に産学連携の担当職員1人を配置した。これにより、産学連携活動を事務的に支援できる体制が整った。
- ・産学連携を推進するにあたり、課題となっていた研究成果と産学連携体制の発信を強化することを目的として、令和2（2020）年12月に片柳研究所のホームページのリニューアルを行った。「学内共同プロジェクト」、「人工知能研究会」等の研究成果の公表、シーズ集の公開、外部資金獲得状況、研究紹介、産学連携体制、研究費管理に関する規程と体制などの公開により、本学における研究が包括的に外部に発信できるようになった。
- ・片柳研究所日本語サイトのリニューアルとともに、英語サイトに関しても、海外の機関や研究者向けに効果的な研究紹介をするためのリニューアルを行った。具体的には、教員やCMCセンターが行っている先端研究の紹介をおこなった。
- ・本学における産学連携活動の活性化を目的として、東京商工会議所が大学や研究機関の持つ研究能力や知見、相談機能を活用できるよう、大学と企業の橋渡しをする「産学公連携相談窓口」に加入し、令和2（2020）年11月25日に契約書の締結をした。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- ・平成27（2015）年10月1日付けで、「東京工科大学における研究費の不正使用及び研究活動に係わる不正行為の防止に関する規程」（以下「防止規程」）を制定した。防止規程において、研究倫理とコンプライアンスに関する体制、責任の所在、教育の実施、不正が発生した場合の対処等の詳細を定めている。
- ・防止規程に基づき、本学の倫理教育として、全教員にAprinのeラーニング研修を受講するよう全教員に指示している。eラーニング研修については、毎年、未受講の教員が確認されたが、令和元（2019）年度には、全教員が受講したことを確認した。

【資料 4-4-3 eラーニング研修受講結果】

- ・本学では、FDの一環として開催している「全学教職員会」において、表4-4-2に示すとおり、研究倫理とコンプライアンス等に関して外部講師による研修会を行っている。

表 4-4-2 全学教職員会 抜粋

開催日	講師	テーマ
平成28年6月1日	清水法律事務所 溝内健介氏	大学教員として守るべきコンプライアンス
平成29年10月1日	新日本有限責任監査法人 赤池知広氏	研究倫理について
平成30年10月3日	新日本有限責任監査法人 赤池知広氏	公的研究費のコンプライアンス研修会
令和元年10月2日	㈱リバネス 武田隆太氏	公的研究費のコンプライアンス研修会
令和2年11月11日	東京大学 明谷早映子氏	研究倫理・コンプライアンス研修会

- 研究倫理の重要性を鑑み、本学の教員に対して、研究倫理に対する理解と本学の取組等に関して取りまとめた「研究倫理ガイド」を制作し、令和3（2021）年3月に全教員に配布した。

【資料 4-4-4 研究倫理ガイド】

- 令和3（2021）年3月に全教員を対象に、利益相反行為に関する調査を行った。表 4-4-3 に示すとおり、3 項目の調査に対し、8 人の教員が対象となったが、調査の結果、利益相反行為とは認められなかった。

表 4-4-3 利益相反行為に関する調査結果

企業との活動（総収入が 30 万円を超える活動）	7 人
受託研究・共同研究の有無（自己又は親族が取締役等を勤めている企業との契約）	1 人
学生の派遣（産学官連携の一環として、学生を派遣した場合）	0 人

4-4-③ 研究活動への資源の配分

- 研究力の向上と研究活動の活性化を目的として、表 4-4-4 に示すとおり、平成 27（2015）年度から学部横断的な研究体制による「学内共同プロジェクト」を立ち上げ、同年度より 6 つの共同研究プロジェクトによる研究活動を展開した。令和 2（2020）年 3 月ですべてのプロジェクトが終了し、研究成果を片柳研究所のホームページで公開している。

表 4-4-4 学内共同プロジェクト一覧

プロジェクト名	研究者数
インタラクティブ広告プロジェクト	10 人
ディープラーニング技術による教育ビッグデータの分析・可視化手法の開発・評価	8 人
運動プログラムとリハビリ・介護支援機器の開発プロジェクト	8 人
3D プリンタを活用した In-Ex デザインモデルの研究開発	4 人
オープンインフォメディアプロジェクト	8 人
モーションキャプチャーの医療への応用研究	6 人

* 開始当初の内容

- 平成 27（2015）年度から開始された「学内共同プロジェクト」に加え、さらなる研究活動の活性化と本学の保有する学術分野や人的資源を生かして、今後期待される技術を研究するための研究会として、表 4-4-5 に示すとおり、「人工知能研究会（以下「AI 研究会）」を立ち上げ、それぞれ複数の学部の教員が研究に参加する体制としている。研究期間は 2 年～5 年で行われ、令和 4（2022）年 3 月ですべての研究会が終了する。終了した研究会の研究成果は、片柳研究所のホームページで順次公開している。

表 4-4-5 AI 研究会一覧

テーマ名	研究者数
がん IPS 細胞の薬剤探索	16 人
画像解析によるサケの雌雄判別	15 人

「雰囲気」の理解とその説明文・対話文の生成	13人
Smart Blockchainの実現と応用	12人
マス教育のオーダーメイド化及びゲームキャラクターの知能向上	9人
未来型風力発電技術の開発	13人
医療福祉領域の臨床教育のためのオントロジー開発	11人
デザインの実践とAI	5人
デザインの創造性とAI	5人

＊開始当初の内容

- ・「学内共同プロジェクト」と「AI研究会」は、大学院生を研究活動の活性化のため、RA(Research Assistant)として参加させることを義務付けている。

【資料 4-4-5 RAの参加状況】

- ・令和元(2019)年度より、科研費の獲得支援の一環として、外部講師等による申請書の添削・面談指導を開始した。表 4-4-6 に示すとおり、令和 2(2020)年度の採択率が前年度比+10%となった。

表 4-4-6 添削・面談指導利用者の利用人数と採択結果

	令和元年度	令和 2 年度
利用人数	27人	27人
科研費採択者数	4人	7人
採択率	14.8%	25.9%

- ・本学の教員が行っている学術研究の中から、産学連携に利用できるシーズを取りまとめた「東京工科大学産学・地域連携シーズ集」を令和 2(2020)年 4月に制作し、各種イベントで配布をしている。また、片柳研究所のホームページでも公開している。

【資料 4-4-6 東京工科大学産学・地域連携シーズ集】

- ・学内の教育研究費は大別すると「個人研究費」「経常機材費」「消耗品費」に分かれており、それぞれ大学院と学部に分かれている。消耗品費は更に卒業研究を対象とした予算と、学生実験を対象とした予算に費目を切り分け、使用用途を明確にして適正な運用を図っている。また新任の教員を対象とした予算を設けて研究室で使用する実験機材や高性能パソコンなど教育研究に必要な機材を揃えることにしている。

【資料 4-4-7 八王子キャンパス教育研究費に関する規程】

【資料 4-4-8 蒲田キャンパス教育研究費に関する規程】

- ・研究にかかる予算申請、予算執行、出張費精算、機材の購入と廃棄等は規程に照らし合わせ、厳格に執行し不正防止に努めている。

(3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

- ・国内大学、国立研究所、企業等と組織同士の連携協定の締結に向けて、知的財産や守秘義務契約などの関連書類を整備し、組織間での速やかな連携活動が行えるようにする。
- ・本学が有する、学術分野や人的資源を生かして、共同研究、大型プロジェクトを企画し、

それを実現するための公的資金の獲得等により、研究力強化を推進する体制を構築する。

- ・産学連携を推進するための組織として、新たに「実践研究連携センター」を設置し、産学連携コーディネーターや知的財産等の専門人材を登用し、産学連携の活性化と学内の研究能力の有効活用を強化するための体制整備を行う。
- ・本学に在籍する教員の研究力の持続的な向上のために、論文投稿料の支援、外部資金で得られた間接経費の有効活用、特定研究に対する研究費の配分など、研究活動に必要な研究費を大学から支援するなどの有効活用を図る。
- ・本学が行っている実学主義教育と人的資源の特徴を生かした独自の国際連携を検討し、実現するために必要な資金を確保するなど、国際連携活動を行いやすい仕組みを整備する。

[基準 4 の自己評価]

- ・本学では学長のリーダーシップのもと、副学長や学長補佐を配置することで学長を補佐する体制を確立し、大学の意思決定や教育研究にかかわる諸施策が迅速に実施できる体制を整備している。また、学部・学環、研究科等の各組織は、学長の運営方針に基づき各学部長・学環長、研究科長等が適切に運営し、各組織が円滑に機能している。
- ・大学の意思決定や各組織の運営を円滑に行うための会議体を適切に整備するとともに、それらの会議体には原則として事務職員が参加することにより、教員と事務職員の意識や情報の共有を図る体制を確立している。
- ・教員の採用や昇任の方針も明確に規程化されており、本学の教育目的及び教育課程に必要な専任教員を確保し、適切に運用している。
- ・新たな教育手法の紹介やコンプライアンス、ハラスメントなどの研修を行う「全学教職員会」、各学部・学環における教育の向上や改善、研究活動について議論する「アゴラ」を通して、教員が組織的に教育内容・方法の改善と見直しを行っている。
- ・職員の研修は、FD・SD 活動としての「全学教職員会」や法人本部と協働による階層別研修、個々が直接参加する様々な研修をとおして、職員の資質・能力向上のための研修を組織的に実施している。
- ・各学部の教育研究に必要な予算の配分や、時代に即した研究テーマの設定による学部・学環の特色に合わせた研究の実施及びそれに必要な施設を提供するなど、快適な研究を支援する仕組みを確立している。また、防止規程において、研究倫理とコンプライアンスに関する体制、責任の所在、教育の実施、不正発生時の対処などを詳細に定め、厳正に運用している。
- ・よって、本学は基準 4「教員・職員」の基準を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- ・学校法人片柳学園は、寄附行為第 3 条（目的）において、本法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」として定め、本目的を達成する為、寄附行為にて本法人の最高意思決定、学校業務の決定・監督機関である理事会並びに諮問機関である評議員会等を明確に規定し円滑な学園運営を行っている。

【資料 5-1-1 学校法人片柳学園寄附行為】

- ・本法人の基本理念である「理想的教育は理想的環境にあり」のもと、本学は「実学主義教育」を教育の柱として、「生活の質の向上、技術の発展と持続可能な社会に貢献する人材を育成する」ことを基本理念に掲げている。

この基本理念を実現するために 4 つの具体的理念を定めている。

- 1) 実社会に役立つ専門の学理と技術の教育
- 2) 国際的な教養、豊かな人間性、高い倫理性と創造性の教育
- 3) 先端的な研究を介した教育とその研究成果の社会還元
- 4) 理想的な教育と研究を行うための理想的な環境整備

更に、上述の基本理念に基づき「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」の 3 つのポリシーと 6 つの学修の成果（ラーニング・アウトカムズ）を定め教育・研究の基礎としている。

【資料 5-1-2 東京工科大学 大学案内 2022】

- ・本法人の設置校である 3 つの専門学校においても、本法人の基本理念をもとに、「若きつくりびと」の養成を教育理念に掲げ、社会の技術の進展に合わせて教育内容を常に刷新し、時代が要請する技術者の養成に力を注いできた。特に今日では、それぞれの分野で ICT 教育を取り入れ、先進的な「コト」や「モノ」を生み出す、プロジェクトに強い技術者の育成に力を注いでいる。

【資料 5-1-3 日本工学院 総合案内 2022】

- ・本法人の教育理念に基づく教育や研究を円滑かつ着実に達成していくため、本法人は、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日に施行された私立学校法に従い、寄附行為をはじめ各種規程、規則を改めて整備し、経営の規律と誠実性の維持を図っている。具体的には、寄附行為に定められた理事会の決定事項以外の法人業務の決定事項を理事長、学長、校長及び常勤理事・評議員会に委譲する権限委譲並びに理事長や常勤理事、常勤評議員の業務執行を明確に規定化している。更には、法人の最高の決議・諮問機関である理事会・評議員

会に続く機関である常勤理事・評議員会についても規則に定め、法人業務の円滑な運営を図っている。その他法人の規程・規則を整備し経営の規律と誠実性の更なる維持を図っている。

【資料 5-1-4 学校法人片柳学園理事会の業務決定権限委譲及び業務執行規則】

【資料 5-1-5 学校法人片柳学園常勤理事・評議員会規則】

- ・本法人では、高等教育を担う機関として、社会的使命とその責任を深く自覚すると共に、法令の遵守はもとより当該職務関連規則や規程に従って、より高い倫理観を持ち公正かつ誠実にその職務を遂行するように努めることを教職員の行動規範とし、教育理念とその実現のためにこれを遵守している。

【資料 5-1-6 東京工科大学行動規範】

- ・今後とも、本法人は経営の規律と誠実性の維持を図り、総合高等教育機関として、創意工夫、独立自尊の精神を尊重し、持続可能な社会に貢献する知識と技術を持った人材を育成し、本法人に課された社会的使命を果たしていく。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・使命・目的の実現のため、健全で持続的な学校経営を支えるために、理事会、評議会等の意思決定体制を整備し、規程に則って、継続的努力を行っている。
- ・大学の基本理念を実現するための施策等については、理事長、学長、事務局長、事務局次長で構成する理事長会議で議論し、大学評議会の議を経て理事会に諮っている。この理事長会議は、令和元（2019）年度までは議題の有無により開催していたが、令和2（2020）年度からは開催日程をあらかじめ定め、原則として毎月開催し大学の方針や将来構想などについて議論している。
- ・基本理念を実現するための中長期計画については、「中長期計画推進委員会」に設置された「大学経営・運営分科会」「教育力強化分科会」「研究力強化分科会」「グローバル化分科会」「ブランド力向上分科会」の各分科会で計画の事実に向けた継続的な検討を行っている。

【資料 5-1-7 東京工科大学中長期計画推進委員会規程】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・環境保全に関して、郊外型の八王子キャンパスでは災害時にも学校運営を続けられることを第一に、経済性を考慮して環境にやさしいエネルギーシステムを導入している。万一の停電時には、「ガス・コー・ジェネレーションシステム」による発電で電力供給し、平常時には発電電力を商用電力と系統連系して節電、さらに廃熱温水を冷暖房に活用して省エネ・省CO₂に貢献している。都市型の蒲田キャンパスでは空調する空間の広い多目的アリーナにはガス吸収冷温水気を採用し、さまざまな環境の個室が入る建物には個別にコントロールしやすいGHP（ガスヒーポン）を配備することでピーク電力を抑え、省エネ・節電に貢献している。また、省エネ設備への取り組みの一つに、3号館12階学生ラウンジが環境省より省エネ照明デザインモデル事業に認定されている。
- ・本法人で勤務する職員の安全確保と健康の維持増進を図り、快適な教育研究環境と作業環境を形成するため、「労働安全衛生管理規程」を制定しており、労働安全衛生法及び本

法人就業規則に基づく安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生に関する自主的で計画的な活動を推進することによって、事故、労働災害、健康障害等の防止に努めている。

【資料 5-1-8 学校法人片柳学園労働安全衛生管理規程】

- 大学教職員・学生、非常勤教育職員、片柳研究所で外部機関から参加する所員・研究員の安全に関わる安全管理体制等の安全確保のための諸措置について定めた「東京工科大学安全管理規程」に基づき、キャンパス内における安全の確保に努めている。
- 「東京工科大学安全管理規程」では大学全体の安全確保を統括する安全管理者を定めている。この安全管理者は、大学評議会に設置する「環境・安全委員会」の委員長が兼ねており、安全確保に関する諸施策等を周知及び安全に係わる継続的な検討が図れる体制を整備している。

【資料 5-1-9 東京工科大学安全管理規程】

- 専門的な安全管理が必要な化学物質、高圧ガスについては、「東京工科大学化学物質管理規程」「東京工科大学高圧ガス管理規程」に基づき、それぞれ化学物質管理責任者、高圧ガス保安責任者を選任し、X線回折装置の安全確保のためX線管理責任者を安全管理者が指名しており、また、化学物質、高圧ガス、X線回折装置の他に専門的な安全管理が求められる遺伝子組換え実験や動物実験に関しては、「東京工科大学遺伝子組換え実験実施規程」「東京工科大学動物実験実施規程」を定め、事故等の未然防止に努めている。

【資料 5-1-10 東京工科大学化学物質管理規程】

【資料 5-1-11 東京工科大学高圧ガス管理規程】

【資料 5-1-12 東京工科大学遺伝子組換え実験実施規程】

【資料 5-1-13 東京工科大学動物実験実施規程】

- 教育研究活動により発生する化学薬品廃液等の産業廃棄物について、その適正な処理に関し「東京工科大学産業廃棄物の処理に関する規程」を定め、教育研究環境及び公衆衛生の保全に努めている。

【資料 5-1-14 東京工科大学産業廃棄物の処理に関する規程】

- 防火、防災に関しては、火災、震災その他の災害の予防及び教職員、学生等の生命及び身体の安全と被害の軽減を図るため、各キャンパスにて「消防計画書」及び「災害対策マニュアル」を作成し、適正な防火防災の体制と知識の啓蒙を行っている。

【資料 5-1-15 学校法人片柳学園消防計画（蒲田キャンパス）、学校法人片柳学園消防計画（八王子キャンパス）】

【資料 5-1-16 学校法人片柳学園災害発生時教職員対応マニュアル（蒲田キャンパス）、学校法人片柳学園災害発生時教職員対応マニュアル（八王子キャンパス）】

- 日常的な防火防災対策としては、キャンパスごとに防火防災管理責任者を選任するとともに、建物の各室・場所ごとに火元責任者を配置し、防火管理・災害予防の徹底を行うことにより、日常の火災予防と災害時の出火防止に備えている。
- 大規模災害の発生に備えるため、教職員及び学生のための災害対策マニュアルをそれぞれ作成し、各自に配布しているほか、防災訓練（避難訓練）を定期的実施している。

【資料 5-1-17 東京工科大学災害（大規模地震）対応マニュアル】

- 新型コロナウイルス感染症の対策としては、学生及び教職員の新型コロナウイルス感染拡大を抑え、本法人が果たすべき教育・研究・社会貢献への影響を留めるために、対策

委員会を設置して「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を策定、さらに具体的な対応マニュアル「新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を作成し、本法人として学校運営上取るべき感染症リスクを低減するためのマニュアルを整備している。

【資料 5-1-18 学校法人片柳学園新型コロナウイルス感染症対策行動計画】

【資料 5-1-19 学校法人片柳学園新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン】

- ・人権に関しては、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止及び排除のための措置並びにそれらに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関して「学校法人片柳学園ハラスメントの防止に関する規程」を定め、職員・学生等の利益の保護、職員の職務能率の発揮及び学生等の修学上の環境の維持を図っている。

【資料 5-1-20 学校法人片柳学園ハラスメントの防止等に関する規程】

- ・大学においては、「東京工科大学ハラスメント防止委員会規程」を制定し、ハラスメントの防止策の検討と発生時の処置を検討、審議するための体制を明確にしている。学生に対しては、ハラスメントの定義や相談に関する事項を適切に知ることができるように、学生便覧に「東京工科大学ハラスメント防止ガイドライン」を掲載している。

【資料 5-1-21 東京工科大学ハラスメント防止委員会規程】

- ・法令及び法人の諸規則等に違反又はそのおそれがある行為の是正及び防止のための公益通報制度においても、「学校法人片柳学園公益通報者保護規程」において通報者に対する不利益な扱いの禁止と通報者が特定できる情報の守秘義務について定めている。

【資料 5-1-22 学校法人片柳学園公益通報者保護規程】

- ・安全や人権に対する配慮については、規程類に明確に定められており、組織体制を含めて、適正に行っている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・新型コロナウイルス感染症への対応については、学園全体として迅速に体制整備がなされ、学生や教職員の感染防止策等の様々な措置が実施された。本学では、「東京工科大学危機管理規程」を制定し不測の事態に対応する体制を整えていたが、この新型コロナウイルス感染症に関しては、学園全体の体制整備が迅速になされたことから本学規定に基づく実施はしていない。
- ・本学の規程では、新型コロナウイルス感染症のような「感染症の拡大」も危機の一つとして規定しているが、今回の対応等を踏まえ本学の規程改正の必要性が感じられたことから、今後いつ起きるか分からない「危機」についての確に対応するための規程改正を早急に検討し、本学の危機管理体制を確立する。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・ 本法人の使命・目的を達成するための最高意思決定機関として理事会を位置づけ、その開催及び審議事項等について寄附行為に定め、適切に機能している。

【資料 5-2-1 学校法人片柳学園寄附行為】

- ・ 理事会は、5月、11月、3月の3回を定例とし、その他必要に応じて臨時の会を開催している。
- ・ 理事会での審議に先立って、理事長においてあらかじめ評議員会に意見を聴かなければいけない事項については、評議員会に付議し適切に実施されている。
- ・ 理事会及び評議員会における理事、監事、評議員の構成及びその役割は、私立学校法の主旨に則り適正に遵守され、適切に機能している。
- ・ 役員及び評議員については、理事 10 人、監事 2 人、評議員 21 人の定数で構成しており、現在、欠員はなく、私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号に規定される校長理事には本学の学長が就任している。
- ・ 監事は、すべての理事会及び評議員会に出席し、業務・財務の状況及び理事の業務執行の状況等について監査の状況を報告するとともに、その他必要に応じて意見を述べている。
- ・ 理事の選任においては、私立学校法の主旨に則って決められた寄附行為第 11 条（理事の選任）の定めに従い、選任している。その選任の際に現に本法人の役員又は職員でない者が 1 人以上含まれるようにし、各理事について親族その他特殊関係にある者が 1 人を超えて含まれることがないように適切に選任している。
- ・ 理事の構成は、寄附行為の定めに従って、本学の学長のほか、本法人設置の大学を除く各校の校長のうち理事会において選任された者 1 人、評議員のうちからその互選によって定められた者 3 人、本法人に関係のある学識経験者又は功労者で当該選任条項を除く理事の過半数により選任された者 5 人の 10 人である。現在、私立学校法第 38 条第 5 項に規定される外部理事には、3 人が選任されている。
- ・ 充て職理事である学長の選考については、「東京工科大学学長に関する規程」及び「東京工科大学学長候補者選考に関する規則」に基づき、学長選考委員会において学長候補を選考し、理事会において承認されている。

【資料 5-2-2 東京工科大学学長に関する規程】

【資料 5-2-3 東京工科大学学長候補者選考に関する規則】

- ・ 学長、校長その他の重要な教職員の任免については、理事会の審議決定事項としている。
- ・ 理事会の決議においては、直接の利害関係がある理事がその議決に加わることを寄附行為第 6 条第 13 項により禁止しており、公正な議決が保たれている。
- ・ 過去 3 年間の理事会への理事の出席状況については、資料 5-2-5 のとおりであり、出席状況も適切である。なお、都合により欠席の場合は、寄附行為第 6 条（理事会）第 11 項に定める書面による「意思表示書」の事前提出をもって出席に代えている。

【資料 5-2-4 意思表示書】

- ・ 令和 2（2020）年度第 1 回目、第 2 回目については、文部科学省から出された新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に関する取扱いの中で示された理

事会の開催方法を参考にし、一部の理事については、事前に資料を送付し「意思表示書」の提出をもって出席とした。

【資料 5-2-5 理事の出席状況】

- ・法人の最高意思決定機関としての理事会が行う業務決定及びその執行については、「学校法人片柳学園理事会の業務決定権限委譲及び業務執行規則」において、常勤理事・評議員会、学長及び法人設置の各校校長への一部権限の委譲及び業務執行を定め、業務の円滑な運営を図っている。
- ・常勤理事・評議員会については、「学校法人片柳学園常勤理事・評議員会規則」に定め、理事長及び常勤の理事、常勤の評議員をもって構成し、毎月1回以上必要に応じて開催している。同会は、理事長の諮問機関として機能するとともに、理事会から権限委譲を受けた理事会の議決を要しない業務の審議・決裁及び理事長から委任された業務の執行を行っている。なお、権限委譲されている事項であっても重要と認められる事項については、決定権限を解き理事会において審議決定を行う。また、理事会が業務決定する事項について、緊急を要し理事会を開催することができない場合には、業務の先決に関する条文を定めており、常勤理事・評議員会において先決を行い、次の理事会において議案として提出し、改めて理事会の承認を得ることとしている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・理事会の機能は、その使命・目的の達成に向けた意思決定を行う上で、諮問機関・補佐機関として機能する評議員会及び常勤理事・評議員会等を含めて円滑に機能している。今後も、法令、寄附行為及び法人内諸規則を遵守し、適正な運営を図るとともに、機動的かつ戦略的な意思決定を継続できるよう務める。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- ・学校法人の最高意思決定機関である理事会は、年3回定例理事会を開催し寄附行為等に規定する審議事項の議決を行っているが、緊急を要する案件が生じた場合あるいは必要に応じて、臨時理事会を開催し対応している。
- ・大学の業務のうち、法令、寄附行為及び法人内諸規則により理事会が決定すると規定された事項以外の校務については、「学校法人片柳学園理事会の業務決定権限委譲及び業務執行規則」第5条(学長への権限委譲)において、学長に決定権限及び執行が委譲されており、迅速な意思決定が可能となっている。
- ・理事会が決定すると規定された事項において、諸般の事情により緊急の理事会を開催することができない場合には、「学校法人片柳学園理事会の業務決定権限委譲及び業務執

行規則」によって権限を委譲された常勤理事・評議員会によって審議決定（先決）し執行することにより、緊急時においても円滑な意思決定が行えるようになっている。先決事項については、次の理事会において、理事長から議案として提出し、改めて理事会の承認を得ることとしている。常勤理事・評議員会の構成員には、理事長、常勤の理事である学長のほか、大学事務局長、法人本部長、法人本部の部長、設置校の校長、副校長等の常勤の理事及び評議員が入っており、教学サイドと経営サイドの連携した意思決定が円滑に行えるようになっている。

- 本学運営にかかわる重要事項の調整や方針策定のため、理事長、(副理事長)、学長、事務局長からなる理事長会議を令和元(2019)年度までは年数回、令和2(2020)年度からは原則として毎月開催している。理事長会議は、議決機関ではないが、本学運営に関する活発な議論が行われ、そこで決定された方針等については、必要に応じて大学評議会に諮ることとしている。
- 本学運営にかかわる事項について、学長を補佐し、その諮問に応じることを目的として大学運営会議は8月を除く各月に開催している。この大学運営会議は、学長を議長として、理事長、副学長、各学部長、学環長、大学院研究科長、片柳研究所長、事務局長で構成され、教学サイドと経営サイドのコミュニケーションの場とすることで意思決定の円滑化を図っている。
- 理事長が参加する本法人事務組織の会議体である法人部長会(4月、8月を除く毎月開催)に大学事務局長が毎回参加し、本法人と本学の意識統一や意見調整を行っている。また、法人部課長会(4月、8月を除く毎月開催)には大学事務局業務課長及び蒲田キャンパス事務部業務課長が毎回参加し、法人本部と大学の情報共有を図っている。
- 理事長のほか、法人本部及び本学をはじめとする各設置校の次長職以上が一堂に会して実施する合同部長会を8月、3月を除く各月に開催し、情報共有を図っている。
- 大学事務局、法人本部総務部及び法人各設置校(北海道校を除く)の事務部門で合同の連絡会を毎月開催し、学年暦、行事、施設利用などの調整をはじめ、共用するキャンパス内での問題の共有と相互チェックを行い、円滑な運営を図っている。なお、この連絡会は、八王子キャンパス、蒲田キャンパスの双方で開催している。
- 上記諸会議やその他諸委員会の設置により各レベルにおける提案や意見を取り入れ、指示ができる仕組みが整っており、理事長あるいは学長のリーダーシップが発揮できる体制を整えている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- 本学運営にかかわる重要事項の調整や方針策定のため、理事長、学長、大学事務局長からなる理事長会議を原則として隔月で開催している。
- 理事会へは学長が理事として、大学事務局長がオブザーバーとして出席し、評議員会へは学長及び大学事務局長が評議員として出席し、情報共有のみならず、法人の管理運営等についても意見交換及び審議に関わっている。また、常勤理事・評議員会には、学長、大学事務局長が構成員として出席し、必要に応じて大学事務局の関係部次長もオブザーバーとして出席し、意見交換を行うことにより、相互チェックは有効に機能している。
- 監事の職務は、寄附行為第10条(監事の職務)に規定され、業務・財政の状況・理事の

業務執行状況だけでなく教学面についても監査の対象としており、法令、寄附行為並びに学園の規則が遵守されているかについて監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出するとともに、それぞれの会に出席し直接報告している。さらに、不正の事実を発見したときは、文部科学省及び、理事会、評議員会に報告する職務を担っている。

【資料 5-3-1 監事監査報告書】

- ・監事に対しては、毎回出席している理事会及び評議員会において議案の審議だけでなく、理事長、理事、評議員あるいはオブザーバーで出席している関係者からの業務運営状況等の諸報告を通して、業務の状況や理事の業務執行状況等教学面を含めた必要な情報を提供している。更に、主要な学園行事（入学式・学位記授与式等）に参加するとともに、必要に応じて面談あるいは情報提供等を行い、実情の把握を可能にしている。
- ・過去 3 年間の監事 2 人の理事会への出席状況は、資料 5-3-2 のとおりであり、監事が不在となる理事会は一度も無い状況である。さらに、監事は、資料 5-3-3 のとおり評議員会へも出席して監査報告及び意見を述べており、理事会と同様に監事が不在となる評議員会は一度も無い状況である。したがって、監事の役割としてのチェック機能は、監査報告だけでなく広く有効・適切に機能している。

【資料 5-3-2 監事の理事会への出席状況】

【資料 5-3-3 監事の評議員会への出席状況】

- ・監事の選任においては、寄附行為第 12 条（監事の選任）の定めに従い、2 人の監事を選任している。その選任の際には、本法人の理事、及び職員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の適任者を理事会で選出し、その候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任することとしている。
- ・評議員会は、理事会の諮問機関として、理事会に先立って寄附行為第 21 条（諮問事項）に掲げる重要な事項について審議し、意見を述べ、議決しており、有効・適切に機能している。
- ・評議員の選任については、寄附行為第 23 条（評議員の選任）の定めに従って適切に運用している。
- ・評議員の構成は、本学の学長のほか、理事会において選任された法人設置の大学を除く各校のいずれかの校長 1 人、本法人の職員のうちから理事会において選任された者 5 人、本法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 才以上の者のうちから理事会において選任された者 6 人及び本法人に関係のある学識経験者又は功労者で当該選任条項以外の評議員の過半数によって選任された者 8 人の 21 人である。各評議員について親族その他特殊関係のある者が 1 人を超えて含まれることを禁止している。
- ・過去 3 年間の評議員の評議員会への出席状況は、資料 5-3-4 のとおりであり、評議員定数 21 人に対して、出席状況は適切である。なお、都合により欠席の場合は、寄附行為第 20 条（評議員会）第 9 項に定める書面による「意思表示書」の事前提出をもって出席に代えている。

【資料 5-3-4 評議員の評議員会への出席状況】

- ・令和元（2019）年度の第 4 回評議員会から第 8 回評議員会までの間、私立学校法第 41 条（評議員会）第 2 項に定められている「評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の

評議員数をもって、組織する。」を満たしていないが、令和元（2019）年度第4回から第6回の欠員1人については、学園創立者であり前理事長・学園長である評議員の体調不良による急な辞任後、同人の容態の悪化、逝去等が続き、後任者の選定が遅れたことによるものである。また、令和元（2019）年度第6回から第8回の欠員1人については、充て職評議員である本学学長が急逝されたことにより、学長の選考手続き上、選任が間に合わなかったことによるものである。いずれの件も、文部科学省に説明し了解をいただいている。

- ・令和2（2020）年度第1回目については、文部科学省から出された新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に関する取扱いの中で示された理事会の開催方法を参考にし、一部の評議員については、事前に資料を送付し「意思表示書」の提出をもって出席とした。
- ・経営サイドと教学サイドがともに出席する理事会、評議員会、常勤理事・評議員会、理事長会議だけでなく、各レベルにおける会議等においても情報共有や意見交換を通じて相互にチェックする体制が有効に機能している。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学と法人の各管理運営機関の間では、緊密な連携協力の中で、情報や課題を共有し活発に意見交換を行っているが、今後更に、連携を強化し、それぞれにおける意思決定の円滑化を図るとともに、相互のチェック機能の更なる適正化を進めることに努め、その成果を学生満足度の向上に反映させていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・本学を設置する学校法人片柳学園の理念は、「理想的教育は理想的環境にあり」である。この理念を基に、設置5校（本学・日本工学院専門学校・日本工学院北海道専門学校・日本工学院八王子専門学校・東京工科大学附属日本語学校）の教育環境と教育施設・設備の整備並びにこれを活用して教育を行う質の良い教員の確保を実践している。本学園は、将来ともこの理念を第一の基本に据えて、これを実現させるために安定した財務基盤の確立を目指していく。

【資料5-4-1 令和3（2021）年度 事業計画】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までの過去5年間において、私立大学にお

ける入学定員超過率の厳格化による本学の学生数の減少があったものの、学園設置校全体において、安定した学生数を確保している。

これにより、収支の状況についても、平成 28 (2016) 年度の蒲田キャンパス新校舎竣工に伴う旧校舎 (1 号館・2 号館・10 号館) の取壊し除却損の発生による学園全体の特別収支差額の支出超過、また、令和 2 (2020) 年度の新型コロナウイルス感染症流行による全在生への学修支援金の支給などの一時金の支出があったものの、平成 28 (2016) 年度から令和 2 (2020) 年度までの過去 5 年間に於いて本学・学園全体ともに当年度収支差額は収入超過と安定している。

主要な財務比率においても、特に事業活動収支差額比率については、本学・学園全体ともに全国平均を大きく上回る好結果となっている。

【資料 5-4-2 令和 2 (2020) 年度 事業報告書

在籍学生数の推移 9 ページ 財務比率表 47 ページ】

【資料 5-4-3 平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度 決算書】

【資料 5-4-4 事業活動収支計算書関係比率 (法人全体のもの)】

【資料 5-4-5 事業活動収支計算書関係比率 (大学単独)】

- ・財産状況について、令和 2 (2020) 年度末時点において学園全体は翌年度繰越収支差額の支出超過となっているが、積極的な設備投資による基本金組入後の繰越収支差額の支出超過であり、基本金組入前の収支差額が支出超過ということではない。

【資料 5-4-6 平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度 決算書】

【資料 5-4-7 令和 3 (2021) 年度 予算書】

- ・本学園においては、上記のとおり安定した収支状況と充実した財務基盤を確立しつつあり、これを基盤として教育環境と教育施設設備を年次計画により整備している。

平成 28 (2016) 年度においては蒲田キャンパスの新校舎竣工、平成 29 (2017) 年度においては学生の利便性・サービス向上のため、八王子キャンパスの大学事務局学務課とキャリアコーオプセンターを移設、平成 30 (2018) 年度においては大学院工学研究科・デザイン研究科新設のための研究機器や図書の整備、令和元 (2019) 年度においては八王子キャンパスの 18 号館 (研究棟 C)・メディアホール・片柳研究所のウォシュレット設置、令和 2 (2020) 年度においては医療保健学部リハビリテーション学科及び大学院医療技術学研究科新設に伴う実習室の整備、研究機器や図書の整備と、常に学生のための教育環境の整備を図っている。

また、開設から 35 年目を迎えている八王子キャンパスの各校舎についても、平成 22 (2010) 年度から 15 年間の年次計画をもって計画的な修繕工事を実施しているが、学生の安全確保及び学生生活に支障をきたさないよう、平成 30 (2018) 年度には計画を 3 年短縮し 12 年計画に変更し、修繕工事のスピードアップを図っている。令和 2 (2020) 年度においては、校舎外壁の大規模修繕工事や空調換気設備機器の更新工事を実施した。今後も、安定した財務基盤を永続させ基本理念を実現させていくよう学園をあげて努めていく。

- ・本学園の基本理念を実現させるため研究面においては、外部資金の獲得強化を図っている。平成 26 (2014) 年度以降の外部資金の合計額は、表 5-4-1 に示すとおりである。令和元 (2019) 年度の合計額は、平成 26 (2014) 年度と比較すると、約 1.8 倍である。大

型の公的資金の獲得により、平成 29 (2017) 年度や平成 30 (2018) 年度は、大幅に増加したが、令和 2 (2020) 年度は、コロナ過により企業との共同研究、受託研究が減少した。

表 5-4-1 外部資金の獲得額(平成 26 年度以降) (千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
獲得額	244,671	218,746	241,724	539,215	635,940	434,766	329,060

- 外部資金のうち、特に大型の公的資金を獲得することは、研究環境の整備と研究の活性化に極めて重要である。本学においては、表 5-4-2 に示すとおり、平成 29 (2017) 年度以降に大型の公的資金を獲得している。

表 5-4-2 大型の公的資金獲得状況の一部(新規獲得分のみ)

年度	事業	機関	獲得額(千円)
平成 29 年度	戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)	JST	183,000
平成 29 年度	戦略的創造研究推進事業(ALCA)	JST	12,870
平成 29 年度	次世代構造部材創製・加工技術開発	NEDO	84,024
平成 30 年度	戦略的イノベーション創造プログラム(SIP II)	JST	153,000
令和元年度	未踏チャレンジ 2050	NEDO	10,049
令和 2 年度	官民による若手研究者発掘支援事業	NEDO	999
令和 2 年度	クリーンエネルギー分野における革新的技術の国際共同研究発掘事業	NEDO	5,000
令和 2 年度	共通課題解決型産学官連携研究開発事業	NEDO	8,999

*獲得額は、研究費総額ではなく、当該年度の受給額

- 外部資金の獲得を推進するために表 5-4-3 に示す施策を実施している。研究成果については、片柳研究所のホームページで公表している。また、科研費の申請書の添削面談の利用者の採択率は、令和元(2019)年度は 14.8%、令和 2(2020)年度は 25.9%となった。

表 5-4-3 施策の実施状況

年度	施策	目的
平成 27 年度	学内共同プロジェクト	研究力の向上と研究活動の活性化
平成 29 年度	人工知能研究会 (AI 研究会)	今後期待される技術を研究するための研究会
令和元年度	申請書の添削・面談指導	科研費の獲得支援の一環

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学及び学園の教育目標・事業計画を効果的に実現し、これを継続していくためには、安定した収入の確保と適切な支出管理が不可欠である。特に、安定した収入ということにおいては、入学生の安定確保もさることながら、退学者の減少を図ることも非常に重要である。本学園においても、専門のカウンセラーを配置した学生相談室や、本学をあげて就職を支援する学生へのサポートを充実させている。今後も、教育界・産業界の要請並びに時代の流れにあった学校運営を図って学生確保に努めていき、法令並びに学園諸規程を遵守した安定した運営に努める。
- ・ 教員の研究環境の整備のために、外部資金によって得られる間接経費の一部を教員に還元する方策を検討する。
- ・ 学外の企業等との連携、いわゆる産学連携を通じて、共同研究、受託研究及び公的資金による研究費を獲得し、その資金を利用して研究設備の整備等を推進する。
- ・ 科研費以外の公的資金の獲得のための、申請書の添削面談、連携コーディネーターによるアドバイス、申請書の書き方講習会などの支援策を実現していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

- ・ 本学並びに設置者である学校法人片柳学園は、私立学校法並びに寄附行為の定めに基づき、毎会計年度の事業計画を策定し、これを実行するための予算を編成している。予算の執行に際しては、教育目標・事業計画を効果的に実現できるよう運用を心がけている。
- ・ 本学園においては、予算の編成に先立ち、まずは本学園の事業計画（施設設備に関する事業計画・その他の事業計画）を策定する。次年度において、重点整備する施設関係工事や、機器備品等の教材整備、そして設置校の教育研究活動を十分精査して事業計画を策定する。その中には、次年度単年度で実行するもの、年次計画により中長期に整備するものといった検討があり、本学園の教育目標が効果的に実現できるよう財源を活用している。

【資料 5-5-1 令和 3（2021）年度 事業計画】

- ・ 事業計画が策定された後、次年度の学部学科構成による収入の積算にはじまり、各事業計画を実現する支出予算の積算を行う。施設関係工事予算・教材整備予算・学科運営費予算・広報広告活動予算・人件費予算等が積算された後、これらを取りまとめた学園予算が編成される。編成された予算は、寄附行為の定めにより、毎年 3 月に評議員会の諮問を経て理事会により決議される。

【資料 5-5-2 令和 3（2021）年度 予算書】

【資料 5-5-3 学校法人片柳学園寄附行為】

- ・本学園の予算編成の特徴は、まず本学園の事業計画を策定して、その年度の重点整備事項を明確にすることを重要視していることである。特に、施設関係工事や教材の整備については、重要項目として具体的な積算や見積書に基づき予算を編成している。こうして、財源を有効に活用するために、実現すべき事業計画を明確に設定することにより、予算“枠”の消化という弊害に陥らずに教育目標を効果的に実現することができる。そのため、予算決議後に蒲田キャンパス新校舎建設に関する詳細見積もりを依頼し、その工事費の変更について補正予算を編成した平成 26 (2014) 年度以降は、予算と著しくかい離がある決算額の科目が無い場合、補正予算を編成していない。
- ・予算の執行については、経理規程・経理規程施行細則に基づき、各事業の予算執行部署並びに本法人本部経理部でのチェックの上で執行され、支出管理されている。会計処理については、学校法人会計基準に則して本法人本部経理部と各設置校会計担当部署において仕訳処理を行い、学校会計専用ソフトウェアにより仕訳入力している。これにより、3 キャンパス 5 設置校の月次管理や計算書類作成までが本法人本部経理部において一元管理できる環境を構築している。

【資料 5-5-4 経理規程・経理規程施行細則】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・本学園においては、私立学校法及び寄附行為の定めに基づいた監事の監査を定期的実施している。財産状況の監査については、監査法人との連携を図り、毎年度定期的に監事と監査法人の実務面談を実施することにより、監事監査の実効性を高めている。また、法人の業務や理事の業務執行状況の監査について、監事は理事会に毎回出席して理事側より業務運営についての報告を受け、その他随時の報告も受けることによりその機会に監査を実施している。

これらの監事監査の結果については、監事は監査報告書を作成し、理事会及び評議員会において報告している。

【資料 5-5-5 学校法人片柳学園寄附行為】

【資料 5-5-6 令和 2 (2020) 年度 監事監査報告書】

- ・私学振興助成法に基づく監査法人監査については、毎年 9 月から翌年 6 月にわたり監査を実施している。令和 2 (2020) 年度の監査は、19 日間にわたり延べ 73 人の公認会計士により実施された。この間、監査計画の説明及び監査結果の報告について、学園監事との面談を実施して連携を図った。また、監査法人は理事長とも毎年直接ディスカッションの機会を設けて、監査の実効性を高めている。

こうして実施された監査法人監査については、監査法人内の審査会を経たのち、「独立監査人の監査報告書」として学園に交付され、決算書とともに所轄庁に提出している。

【資料 5-5-7 令和 2 (2020) 年度 独立監査人の監査報告書】

- ・本学園の監査の特徴としては、監事と監査法人が連携する機会を設けて双方の監査の実効性を高めている点あげられる。また、監事が理事会に毎回出席して業務運営の状況を把握していること、監査の機会のみならず入学式や卒業式にも出席して学校の状況を把握することに努めていること、毎年所轄庁である文部科学省主催の学校法人監事研修会に出席して学校法人監査を取り巻く情報の収集に努めていることも、監査機能の向上

に非常に有効である。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後も文部科学省通知、各都道府県の告示や通知、日本公認会計士協会からの実務指針、研究報告、また日本私立学校振興・共済事業団からの Q&A 等に注視し、監査法人とのさらなる連携を図り、適切な会計処理に努めていく。
- ・令和 2（2020）年の私立学校法の改正により、学校法人の監事の職務についてはますます重要性が高まることとなっている。学園としては、今後もこれまで以上に監事の職務をフォローする体制を推進していくとともに、監査法人監査とより緊密な連携が図れるよう努めていく。

[基準 5 の自己評価]

- ・教学と経営の協働という特色を生かしながら、誠実で透明性のある経営を推し進めており、理事会等の機能も健全に発揮されている。
- ・役員並びに職員の業務執行体制は整備されており、適切に機能している。
- ・全般的に健全な財政状況を維持している。
- ・監査法人、監事の監査体制が有効に機能している。
- ・外部研究資金を獲得するための体制整備に取り組んでおり、基本理念の実現のための努力を継続的に行っている。
- ・よっては、本学は基準 5「経営・管理と財務」の基準を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- ・本学は、「東京工科大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、大学評議会に設置する委員会として「自己点検・評価委員会」を設置し、基本理念に基づく教育研究活動等の内容について把握し、評価を行っている。自己点検・評価委員会では、①教育理念及び目標に関すること、②教育組織及び教育課程に関すること、③研究組織及び研究体制に関すること、④管理運営体制に関すること、⑤その他の事項について、自己点検・評価を行い、その結果は学長へ報告し、必要に応じて中長期計画実現のための改善、学長方針の見直し・修正、新たな学長方針の策定等の改革・改善を行うこととしている。
- ・授業方法の点検・改善については、学長諮問委員会である「教育力強化委員会」を自己点検・評価委員会の専門部会としても扱い、教務部長を中心に各学部長・学環長、各学

部・学環教務委員長を各組織における責任者として教員相互の授業点検により全専任教員の授業方法・内容等を点検・評価することにより教育方法の改善や教育の質の向上を図っている。

- ・令和 2（2020）年度に「東京工科大学内部質保証の方針」を制定し、本学における基本理念等の実現のために、本学で行う教育研究活動の有効性等について継続的に自ら点検・評価を行い、その結果に基づき改革・改善に取り組むことにより教育研究の質の保証及び向上に務め、社会の要請や次代を見据えた教育研究を実践している。
- ・学部・学環、大学院研究科や附置片柳研究所等の各組織における検証については、自己点検・評価委員会が設置する組織ごとの自己点検・評価部会において行う。

【資料 6-1-1 東京工科大学内部質保証の方針】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・通常の質保証としての PDCA サイクルは、政策（大学レベルの計画・目標）は所与のものとし、その達成に漸次近づくことが目指されるが、大学の教育研究環境は、社会情勢等と連動し、流動的で大きな変化がありうるため、臨機応変の政策の見直し・改善が必要とされる。それゆえ、各組織での PDCA サイクルの運用は、実行と検証を重視しつつ、そこで見出された問題とその改善活動の実行とともに、政策立案組織（「企画推進会議」と「中長期計画推進委員会」）への迅速なフィードバックを行い、質保証のための改善、向上に努めていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- ・本学では、「東京工科大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、大学評議会に設置する委員会として「自己点検・評価委員会」を設置し、基本理念に基づく教育研究活動等の内容について把握し、評価を行っている。平成 30（2018）年度には、日本高等教育評価機構の基準に基づき、「自己点検・評価報告書」を作成し、現状の把握と点検・評価の実施、各学部専門部会を設け、各学部の現状把握と点検・評価を実施した。「自己点検・評価報告書」は、ホームページにより学内外に公表している。
- ・平成 30（2018）年度に実施した自己点検・評価をもとに、令和 2（2020）年度末には令和元（2019）年度から令和 2（2020）年度までの 2 年間について自己点検・評価を実施するとともに、前回実施した自己点検・評価において改善が必要とされた項目についての改善・検討状況についても記載した「自己点検・評価報告書」としてまとめる予定である。

- ・平成 18 (2006) 年度には、日本高等教育評価機構による大学機関認証評価を受審し、その結果を「東京工科大学 自己評価報告書 2006 年 7 月」を大学ホームページにて公開している。平成 26 (2014) 年度には、大学機関認証評価を受審し、評価機構が定める大学基準に「適合」しているという認証を得た。その受審のために作成した「東京工科大学 自己点検評価書 2014 年 6 月」及び「東京工科大学結果報告書」を大学ホームページにて公開している。
- ・学長諮問委員会である教育力強化委員会を組織し、教員相互の授業点検により全専任教員の授業方法・内容等を点検・評価することにより教育の質の向上を図っている。評価方法は 3 つの基準として、①教授法、②授業内容、構成、③学生への姿勢を設け、採点を行う。基準点に満たない場合は、次年度に再度授業点検を行い、改善がされているか評価を行っている。

【資料 6-2-1 授業点検・授業参観シート】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・平成 29 (2017) 年度より、情報戦略及び IR(Institutional Research)を推進するため、学長の下に置く独立した組織として「IR センター」を設置し、入試、学務、就職、在学生調査、卒業生調整、授業アンケート等のデータを収集、分析している。収集、分析したデータは、学長、副学長、学部長、学環長、研究科長、研究所長、教務部長、学生部長、就職部長、メディアセンター長をメンバーとする「企画推進会議」に報告している。

【資料 6-2-2 IR センターによる各種データの分析状況】

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・令和 2 (2020) 年度に定めた「東京工科大学内部質保証の方針」により、検証組織の明確化を図った。ここでは、自己点検・評価委員会に組織ごとの自己点検・評価部会を設置し、各組織における検証を行い、組織ごとの報告書をまとめ、自己点検・評価委員会に報告することを定めた。
- ・各学部長・学環長、各研究科長、教務部長、学生部長、就職部長は毎年度始めに各組織や職務に関する年度方針を策定している。この年度方針についても令和 3 (2021) 年度より点検・評価を実施しその結果を踏まえ翌年度の年度方針を策定することとした。
- ・IR については、体系的なデータの収集、分析が課題であり、計画的に収集すべきデータを精査し、複数のデータを組み合わせた分析が容易にできる仕組みを整えていく必要がある。また、分析が充分とは言えないため、IR に携わることのできるスタッフを養成する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- ・本学では、大学全体としての三つのポリシーを策定し、さらに各学部と大学院においてそれぞれ三つのポリシーを定めている。これらのポリシーに基づいて、教育研究活動に関する課題を教授会、各学部・学環で全教員を対象とした教育・研究の討論の場であるアゴラで検討している。教授会及びアゴラは、原則月 1 回開催し、教育研究活動に限らず学部での課題も検討している。各学部、大学院での検討事項や課題解決のための取り組みは、「企画推進会議」で報告され、必要に応じて改善・改革の検討を行っている。
- ・平成 30（2018）年度に策定した中長期計画の検討では、本学の内部質保証の方針に併せて PDCA サイクルについても検討し、中長期計画の推進と検証を含めた大学全体の PDCA サイクルを策定した。

【資料 6-3-1 東京工科大学の PDCA 概念図】

- ・内部質保証の方針及び中長期計画の進捗状況を踏まえ、日本高等教育評価機構の定める評価の視点をもとに各組織で自己点検・評価を実施し、「自己点検評価報告書」としてホームページで公開している。この「自己点検・評価報告書」の点検・評価項目は、第 3 期認証評価に合わせているが、第 4 期の点検・評価項目に併せて変更することを予定している。

【資料 6-3-2 東京工科大学自己点検・評価報告書】

- ・平成 26（2014）年度に医療保健学部臨床検査学科を設置し、毎年「設置に係る設置計画履行状況報告書」にて文部科学省に履行状況を報告している。設置計画に基づき、順調に履行されており、留意事項等の意見は付されていない。
- ・平成 27（2015）年度に工学部に機械工学科、電気電子工学科、応用化学科を設置し、毎年「設置に係る設置計画履行状況報告書」にて文部科学省に履行状況を報告している。平成 27（2015）年度には、「工学部電子工学科の入学定員超過の改善に努めること」と改善意見が付され、平成 28（2016）年度入試においては入学定員超過を 1.0 倍とすべく合格者の選考を行い、1.06 倍と改善された。この改善意見をふまえ、引き続き入学定員の厳格化に努めている。
- ・令和元（2019）年度に工学研究科、デザイン研究科を設置し、平成 26（2014）年度から毎年「設置に係る設置計画履行状況報告書」にて文部科学省に履行状況を報告している。設置計画に基づき、順調に履行されており、留意事項等の意見は付されていない。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の基本理念等の実現のために、本学での教育研究活動の有効性等について継続的に自ら点検・評価を行い、その結果に基づき改革・改善に取り組むことにより教育研究の質の保証及び向上に努める。また、この自己点検・評価の結果や社会情勢を中長期計画に反映させることで更なる PDCA サイクルの確立を目指す。
- ・令和 3 年度からは「自己点検・評価報告書」による各組織における自己点検に加え、学部長、学環長、研究科長、教務部長、学生部長、就職部長、事務局長が策定する基本方針や年度目標に対する自己点検を実施し、「目標達成状況報告書」により毎年度公開する。

【資料 6-3-3 目標達成状況報告書】

【基準 6 の自己評価】

- ・基本理念等の実現のため自己点検・評価委員会を設置し、内部質保証を行うための組織体制を整備し、責任体制を明確にしている。また、自己点検・評価の結果を報告書としてホームページで公開している。
- ・基本理念等の実現のための内部質保証を行うための組織が整備され、大学、学部、学科、研究科、教員等による PDCA サイクルを循環させ内部質保証に取り組んでいる。
- ・教育の質の向上を図るために、IR センターによる授業アンケート、在学生調査、卒業生調査等を実施し、データ収集と分析を行い、それらのデータを点検・評価、改善等のために活用し、教育の質向上に努めている。
- ・よって、本学は基準 6「内部質保証」の基準を満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 基本理念に基づく教育と研究

A-1. 戦略的教育プログラムによる教育

A-1-① 実学教育、教育力の強化や社会の要請に基づいた教育の実践

A-1-② 教育の効果

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 実学教育、教育力の強化や社会の要請に基づいた教育の実践

A-1-② 教育の効果

- ・本学では、基本理念を実現するための具体的理念、「国際的な教養、豊かな人間性、高い倫理性と創造性の教育」、「先端的研究を介した教育とその研究成果の社会還元」に基づき、実学教育を推進する教育、教育力の強化につながる教育、社会の要請に基づいた教育に重点を置き、平成 28（2016）年度より「戦略的教育プログラム」を開始した。

表 A-1-1 「戦略的教育プログラム」一覧

応用生物学部	① 能力開発推進教育プログラム
コンピュータサイエンス学部	② 実践的 IoT の PBL 教育プログラム
メディア学部	③ VR を利用した PBL 教育プログラム
工学部	④ ロボット開発による先進的教育プログラム
	⑤ 再生エネルギー利用 EV 製作教育プログラム
教養学環	⑥ グローバル人材育成教育プログラム
医療保健学部	⑦ 医療 VR 技術を応用した臨床工学技士教育プログラム
	⑧ 国際的な教養を備えた理学療法リーダー教育プログラム
デザイン学部	⑨ プロジェクションマッピングを用いる実践的教育プログラム
	⑩ 観光デザインの実践的教育プログラム

①能力開発推進教育プログラム

- ・応用生物学部の「能力開発推進教育プログラム」は、学部の専門性と卒業後の進路として想定される産業分野（バイオ産業、食品、化粧品、医薬品など）に関連する国家資格、認定資格の取得を支援することで、社会の要請に基づいた人材を育成することを目的としている。また、資格取得のための対策講座を開講することで、学部のカリキュラムを補完し、教育力を強化することも目的としている。具体的には、①危険物取扱者、②中級バイオ技術者、③色彩検定、④フードアナリスト、⑤食品衛生責任者の 5 つの資格を対象として、対策講座の学内での開催、合格者への受験料補助を行っている。対策講座の講師は専任教員ではなく、各資格の専門知識を有する外部講師に依頼している。なお、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、危険物取扱者乙

種 4 類については希望者に学外の対策講座参加費用を補助し、フードアナリスト 4 級についてはオンラインで対策講座を開講した。また、平成 30 (2018) 年度から本学部が東京都の食品衛生管理者・監視員の養成施設に指定されたことから、食品衛生管理者・監視員資格の取得者は、食品衛生責任者資格を取得する必要がないため、令和 2 (2020) 年度は食品衛生責任者講習会を取りやめた。

【資料 A-1-1 能力開発推進教育プログラム対象資格及び資格取得者数】

- 平成 29 (2017) 年度のプログラム開始後、毎年 3 年生を中心に、平成 29 (2017) 年度は 192 人、平成 30 (2018) 年度は 188 人、令和元 (2019) 年度は 147 人が資格を取得した (いずれも延べ人数)。本プログラム開始前は資格を取得する学生は毎年数人程度だったと考えられ、本プログラムにより学部内の資格取得者が大幅に増加したと言える。資格取得のためには、例えば、中級バイオ技術者資格における「分子生物学」や「微生物学」のような直接資格に関連する科目の講義内容をより深く理解し、また、講義とは異なる視点で学ぶ必要があり、資格取得者が大幅に増加したこと自体が本プログラムの教育効果を示していると言える。また、色彩検定のように学部の講義ではほとんど学ばない専門的内容を学ぶ機会を提供することは、学部のカリキュラムを補完する効果があったと言える。

②実践的 IoT の PBL 教育プログラム

- コンピュータサイエンス学部の「実践的 IoT の PBL 教育的プログラム」は、平成 29 (2017) 年度に 4 年計画の教育的プログラムとして開始された。具体的には、「プロジェクト実習 I (前期科目)」及び「プロジェクト実習 II (後期科目)」という授業科目として、毎週金曜日午後 3 限～5 限の時間帯を使い実施された。内容は、IoT を活用するソフトウェア・ハードウェアの開発を通じ、社会的価値あるものを学生自身の目線・価値観で提案・設計・実装するというものである。受講者は 20 人 (ただし、令和 2 (2020) 年度は 19 人) である。
- 一般に、IoT に代表される最先端的技術は、多くの場合その内容が極めて流動的であるとともに、その社会的価値や社会へのかかわり方もまだ定まっていないところがある。しかしながら、学生にとっては、これをきちんと学ぶことで将来大きく飛躍できる可能性がある点において意義があり、また社会にとっては、当該最先端技術とその真の価値を知ったエンジニアが存在し活躍することに意義がある。さらには、内容が流動的である最先端技術を、「如何に学生に学ばせるのか？」という教授法の観点から取り組むことも、大いに意義がある。このように本プロジェクトは、実学的観点・教育力強化の観点、社会の要請の観点いずれをも強く意思した、極めて挑戦的なものとなっている。
- 初年度は立ち上げの年であったこともあり、PBL 教授法を教科書的に実施し、学生たちの自由な発想のもと、様々な IoT アプリを提案制作してもらった。2 年目は、本学独自、すなわち、本学の学生のレベルにあった PBL 教授法とそれに必要な IoT 教材の開発を意識しつつ、Raspberry Pi をネットワークに接続し活用する実習授業を展開し、同時に教材開発の素材を収集・整理した。3 年目はそれまでの教育実践経験を踏まえ、教育体制を整理・強化した。具体的には、初年度から試みていた「学生の主体的な学び (PBL)」をより効果的なものとするために、大学教員だけではなく企業関係者にも直接教室に来

てもらい学生指導をしてもらった。学びに関しては学問的見識のある大学教員が、最先端技術そのものに関しては企業エンジニアが、それぞれ役割分担をして学生たちを指導した。さらに最終年度はこれに加え、本実習授業の既履修生が TA・SA として参加し、学生の目線で最先端 IoT 技術習得の PBL 実践支援を行っている。

- ・以上の活動の結果、本プロジェクトでは、学生、教員による学外発表、教員・企業・現役既習学生による総合的な学び支援体制の確立などの成果を得た。

③VR を利用した PBL 教育プログラム

- ・メディア学部の「VR を利用した PBL 教育プログラム」は、主に実学主義の観点から社会人にとって必要な能力である、プレゼンテーション能力を高める教育力の強化をねらった戦略的な VR システムの開発と実践を行った。開発はメディア学部のプロジェクト演習（PBL 形式）の学生の協力を得て実施した。

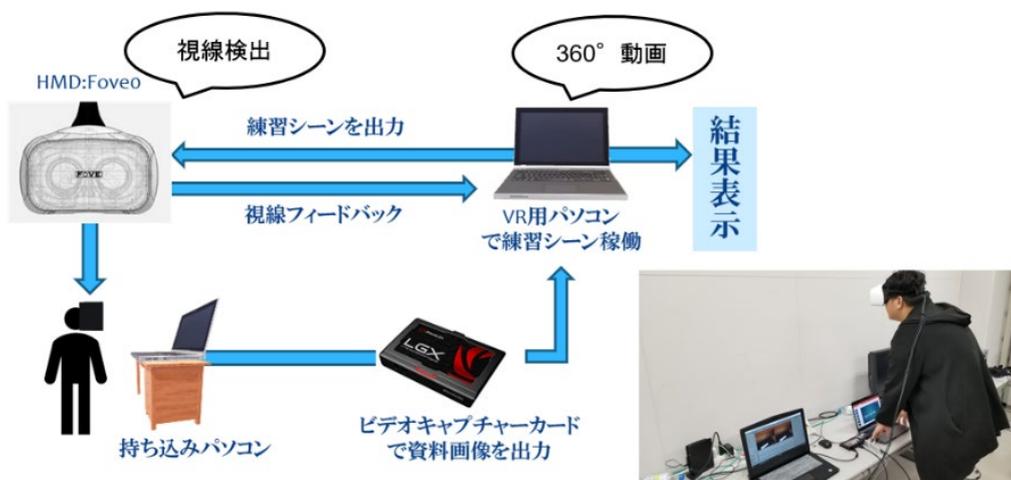


図 A-1-1 開発したプレゼンテーション支援システムの構成

- ・実際に、令和元（2019）年度に卒業研究履修者 15 人に、本プログラムを用いてプレゼンテーションの練習を行ったうえで、100 人を超える来場者の前で発表する機会を設けた。プレゼンテーションの時間配分や、会場全体への視線の配分など、発表の質が高まったことが確認できた。



図 A-1-2 システムでのプレゼンテーションの様子提示内容

- ・本教育プログラムが狙う直接的な教育効果としては、①プレゼンテーション能力（特に視線配分）の向上、②人前でのプレゼンテーションが苦手な学生に対する心理的負担の少ない対応策の実現、③対面が難しい状況での能力向上があげられる。

また、付随的な効果としては、テクノロジーに興味を持つ学生が先進技術を実体験できた、VR を用いた開発に興味を持つ学生の想像力を刺激できた。さらに開発に参加した学生は、専門性の高いシステム構築・開発技術を習得し、VR コンテンツの制作を通じた臨場感に関する実践的な知見・能力を獲得することができた。

④ロボット開発による先進的教育プログラム、

⑤再生エネルギー利用 EV 製作教育プログラム

- ・工学部では社会の要求に基づいた実学教育を実践するために、以下の3点を目的とした教育プログラムを実施した。

- (1) 意欲のある学生に授業外の工学プロジェクトに挑戦する機会を提供することにより、先端的研究を体験させ、学修意欲のさらなる向上を図る。
- (2) 学科を超えて多人数で協力して創造的工学プロジェクトを完遂することにより豊かな人間性とコミュニケーション力、及び高い創造性を養う。
- (3) 学年を超えて技術を継承し後輩を育てるために、学生自らがその体制を考案し、組織的な活動を実施できる力を培う。

- ・上記目標を達成するために、「ロボット開発による先進的教育プログラム」及び「再生エネルギー利用 EV 製作教育プログラム」の2つのプログラムを行った。

・「ロボット開発による先進的教育プログラム」では、NHK 学生ロボコンの本大会に常時出場できるチームとなることを目指した。そのためには先端的研究を介した教育と学科を超えた連携による工学的総合力が必要であり、また、世代を超えてその技術を継承・維持するための組織力が必要となる。このプログラムには毎年 30~40 人程度の学生が1年次から大学院生までバランスよく参加した。当初は大学院生や教員が技術指導していたが、徐々に学生が自ら主体となって指導する体制を構築した。令和2(2020)年度は初年度参加のメンバーが自分たちの経験を生かしてほぼ教員の関与なしに新入生を指導できるようになった。NHK 学生ロボコンには4年間連続で大会出場を果たし、また東海地区交流ロボコン、関東春ロボコン、関東夏ロボコンなど各種教育ロボコンへの参加を繰り返すことで、チームとしての総合力を培うことができた。これらの経験を学内での教育にも反映させ、平成29(2017)年度から主に新人を対象に学内ロボコンを継続して実施している。

・「再生エネルギー利用 EV 製作教育プログラム」では、社会における脱石油エネルギー化のパラダイムシフトを背景として電気自動車 (EV Electric vehicle) を製作するという実学教育を行い、電気自動車レースに出場することを目指した。そのためには、工学部3学科の学生が各々の専門分野の知識・技術・スキルを活用しながら協力し、コミュニケーション力と実学知識を身に着けること、また、電気自動車製作の過程での試行錯誤の繰り返しにより分析評価能力、問題解決能力を身に着けることが必要となる。EV プロジェクトには、毎年、約50人の学生が参加し、学生が主体となってプロジェクトの運営、下級生への教育、及び電気自動車の製作・改良を行った。プログラムでは、機械工

学科の学生が車体フレーム、電気電子工学科の学生がモータ駆動系、応用化学科の学生が強化プラスチックの車体カバーの製作を担当した。製作した EV は 30 分間での走行距離を競う筑波レースに 2 回、袖ヶ浦レースに 1 回参加し、学外のチームとの競合を体験することにより課題抽出をおこない、実践的な工学技術力を身に着けた。

- 以上のように、「ロボット開発による先進的教育プログラム」及び「再生エネルギー利用 EV 製作教育プログラム」いずれにおいても、学生は自らが主体となってグループの運営と世代を超えた指導体制を考案することにより自主性を身に着けた。グループワークを通して役割分担と他人との協調、各自が積極的に参加することを学び、豊かな人間性とコミュニケーション力を培った。また、答えのないゴールに向かって挑戦することにより、大学での学びを発展させた実学的知見と高い創造性を養うことができた。これらの教育成果は従来の教育の枠組みの座学等では得ることができないものであり、本学の基本理念である実学を通して社会の要請に基づいた人材の育成に貢献したといえる。

【資料 A-1-2 ロボット開発による先進的教育プログラム 活動状況】

【資料 A-1-3 再生エネルギー利用 EV 製作教育プログラム 活動状況】

⑥グローバル人材育成教育プログラム

- 本学では 1 年生で「Practical English (コミュニケーション力重視)」、「Academic English (Reading と Writing)」、2 年生以上で「Integrated English (様々なテーマから学生が学びたいテーマを選択)」と複数の英語授業を展開している。そして培った英語力と海外への関心をさらに高めるために、グローバルな視点を身に付けて社会で活躍する人材を育てることを目的とした、複数の海外プログラム (1 週間のロサンゼルス研修・シンガポール研修、3 週間のイギリス語学研究・マレーシアインターンシップ研修) を提供している。戦略的教育プログラム「グローバル人材育成プロジェクト」では、その海外研修・海外語学研修等を安定的に運営していくこと、学生や社会のニーズに合うプログラムを開発することを主眼にしている。海外プログラムに興味のある学生は多くいても、参加費用の面で折り合いがつかず諦めてしまうケースが多い。そのため、一定レベル以上の成績を取った学生には、費用の一部助成を行っている。その結果、助成金を目標に学業に精を出し、その結果研修に参加できるようになったため、この助成金制度は成功したと言える。ただ、そのような学生がまだ少数なので、助成金制度については今後の課題である。
- 海外プログラムに参加した学生は、ほとんどにおいて研修後は学修意欲が増し、その後の大学生活やキャリアプランニングに大きな影響を与えている。近年は、本学ホームページから海外プログラムの存在を知り、参加したいという意欲をもって本学に進学したという声も聞こえるようになり、認知度が上がってきている。
- 「グローバル人材育成プロジェクト」は、「社会に貢献する人材を育てる」という基本理念のもとに、「国際的な教養、豊かな人間性、高い倫理性と創造性の教育」を実践する場を提供している。6 つのラーニング・アウトカムズのうち、「国際的な教養」、「コミュニケーション能力」、「論理的な思考力」、「分析・評価能力」、「問題解決力」の面で成果を上げている。

⑦医療 VR 技術を応用した臨床工学技士教育プログラム

- 本プログラムは、実習や演習教育などで用いる実学教育への活用、また、社会の要請に基づく ICT を活用した VR 教材の活用に関する独創的なプロジェクトである。VR を用い医療現場を想定した実学教育における講義法、学修効果を向上させるなどの教育力を強化させることを目的としている。臨床工学技士養成のための臨床実習は、見学中心のおよそ 180 時間以上と限られた期間に限定されていることと、急性期領域中心の実習のため、臨床実習期間中において貴重な体験を見逃す可能性も高い。特に、心臓血管手術における人工心肺操作を見学できる機会は臨床実習中に数回、また、医療施設の状況次第で、見学できない場合もある。学内には学内実習用の人工心肺装置は 2 台程度で、また、現場ならではの臨場感ある人工心肺操作を体験することが難しいなど、貴重な体験を繰り返し学べる教材の必要性が課題となっていた【図 A-1-3】。



図 A-1-3

- 本プログラムでは、VR を用い、臨床実習で不足している臨場感と貴重な体験を何度でも学べる教材を目指したシステムの実現である。VR 技術を駆使することにより、医療現場における活動を空間的にとらえることができるばかりでなく、自らの行動を振り返ることで、図 A-1-4 に示す自ら学べる画期的な学修システムの開発を行った。医療現場の空間を 3D でとらえことで、医療機器の配置や医師とのコミュニケーション能力の向上が期待されるとともに、改善点についても定量的に把握することが可能となっている【図 A-1-5】。本システムは、仮想空間の人工心肺装置を正確に操作するにあたり、指導者が任意に、いくつかのアクシデントを発生させる等の難易度を変更できる機能を設置していることから、学生は意欲的に学ぶことができる【図 A-1-5】。



図 A-1-4



図 A-1-5

- 本研究の第一の目的は、医療教育用の ICT 教材として VR を活用することにある。医師向けの救急用の VR のほとんどは実写型のもので、CG を用いたものはほぼ医師向けの手術トレーニング用の VR である。本研究の様な、教育ニーズに基づいた実習向けの医療技術修得のためのシミュレータ形式の教材は他に存在しない。また、本システムの特長は、インタラクションを重視しており、現実空間から仮想空間内の人工心肺装置を操作することで定量評価できることで、より意欲的に学ぶことを追求してきた。東京工

科大学としてのデファクトスタンダードを確立しており、医療関係者で話題となっている。

- ・令和2(2020)年度世界的な感染拡大に伴い学内実習が中止もしくは短縮となったため、特に臨床実習が直前に中止となった学生に対して本研究で開発したVRシミュレータを用いて心臓手術時の人工心肺シミュレータを予習教材として活用した。
- ・令和2(2020)年度中に人工心肺操作の技量を計測機能として追加する計画であったが、感染拡大の影響により一部の機能の開発が遅れていることもあり、実習生への適応はのべ6例となっている。次年度から適応数を増加させることで多面的な視点により深い考察が可能となる。
- ・令和2(2020)年度より、現実空間から仮想空間の医療機器(人工心肺装置)を操作し両空間の操作量を一致させることができたことで、反復教材として学修効果が高まることが期待でき、より実践的な定量評価が行えることが確認できた。臨床実習の代替授業での試験運用【図A-1-6】では、「モデリングに違和感がなかった」、「CGではあるが医療現場の臨場感が伝わった」、「興味がわいた」などの肯定的な意見が聞かれた。また、課題とすべき点として「リザーバの液面の上下動がややスムーズさに欠けた」、「脱血表示のマークが逆になっていた」などの意見があったが、実習後に自らの手技確認に向けた復習教材として学修効果を高めることができた。

図 A-1-6



⑧国際的な教養を備えた理学療法リーダー教育プログラム

- ・参加した学生においては、英語のネイティブスピーカーによる英語の語学学習、英語圏の人々・文化・風習を理解することにより、異文化理解につながり、グローバル社会で生きる将来の自分を俯瞰する良い機会となった。また、理学療法内容を英語で講義を受け、実技演習を行うことで、理学療法先進国と本邦との差異を理解し、今後の学修のモチベーション高揚に非常に役立った。さらに、本プログラムのメディアを介したアピールと実践は、本学医療保健学部の1つの特徴を示す結果に繋がり、学生・教員をもとより、大学全体を相乗的に鼓舞する契機となった。

⑨プロジェクションマッピングを用いる実践的教育プログラム

- ・戦略的教育プログラム「プロジェクションマッピングを用いた巨大空間デザインの実践的教育プロジェクト」では大型のビデオプロジェクターを使用し、構造物の多面をスクリーンとして映像を照射する表現技法「プロジェクションマッピング」を、デザイン学部の教育プログラムに組み込むことで、「空間と演出専門演習」「映像と構成専門演習」、「サウンドデザイン(スキル演習)」「描く(感性演習)」など、科目の専門性を統合した

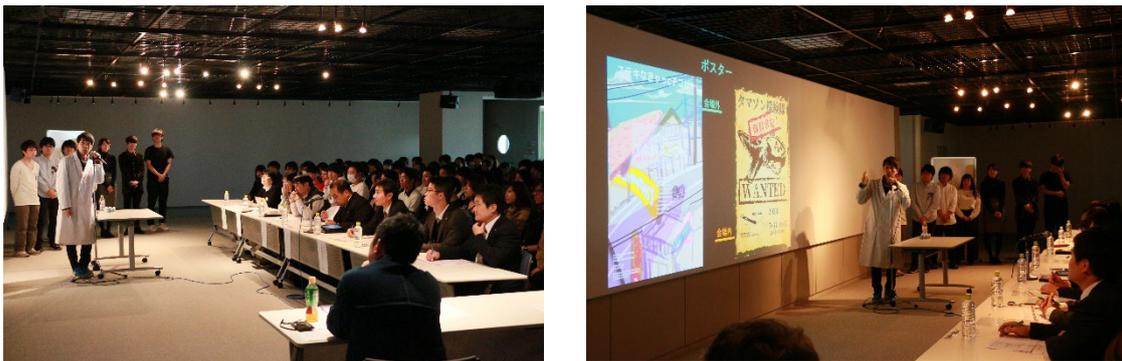
領域的かつ横断的なプログラムとして、教育力の強化を伴う重点的な運用を可能にした。
(科目名称は旧科目)



- ・「見るだけのプロジェクションマッピング」から「参加して制作するプロジェクションマッピング」という新しい表現及び技術の開発を目指したことが、単に感覚的な要素の学びにとどまらず、高度な 3D ジオメトリ処理、ビジュアルプログラミング、サウンドプログラミング、センシングといった工学的要素を多分に含んだ空間表現によって導き出された。この理工系総合大学における実践的なデザイン教育として本質を得たプログラムは教育力の強化になる内容である。

⑩観光デザインの実践的教育プログラム

- ・「観光デザイン提案による実践的教育プログラム」は社会に共通する課題テーマ「観光デザイン」を視覚デザインによる問題解決力で可視化し、結果から得られる情報を求める人々と共有することにある。このプログラムでは豊かな暮らしに役立てる学問である実学教育を実践するために、PBL 教育（問題解決型授業）の取組みを核に、年次毎に課題設定を引き継ぎながら段階的に実施する授業の仕組みに特徴がある。また大田区と地域の産業・大学が三位一体で情報を共有しあう仕組みを構築、学生と地域・社会からの要請と対話を促進することを可能にした。



- ・4年間の成果として「大田区地域のコンテンツ発掘とデジタルメディア活用による情報発信を目標とした視覚デザインの提案」という社会性のある課題テーマに時間をかけて昇華させたことで、地域、企業との連携によるコーオプ演習の成果として、また受講学生においては、社会性のあるテーマによる単位修得により、実学としてのデザイン学士力の保証が期待される。次に ICT 教育の成果として社会における課題を視覚デザインによる提案で解決、実践したことで卒業研究の礎になるという教育の効果も達成できた。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

①能力開発推進教育プログラム

- ・資格取得者数は本プログラムを開始した平成 29（2017）年度が最も多く、その後減少する傾向にあることから、令和 3（2021）年度以降は学部の専門性と学生のニーズに合った新たな資格の取得支援を始める。また、現在の支援対象資格を取得した学生向けに、その上位の資格（危険物取扱者甲種、上級バイオ技術者、色彩検定 1 級、フードアナリスト 3 級）の取得支援を始める。さらに、資格取得人数を増やすために学生への本プログラムの周知方法を見直す。

②実践的 IoT の PBL 教育プログラム

- ・本教育プロジェクトには、当該プロジェクトの授業の履修者が TA・SA を務めてくれているが、彼らは、教わる学びとともに、教えることによる学びを実践している。この事実は重要であり、この学びの仕組みと体制を、他の教育科目・教員にも継承・伝承していく。
- ・教育成果として、学生たちの自主的な学外発表を期待していたが、本学の学生たちは人前に出たがらない傾向にあるため、当初の目的を十分に達成していない。自由な発想に基づく社会的価値の創造とともに、学外発表などを通じて自己成長を自力かつ自主的に行う学びのマインドを育成することを今後は合わせて注力する。
- ・教員、企業、OB による総合的な学びの支援体制を継続的に育成し醸成するとともに、このような教育を実施できる若手教員を育成する方法についても、早急に検討する。
- ・本プロジェクトで得られたノウハウの整理・伝承と、それに関連した教材開発を行っていく。

③VR を利用した PBL 教育プログラム

- ・教育の効果についてはデータを蓄積中である。効果をもとに教材の改善を進めていく。また、より多くの学生に本システムを用いてもらい、実施の成果を論文形式にまとめ教育系の学会などで報告していく。
- ・今回はプレゼンテーション主体の支援となったが、複数人でのディスカッションなどさらに支援すべき対象を検討する。
- ・今回は HMD を利用した VR コンテンツとして開発した。HMD を用いない全周囲型やドーム型のコンテンツや、AR、MR を用いた発展などを検討していく。

④ロボット開発による先進的教育プログラム

⑤再生エネルギー利用 EV 製作教育プログラム

- ・本教育プログラムでは、挑戦するテーマを決め、グループを作りそのテーマに自主的に取り組んでゆくという教育手法を考案し、具体的な実施体制を確立できた。次の段階として、本プログラムで実施するテーマをさらに増やし多くの学生が参加できる体制を整えること、プログラムの内容をさらに拡大し、たとえば AI を取り入れることによるロボットや EV の高性能化を図るなど、質の向上を図ることを目指している。今後も継続してこれらの特徴あるプロジェクトを推進することにより、実社会において工学プロジ

ェクトを牽引できる総合力・リーダーシップを備えた人材の育成を目指す。

- ・「戦略的教育プログラム」で芽生えた取り組みを恒常化させ、通常の教育に取り込んでゆくためには、これらの新しい教育手法を大学が組織的にサポートする枠組み(たとえば、費用、活動場所など)が必須である。しかし、現状ではそのような枠組みが構築されていないため、早急に制度を構築していく。

⑥グローバル人材育成教育プログラム

- ・現在は、短期海外研修(約1週間)が2種類、3週間の海外研修(語学、インターンシップ)が2種類用意されている。ワーキンググループを中心に、毎年プログラムの内容を精査し、学生や社会のニーズに合うように修正を行っている。今後は「海外を知る」ことを主眼とする研修に加えて、より語学を磨くことができるもの、現地企業で就業経験ができるもの、また英語圏だけではなく、よりアジアを知ることができるプログラムの開発していく予定である(例 韓国研修、台湾研修など)。さらに、遠隔授業のスキルを活かし、フィリピンマンツーマン英語研修を令和2(2020)年に実施し、今後は、オンラインによる海外体験プログラムも導入予定である。

⑦医療 VR 技術を応用した臨床工学技士教育プログラム

- ・改善及び向上対策としては、更に意欲的に学べるVR教材として最善させる必要がある。まずは、①シナリオ上でのチャットボットによる応答機能(指示、質問、応答等)、また、②何時でも学べるオンラインVRの開発を目指している。現在のシステムは、指導者が学生に対して操作開始の指示を出し、学生が応答するが、今後は、指導者役のチャットボットが仮想空間上の医師として指示を行い、ある技量が基準に達していない場合、トラブルを発生させ、トライ&エラーを繰り返すシナリオにより緊張感ある学びを目指す。またこの様な学びが何処でも学べるオンライン化を進める計画である。以上の様に、貴重な医療及び医療機器操作経験を行うことで、より学修効果を向上させる取り組みを行う。

⑧国際的な教養を備えた理学療法リーダー教育プログラム

- ・本プログラムの対象学生を広げ、多くの学生に対し、英語による最新の理学療法の話題・知見・情報を共有できる機会を作る工夫をする。例えば、試験的に試みた米国在住理学療法士による遠隔によるスポーツ理学療法学講義をプログラム受講生のみならず当該学年全員に受講させることを実施する。
- ・常に英語に触れる経験が重要であることが判明したため、日常会話演習をアウトリーチによる受講として義務付け、挨拶や英会話能力を向上させる。これは、現在進行中のプロジェクトを補完するプログラムとして既に実行中であり、その成果が判明する今年度末に、再評価する予定である。
- ・英語能力については、CASECなどの英語力判断基準テストを定期的に受験させ、客観的英語能力の判定として、またモチベーション向上のために使用する。
- ・留学の成果の判定基準については、今後様々な評価指標を吟味し、本プログラムに適用できるテストバッテリーを構築する。

- ・語彙力強化及びプログラム全体の妥当性と信頼性を確保するために、英語ネイティブの教養学環の教員にもプロジェクト参画を依頼済みであり、協働でプロジェクトを推進する。
- ・以上のように、現在のコロナウイルス感染症拡大下にあっても、IT 技術を駆使したプランを積極的に活用するよう計画している。

⑨ プロジェクションマッピングを用いる実践的教育プログラム

⑩ 観光デザインの実践的教育プログラム

- ・デザイン学部における戦略的教育プログラムの長は、普段の課題制作とは別に、現場で学ぶ実践的なスキルの修得に加え、次年度へ実施に向けてフィードバックを行い、さらに内容をアップデートしていく継続性にある。またデザイン学部のプロジェクションマッピングを用いる実践的教育プログラムは、大学の授業と関連づけてプロジェクションマッピングを実行運用している学部はおそらく国内では無く、先進的な取り組みとしても社会のニーズに応える実践的で特徴ある取り組みといえるが、実際の実施には専用機材の用意や人員が必要になることから相応の予算組みが前提となる問題もある。さらに実践的なスキルに理論のバランス、組み合わせを調整するのも重要な改善策である。一方で観光デザイン提案による実践教育的プログラムでは、令和 2（2020）年の新型コロナウイルス感染症拡大防止により人々の移動制限をするなど、社会的な情勢による軌道修正もあり、実際のデザイン提案に改善を余儀なくされた。そこで戦略的教育プログラムの向上方策は、前述にある継続性、問題の解決のためのしっかりとした予測を元にプログラムを組み立てること、そして 4 年間で変化する社会情勢に柔軟に対応するなど、どちらのプロジェクトにも共通することである。

A-2. 先端的 AI 研究と学生の参画（教育効果）

A-2-① 全学的研究テーマの設定と適切性

- ・現在、AI（人工知能）は 3 度目のブームと言われ注目されており、これまで不可能と思われていたような、種々の革新的な技術が生み出されている。古くは電気や電話、近年ではコンピュータやインターネットが人々の生活や仕事を大きく変えたように、AI もこのような可能性がある。
- ・本学では、具体的理念にある「先端的研究を介した教育とその研究成果の社会還元」に合致する取り組みとして、AI の応用面の研究を全学的な研究テーマとして選定し、6 学部ある本学の特徴を生かして学際的な研究が実践できる組織を立ち上げた。学部ごとに分科会を設置し、個々の学部に関連するテーマ+AI で新規の応用分野の開拓を行った。

表 A-2-1 テーマ一覧

分科会	テーマ
バイオ AI 分科会	AI 支援を応用した、がん iPS 細胞の薬剤探索研究
	AI を用いた画像解析によるサケの雌雄判別

先進 AI 分科会	「雰囲気」の理解と説明文・対話文の生成
	ブロックチェーンと AI の融合領域創成研究
メディア AI 分科会	ゲームメディア・メディアコンテンツ・ソーシャルメディアにおける AI の活用に関する 4 つのサブテーマ
サステイナブル工学 AI 分科会	未来型風力発電システム技術の開発に関する 6 つのサブテーマ
デザイン AI 分科会	感性によるデザインスケッチと AI の活用についての研究
	AI を用いた切り込み入り平面からの展開構造デザインの研究
医療 AI 分科会	AI を用いた心理状態類推の基礎検討
	AI を利用した医工学系資格検定に対する教育環境改善に向けた基礎検討

- このような、幅広い学際的分野での研究を推進することにより、大学全体の研究レベルを向上させると同時に、これらの分科会の研究に参加する学生のスキル・知見の向上が達成された。「AI の種々の分野への適用を広くとらえ、学際的研究を組織的に推進する」、このような全学的なテーマ設定は適切である。

A-2-② 研究の成果

(1) A-2 の自己判定

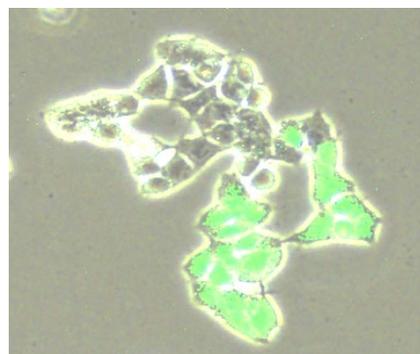
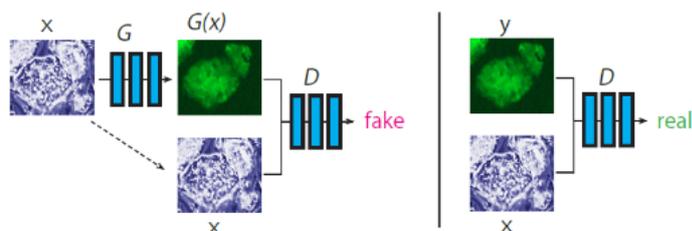
「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① AI 支援を用いた、がん iPS 細胞の薬剤探索研究

- 本プロジェクトは、先進的な人工知能技術を積極的に援用することで、がん幹細胞を抑制する格段に優れたバイオ医療薬を創生することが目的である。癌は少数のがん細胞が維持していると考えられている。それはがん幹細胞 (CSC) と呼ばれる一群で、マウスがん細胞の自家移植モデルで異常な特性を持つ細胞として知られる。CSC の詳細は不明な点が多いが、CSC コンセプトに基づく新しいがん治療法が期待されている。培養 CSC はがん研究の有用なツールである。一方、iPS 細胞や ES 細胞に代表される幹細胞 (SC) は培養すると特徴的な形態を示す。未分化な性質を失うと形態的な特徴を失う【図 A-2-1】。

図 A-2-1 がん細胞の形態観察の例



- SC マーカーを発現する培養 CSC も細胞形態に特徴があると考えられる。実際に CSC 培養の専門家は細胞をみて、その状態の良し悪しを判断している。これは専門外の人に

としては困難な作業である。そこで本研究は AI に CSC の形態を識別させる技術の開発を行っており、「がん幹細胞に作用する薬剤の評価」に利用できる。さらには、がん幹細胞診断技術の開発に応用できると期待される。

- 学生が参画した学会発表は 5 件（学生 2 人参加）、学術論文は 3 件（学生 3 人参加）である。また、学会発表や学術論文に参画できなかったが、研究に参画した学生 1 人もいる。

②AI を用いた画像解析によるサケの雌雄判別

- 本プロジェクトは AI を用いた画像解析によって、サケの雌雄判別を高精度かつ短時間で自動的に行える技術の確立を目的としている。水産分野では、人手不足が顕著であり、また、我が国の食文化を支える基幹産業である水産業の適切な効率化の一助を目指し、「AI を用いた画像解析による鮭の雌雄判別」をテーマに応用生物学部（食品コース）とコンピュータサイエンス学部の共同研究として進めた。
- サケの雌雄判別を行うにあたり、本研究では機械学習の 1 つであり、画像認識では特に有効とされる CNN(Convolutional Neural Network)を用いた。CNN に学習させる画像は、初年度と第 2 年度は北海道の水産加工場（株式会社朝倉商店及び株式会社カネコメ田中水産の協力）で撮影を行った。

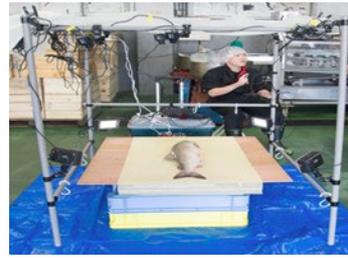


図 A-2-2 水産加工場でのサケの撮影の様子

- 撮影した画像を基に CNN の学習を行い、学習を行った CNN にサケの画像を入力し、サケの雌雄判別を行った。その結果、CNN は 98%程度の正答率を示した。しかし、CNN が画像のどの部位に着目しているかを GradCam によって強調表示させたところ、サケ本体ではなく、背景部分にも着目して、雌雄判別を行っていることがわかり、CNN によるサケの雌雄判別を正確に行うには背景処理が必要であることが分かった。また、複数年の画像データを CNN に学習させることで、より正確にサケの雌雄を判別することができた。また、第 3 年度は、我が国のサケ漁は定置網で行うため、サケ以外の魚種も水揚げされることを考慮し、CNN を用いた①オスのサケ、②メスのサケ、③サケ以外の 3 値分類に取り組んだ。
- 研究成果について、国内学会で 4 件（うち 1 件は査読付）、国際学会での発表 1 件（査読付）発表を行った。また、これとは別に、研究成果を水産業界の関係者が集まる第 16 回シーフードショー大阪、第 17 回シーフードショー大阪でポスター発表をした。その発表では、2 年間でコンピュータサイエンス学部生が延べ 3 人、応用生物学部学部生 4 人が参加した。

【資料 A-2-1 AI を用いた画像解析によるサケの雌雄判別 研究成果と活動状況】

③深層学習による「雰囲気」の理解と説明文・対話文の生成

- 本プロジェクトは、画像や音声などの多彩なセンサーからのデータを基に環境のもつ「雰囲気」や空気を理解し状況に合致した説明文や適切な会話を AI で生成することを目的としている。状況そのものを説明する事例として、「刻々と変化する状況を AI で認識して適切な説明文を生成」、会話を生成する事例として、「相手の肉体的・心理的状況を考慮して会話を生成」を取り上げた。これらについて、テーマ 1 は「目的に合った画像を検索・生成し、大量の情報を構造化してわかりやすく説明する」、テーマ 2 は「様々な状況での対話を実現する」、テーマ 3 は「人間が問題を解決するとき何をどのように考えているかを研究して、コンピュータが人間と同じ方法で同じ問題を解決できるようにプログラミングする」、について取り組んだ。
- RA として雇用した大学院生の研究成果として、十分優れた教育効果があったと考えられ、また研究としての実績もあった。

【資料 A-2-2 深層学習による「雰囲気」の理解と説明文・対話文の生成」研究成果一覧】

④ブロックチェーンと AI の融合領域創成研究

- 本研究プロジェクトの研究目的は、以下の 2 つである。
 1. 人工知能 (AI) 技術を活用し、ブロックチェーン実装・運用技術を実現する。
 2. 上述のブロックチェーン技術を活用し、日本社会に受け入れられ、かつ、価値創造を支援する友好的人工知能 (Friendly AI) の実現と応用分野の開拓を目指す。上記 1 に関しては、文献を中心とする現状分析を網羅的に行い、諸問題を具体化・明確化することを目指すとともに、人工知能技術を積極的に導入した Smart Blockchain 実現の基礎を築くことを目指した。一方上記 2 に関しては、ブロックチェーン技術を活用し、データや知識の信憑性・信頼性・正確性を保証する仕組みとその限界を明らかにするとともに、Blockchain3.0 における“smart contract”の概念を基盤とする Friendly AI の実現と応用に関する研究テーマの創出を目指した。
- これまでの主要な成果として、国際会議 1 件、国内研究会 2 件、シンポジウム発表 2 件、国際会議の招待講演 1 件、その他発表 3 件があり、大学院の授業改善、新たな研究テーマの立ち上げなどがある。
- 上述の研究成果にもあるように、学生が主体となり研究が推進されるとともに、大学院教育にも良い影響を与えている。このような観点から本研究プロジェクトは、研究黎明期にあるブロックチェーンに関して、教育・研究の両面において有効であったと考えられる。これとともに、人工知能と関係させたことにより、海外からの大学院入学の問い合わせ（中国 1 件、ナイジェリア 1 件）があるなど、社会的価値があるとともに、若手研究者に対して魅力ある研究・教育テーマを創出できたことは評価に値する。

⑤メディアコンテンツにおける AI の活用

- メディアコンテンツでは、すでに画像認識、音声認識、言語処理などに人工知能を用いた研究もあるが、さらに分化した細かいサービスのレベルではまだ伸びしろがある。さらに、多様な情報を基に人の活動や対話等を総合的に模倣する人工知能技術の分野においても、対話ロボットやゲームにおけるゲーム AI などメディア学に関するものが多く

ある。本分科会においては、メディア学が扱う様々なコンテンツ分野を対象として人工知能技術の効果を検証し、その可能性と課題を明らかにし、人工知能技術のさらなる革新に寄与することを目的とする。

- 本テーマでは、「ゲームメディア・メディアコンテンツ・ソーシャルメディアにおける AI 活用」というプロジェクトを立ち上げ、研究を進めてきた。本プロジェクトでは、RA を積極的に採用し、研究を進めてきた。ここでは、タイトルにある 3 つのテーマとそれらに収まりきれないものの 4 つに分けて研究成果を示す。
- (1) ゲームメディア関連では、4 つのサブテーマで研究が行われた。このテーマには 8 人の学生が RA 等としてかわり、9 つの学会・研究会発表が行われ、2 本の論文掲載があった。4 つのサブテーマは、①ゲームにおいて、キャラクターが AI によって人らしい行動をとることに関する研究、②ゲームの難易度等の計測に関する研究、③ゲームルールの自動生成に関する研究、④リズムアクションゲームにおけるデータの推定及び譜面の自動生成である。
- (2) メディアコンテンツ関連では、6 つのサブテーマで研究が行われ、このテーマには 6 人の学生が RA 等としてかわり、8 つの学会・研究会発表が行われ、1 本の論文掲載があった。6 つのサブテーマは、①アイドルキャラクターの私服を学習によって提案するシステムの研究、②2D 画像から 3D モデル作成にかかるコストの予測、③肌の状態に対して適切な対処方法を選ぶアプリの開発、④オーディオビジュアルパフォーマンスにおける音声入力インターフェース、⑤ライブコーディング用の統合オーディオビジュアルライゼーションシステムの開発、⑥音に対する前後近くに対して映像の与える影響である。
- (3) ソーシャルメディア関連では、2 つのテーマで研究が行われ、このテーマには 2 人の学生がかわり、1 つの学会・研究会発表が行われた。2 つのサブテーマは、①授業質問・コメントを Twitter によって受け付けて自動分類、②興味のある研究内容を文章入力することで関連する研究室を提示するサービスである。
- (4) その他の成果としては、3 つのサブテーマで研究が行われ、このテーマには 4 人の学生が RA 等としてかわり、2 つの学会・研究会発表が行われ、1 本の論文掲載があった。3 つのサブテーマは、①ドローンの羽音からの個体識別、②キー入力情報から誤入力の検出、③Web 検索クエリを行動から推定する検索補助システムである。
- 本テーマでは、メディアコンテンツにかかわる 3 つのテーマを掲げ研究を行ってきた。計 19 人の学生が研究にかかわり、学会・研究会において、20 件の発表を行い、4 本の論文発表を行うことができた。参画した学生は先端的 AI 研究に積極的にかわり、対外発表ができた。

⑥未来型風力発電システム技術の開発

- 毎年、サステイナブル工学分野における AI 研究に関する勉強会を以下のように実施した。

平成 29 (2017) 年 2 月 9 日「AI 研究例・実施例の紹介」教員 42 人、学生数人参加

平成 30 (2018) 年 9 月 6 日「最新の AI 研究トピックと AI 応用研究試行状況」教員

8 人、学生数人参加

令和元（2019）年 2 月 18 日「メタヒューリスティック手法を用いた最適化」教員 10 人、学生数人参加

- 平成 30（2018）年 11 月 6 日 「ビジネスフェア from TAMA」教員 2 人、学生 2 人が参加した。各サブ研究テーマから企業や学外研究機関との 6 件の共同研究に繋がった。それぞれ学生も研究に参加している。
- 各サブ研究テーマについて、成果を以下に示す。

(1) ハブフローガイドの形状最適化による風力発電効率向上

流体シミュレーションと Simulated Annealing による風車フローガイドの形状最適化を行い、都市部向け小型風力発電の効率向上を図った。さらに流体に関するトポロジー最適化と機械学習を組み合わせた新しい最適化手法の開発を進めている。

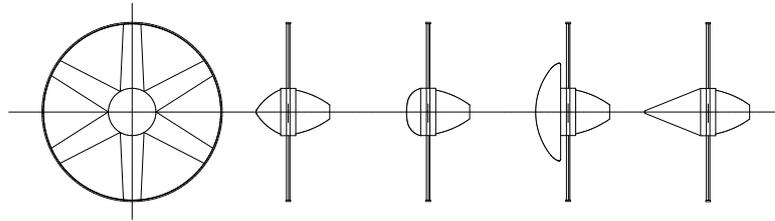


図 A-2-3 風車フローガイドの形状最適化

(2) 誘電体多層膜の最適化設計手法の開発

適切な初期値を AI に提案させるための試みの一步として、誘電体多層膜の学習に適したニューラルネットワークを模索した。その結果、再帰的ニューラルネットワークを用いることで、平均反射率を予測出来ることを示した。誘電体多層膜の性質は、積層の順番に大きく依存するため、時系列データ等に利用される再帰的ニューラルネットワークが適切であったと考えられる。



図 A-2-4 照明柱（機械構造物）のき裂推定

(3) 機械学習を用いた照明柱におけるき裂の発生検出・推定

照明柱の接合部に発生するき裂について、その発生に伴う音伝搬特性の変化に着目した。微細な音伝搬特性の変化を機械学習を用いて検出・長さを推定することができること、そのための装置を安価に実現可能であることをこれまでの研究で明らかにした。

(4) 永久磁石同期モータの最適制御

一般的なフィードバック制御である PI 制御では、最大効率点で動作するとは限らない。PI 制御に最適化アルゴリズムを加えることで新たな目標値を計算し、それに対して高速な速度制御・省電力化を得られることをシミュレーションで確認した。また、実機による検証を行った。

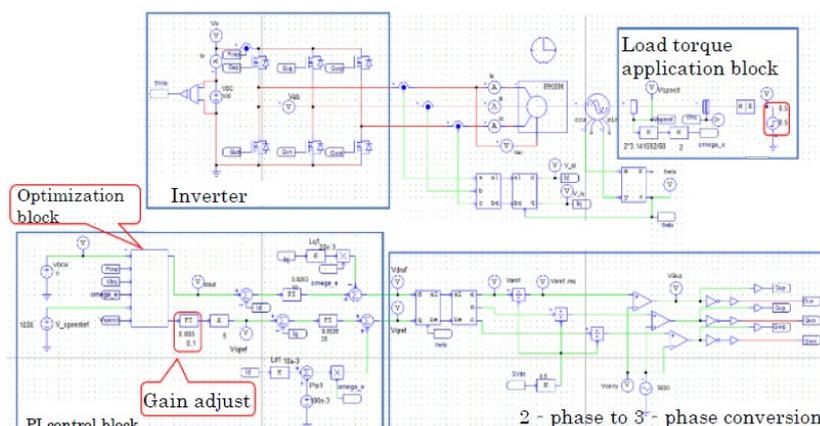


図 A-2-5 制御シミュレーション回路図

(5) ニューラルネットにおける同期発火現象のメカニズム解明

大規模結合系（AI、ニューラルネットワーク）への理論拡張の第一歩として、「3 結合 Izhikevich ニューロンモデルにおける同期発火現象」を計算機シミュレーションにより観測した。今後の展開として、同現象の原理解明及び 2 結合系との比較解析が期待される。

(6) 人の行動予測を行うための手法の研究

じゃんけんを題材に人の癖を反映した手の選択を行い、勝率を上げる仕組みを提案している。本質は、定式化の困難な時系列の予測のための手法である。今後、電力需要予測への応用を検討している。

【資料 A-2-3 未来型風力発電システム技術の開発に関する 6 つのサブテーマ 活動状況】

⑦医療福祉領域の教育・臨床のためのオントロジー開発

- AIを用いた心理状態類推の基礎検討、AIを利用した医工学系資格検定に対する教育環境改善に向けた基礎検討を進め、実務効率化の初期成果が得られた。また学会発表を行うことで情報交換を活発化させることで他研究機関（鶴見大学歯学部）と研究協力体制を構築した。
- 人工知能（AI）は、医療分野においては診断領域で有用性の高い技術として大いに発展すると期待されている。また、健康管理やスポーツ等の健康科学分野に加えて、日常の心理状態評価についても応用される可能性が広がっている。そこで、日常的に測定することができる生体情報を用いて、ディープラーニングによる機械学習から、人工知能を用いた心理状態類推の基礎的な検討を行った。NTT と東レが開発した導電性素材”hitoe”を導入して生体情報を取得するウェアラブルデバイス（C3fit IN-pulse, Goldwin 社）を使用して、高感度な心電波形を取得し、①一般的な心室細動による非健康状態、②嘘をついたときの緊張している心理状態、それぞれの状態について、ディープラーニングを実行することができる Neural Network Console に学習させて、ネットワーク構造の改善とともに正確な学習及び画像の識別を試行した。非健康状態の心室細動では、相違点の多い心電波形のために良好な学習曲線が得られた。平常時、嘘をついた緊張時の心電波形をそれぞれ【図 A-2-6】【図 A-2-7】に示す。このように相違点の少ない異なる心理状態の心電波形の識別では、ネットワーク構造を工夫することによって学習曲線の向上

が見られた【図 A-2-8】。相違点の少ない画像を識別するにはデータ数を多くするだけでなく、ネットワーク構造の最適化や過学習を避けることなどに注意する必要があると考えられる。

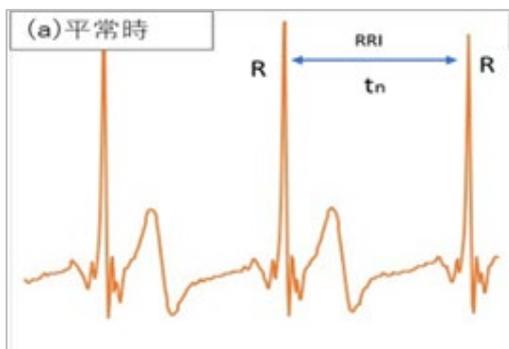


図 A-2-6 心電波形：平常時

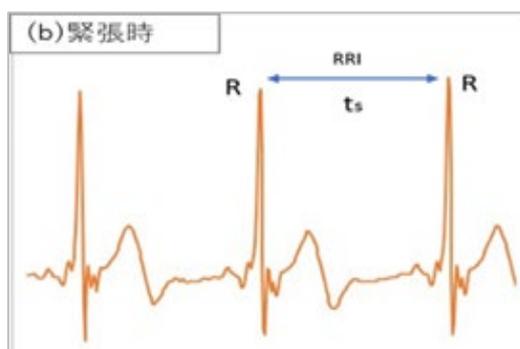


図 A-2-7 心電波形：緊張時

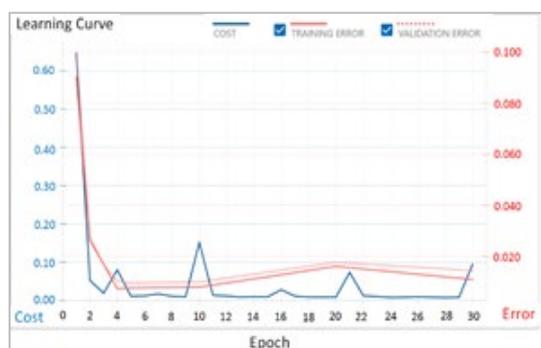


図 A-2-8 嘘による緊張状態の学習曲線

- AI の優れた特徴としては①自動応答、②ビッグデータから最適解の探索、③規則の探索、④瞬時判断と高速実行、⑤行動監視等が挙げられるが、我々は主に②、④の特徴を活かし、AI を利用した医工学系資格検定に対する教育環境改善に向けた基礎検討研究を進めている。
- 本学では医療系の国家資格の一つである臨床工学技士資格の養成校として、通常の教養科目と専門科目の教育に並行して、医学、臨床工学、工学の3分野から構成される国家試験に備える教育を行っている。しかし学生の苦手分野はそれぞれ異なるため、学生の学力向上を図る画一的な手法では効率が悪くなるケースが多い。そこで AI を用いた応用例の一つとして、国家試験問題を解析してオリジナル問題を作成し、学生個々に対応した効率的で多様な教育環境の実現を目指した研究を進めた。研究領域として二つの大きな研究要素がある。一つ目は自然言語処理技術を用いた特定キーワードの抽出であり、二つ目は深層学習を用いた適正問題の抽出に関する基礎検討である。

⑧感性によるデザインスケッチと AI の活用についての研究

- 本研究は、AI によってデザインが自動的に作成されることが可能になっていくなかで、それをいかに新たな先端のテクノロジーとしてデザインへの活用について研究している。とりわけ「描く」という人の手による創造行為の過程において感性と AI の融合は可能か、またそれによりクリエイティブと AI の可能性について研究することで、新たなデザイン手法やデザイン教育に還元することを目的としている。

- ・この分科会のテーマは「感性によるデザインスケッチと AI の活用についての研究」を本学部感性演習の担当教員 2 人とスキル演習（視覚デザイン系、工業デザイン系）の教員 2 人の 4 人の教員が担当し、それぞれのデザインにおける専門分野で AI の可能性について考察し、検証を行っている。教員による独自の研究テーマは以下の通り。
 - ①「感性を拡張する AI」(VAE による学習)
 - ②「風景や自然現象からデザインにおける発想を得る AI」(多義画像検出による学習)
 - ③「線描画におけるキャラクター変換 AI」(Dlib による検出)
 - ④「スケッチによる偶然性を発現させる AI」(Glasshopper 等スケッチ線の生成)
- ・デザインへの発展的な応用へとつなげるために AI 研究の技術的なサポートを本学コンピュータサイエンス学部教員の協力のもと、当該研究室所属の 4 年生の卒業研究のなかで取り扱い、デザインの先端技術研究を可能にしている。
- ・これまでの成果については、4 テーマが並行して進んでいるが、各デザインの専門分野の特色が表れた研究内容になっている。①「感性を拡張する AI」は自分の描いたデザイン画の偏りやクセなどの傾向から違う角度からの自分のデザイン画を AI が生成するもので、VAE による学習によって Web アプリケーションによる実装化へ制作中。②「風景や自然現象からデザインにおける発想を得る AI」については、物体認識の深層学習モデル VGG16 により学習したネットワークにより認識させ、文字（タイポグラフィ）デザインへと発想を展開できる実験を継続しており、新たなデザインスケッチの役割を担えるものとして期待できる。③「線描画におけるキャラクター変換 AI」については、学生からの協力によって顔の表情を採集してキャラクターやアイコンなどのデザインをサポートする AI アプリとして制作中。④「スケッチによる偶然性を発現させる AI」は多くのスケッチを描くことなく 1 枚のスケッチからさまざまな形状のスケッチを生成し、選ぶ AI を研究中である。

【資料 A-2-4 感性によるデザインスケッチと AI の活用についての研究 研究成果】

⑨AI を用いた切り込み平面からの展開構造デザインの研究

- ・切り込み入り展開構造 (Origami Architecture) を作成するに当たって、平面（紙など）の切り込みと折り目の位置は従来、職人的試行錯誤を経て決定するものである。これについて AI を用いて推定する設計支援システムの基礎的開発を行なっている。これにより AI が推定可能な領域と人間の試行錯誤による領域の境界線を見極め、デザインにおける AI と人間の適切な担当範囲を検証するのが目的である。その知見を用いて切り込み入り展開構造について、人間による設計と AI による設計の競合または協同が可能なデザイン教育へとつなげていく。
- ・初年度はレーザーカッター等の大型機材の購入を行い、2 年目に切り込み入り展開構造を用いた学部学生対象のワークショップを行い、その教育成果を「The Proposal of Design Education to acquire Design Thinking」(Cumulus2018) として発表を行なった。広義の AI とみなした計算アルゴリズムを用いたシステムを研究・開発し、「遺伝的アルゴリズムとパラメトリックモデリングを用いた切り込み入り展開構造の自動生成の研究」(ADADA Japan 2019) として発表を行なっている。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

①AI 支援を用いた、がん iPS 細胞の薬剤探索研究

- ・学生の参画としては、一部の生物系学生が参加したが、参加人数は少ない。その理由として、研究対象が AI であるため、生物系の学生にとっては敷居が高すぎる面がある。解決するためには、AI を Microsoft パワーポイント並みの扱いやすさにして、細胞研究に注力できる環境にする必要がある。コンピュータ系の学生は参加がなかった。理由は AI 初心者の学生が取り組むには、課題が難しすぎると思われる。研究課題の提示の仕方に工夫を行う。

②AI を用いた画像解析によるサケの雌雄判別

- ・学生の参加は少なかった一方で、参加した学生からは面白かったという声もあった。今後は、生物系とコンピュータ系の学生の役割分担を明確化し、学生が参加しやすくする。

③深層学習による「雰囲気」の理解と説明文・対話文の生成

3つの各テーマにおいて、以下の方策を将来計画としている。

<テーマ 1>

視覚系におけるパターン認識と中心軸表現の関係性についての包括的理解
任意の感情を反映できるマスク型ディスプレイの高性能化
GAN を用いた、感情に合致した表情を持った顔画像の生成
グループチャットにおけるメッセージ群に基づいた議論の流れの要約

<テーマ 2>

トピック抽出に基づき、話題に合った雑談対話が可能なシステムの構築
他者理解実現へ向けての心のモデル構築
グループチャットにおけるメッセージ群を用いた現在までの議論の流れの要約
BERT 等の技術を用いた、ツイートなどの短い会話文の感情推定

<テーマ 3>

人間の将棋プレイヤーの思考プロセスのディープラーニングによる再現
サイコロジカルパーザの構築とそれに基づく文のわかりやすさの解明

<複合>

ニュース記事に対する投稿コメント群から、議論になっている部分を抽出し、議論の構造をツリー構造で表現し可視化する研究（テーマ 1+テーマ 2）
人間が感情を持っていると感ずることができるような対話文の生成を行うことができるような AI の構築（テーマ 1+テーマ 2）

④ブロックチェーンと AI の融合領域創成研究

- ・本研究プロジェクトは、研究成果を一瞥すればわかるように、次へ向けての準備が確実にできている。このことを踏まえ、以下のことを計画する。
- ・現在、ブロックチェーンの研究分野では、実証実験を経て実用化へ向かって進んでいる。FinTech や電力供給の分野ではとりわけ関心が高いので、それらの分野へより多くの学生を送り込むための教育・研究体制を整える。

- ・ブロックチェーンは、IoT(Internet of Things)に基づくビッグデータ、ビッグデータを背景とする人工知能（深層学習）などと密接に関わり合っている。特に、これらの分野は進歩・変化が極めて早いので、その動向を継続的に見極め、教育・研究を推進する。
- ・本研究プロジェクトの成果・知見を基に、スマートキャンパス計画や八王子市を対象とするスマートシティ計画を立案・実施する。
- ・ブロックチェーンは、社会的インパクトの大きな技術であるが、これが人工知能と融合されるとさらにその社会に与える衝撃は大きなものとなることが予想される。その意味でも、今回の研究プロジェクトを礎に、当該分野の研究・教育の質を上げていくことが重要である。研究のシーズや教材開発のシーズは、本研究プロジェクトにて育ってきたので、これを順次育て上げるべく、全学的な機運を高める。

⑤メディアコンテンツにおけるAIの活用

- ・本分科会において、3つのテーマを掲げ、RAを含めた学生の参加によりAI研究の促進など一定の成果を上げることができた。しかし、一方で対象とするメディアコンテンツが広く、テーマ間での連携があまりできていない側面もある。また、いくつかの研究において、学習等に利用するデータの収集に時間とコストがかかり、収集したデータの量が十分とは言えないケースがあった。データの収集に手間がかかることはAI研究では散見されることではあるが、今後、データの蓄積・共有を行い、再利用できる仕組みを構築する。
- ・これまではリソース不足の声はあまり聞かれなかったが、データが豊富にそろふことに伴って機械学習で必要となるリソースが不足することが考えられる。新しいGPUや機械学習用プロセッサが出てくる中で、強力なリソースを用意し、共有することでより研究を進めていく。

⑥未来型風力発電システム技術の開発

- ・今後は、各サブ研究テーマを完遂させるとともに、専門をまたいだ学際的テーマを推進する。このようなテーマに参画することで、複数の専門をもち、全体を俯瞰できる π 型技術者を目指す学生への教育効果が高まるものと考えられる。昨年度は、コロナ禍にあり展示会や共同研究先との交流、勉強会などを開催しにくい状況であったが、オンライン資源も活用し、今後は継続的に開催を続け、学生にも参画機会を提供していく予定である。なお、電気電子工学科の教員及び学生を対象にしたAI・IoT電気電子工学プロジェクトも発足した。本分科会で得られた成果を広く展開し、AIやIoT技術の手法開発や応用・活用を推進する。

⑦医療福祉領域の教育・臨床のためのオントロジー開発

- ・AIを用いた心理状態類推の基礎検討、AIを利用した医工学系資格検定に対する教育環境改善に向けた基礎検討のオントロジー開発研究を進めて初期の成果が得られた。鶴見大学歯学部と共同で進める教育環境改善に向けた研究では、今後は最適条件を探るとともに、更に細部にわたった環境整備を模索して、学生個々に応じた効率的な教育環境実現を図る。そのためには、研究環境面だけでなく人的交流も活発化させて、より効率的

な研究推進のための体制強化を行う。

⑧感性によるデザインスケッチと AI の活用に通いての研究

- ・ 4 つの研究テーマにおいて次の段階は実装化に向けて、検証を重ねていく。そのためデザイン学部の学生にも協力してもらい、デザインプロセスとしてどのように活用していくことが効果的か、またアイデアのサポートツールとしてのありかたについて検証と検討を重ねていく。また、外部研究機関等による学会や研究会等で発表をして、研究者や関係者からも意見や感想を得て、さらなる研究の向上に努める。

⑨AI を用いた切り込み入り平面からの展開構造デザインの研究

- ・ 遺伝的アルゴリズムによって建造物の 3DCG モデルを解析し、切込み入り展開構造を設計するシステムを開発中である。これによって単純立体からより複雑な立体の解析を試みている。大学院生を対象とした授業に試験的に上記の設計システムを導入し、人間とシステムの競合または協同の設計を行うデザイン教育の可能性について検証する。

【基準 A の自己評価】

- ・ 本学は、「生活の質の向上、技術の発展と持続可能な社会に貢献する人材を育成する」という基本理念を実現するための具体的理念「国際的な教養、豊かな人間性、高い倫理性と創造性の教育」、「先端的研究を介した教育とその研究成果の社会還元」を定めている。この具体的理念に基づき、実学主義教育を推進する教育、教育力の強化を行っている
- ・ この教育力を強化する取り組みとして、「戦略的教育プログラム」と「人工知能 (AI) 研究会」を設け、それぞれの学部・学科の特色を生かした横断的な研究を行い、その成果を教育や社会に還元している。このように幅広い学術分野で学部学科を横断した研究を推進することは、大学全体の研究レベルを向上させるとともに、これらの研究に参加する学生の技術・知見の向上が達成された。
- ・ よって、本学は独自に定めた基準 A 「基本理念に基づく教育と研究」の基準を満たしていると判断する。

V. 特記事項

1. セラミックス複合材料センター (The Center for Ceramic Matrix Composites : CCMC)

(1) セラミックス複合材料センター (CMC センター) の学内での位置付け

CMC センターは、日本における CMC 開発の中心となる研究センターを設立したいという産業界の求めに応じて、平成 29 (2017) 年 4 月に本学片柳研究所内に創設された研究施設である。本センターで扱う CMC は、航空・宇宙分野から自動車などの広範囲な応用分野を持つ材料として注目されている。

(2) CMC の研究開発活動

CMC センターでは経済産業省、(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構、内閣府、文部科学省、(国研) 科学技術振興機構により行われているプロジェクトに参画し、国内の関連重工業、素材関連企業との連携を取りながら CMC の実用化支援を行なっている。センターでは本学教授、特別研究教授、客員教授、助教の 6 人の教員が主となって先端素材分野、材料プロセス分野、材料信頼性試験評価分野、理論解析分野、コンピュータ技術利用分野における様々な研究開発を行なっている。

(3) センターにおける対外活動

センターでは産学連携活動や関連分野普及のためのシンポジウムを定期的に行うとともに必要に応じてセミナーを実施し、研究成果や知識の社会還元に努めている。また、(一社) 日本ファインセラミックス協会内に CMC コンソーシアムを設立し国内企業への技術普及活動も行なっている。この活動では、CMC に直接関係する技術分野だけでなく、コンピュータ利用技術などの学内にあるポテンシャルを活かした分野の普及活動も行なっている。国内外の学会発表でも成果を公表しており、CMC 関連分野で主要な国際会議では基調講演や招待講演を行なっている。

(4) センターにおける学内教育活動

学内との連携においては工学部機械工学科、応用化学科の学生の卒業論文、修士論文の研究指導を当該分野担当教員との密接な連携のもとに行なっている。この活動では、研究課題に対する国際的動向、国内企業の研究開発に対する考え方、企業と大学との連携における役割分担、国研を含めた国内プロジェクトへの対応など、通常の授業では得ることのできない知識と経験を与えることとなっている。現在は 7 人の卒業論文学生、1 人の修士論文学生がセンター内において研究活動を行なっている。本年度からはアメリカ合衆国、ヨーロッパ (イギリス、フランス、ドイツ) との国際共同研究を CMC センターが中心となって行うプロジェクトが開始する学生が国際的な研究開発の現場に直接触れることができる機会として大いに役立つことが期待されている。

(5) センター設置の利点

CMC の総合的な研究所は、日本はもとより国際的にも初めてのものである。本センターはその優位性を生かして、国際的にもこの分野の研究をリードしているといえる。特に、「実学主義教育」を重視する本学の教育において、学生時代からそのような研究過程を目の当たりにすることは、エンジニアを志すうえでの大変貴重な経験となる。さらに、CMC センター内での教育研究活動を通して、国際的にも最先端の研究開発に触れることにより、他大学にはない特色を生かした教育活動に大きく貢献している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に「目的」を定め、「本学は教育基本法及び学校教育法に基づいて、豊かな教養と高度の学術を教授、研究し、もって社会の繁栄に貢献できる豊かな人間性と創造的知性を備えた実践的指導的技術者を育成することを目的とする。」と明記している	1-1
第 85 条	○	学則第 4 条に「学部、学科及び学生定員」を定め、応用生物学部、コンピュータサイエンス学部、メディア学部、工学部、医療保健学部（看護学科、臨床工学科、リハビリテーション学科、臨床検査学科）、デザイン学部を設置している。また、学則第 4 条の 3 で教養教育及び基礎教育等を実施する組織として学環を設置することを定めている	1-2
第 87 条	○	学則第 11 条に「修業年限」を定め、4 年としている	3-1
第 88 条	○	学則第 17 条に「編入学資格」及び「編入学選抜一般募集要項」3. 出願資格で、別の大学に 1 年以上在学し、34 単位以上修得した者は 2 年次編出願資格を有する、2 年以上在学し、62 単位以上修得した者は 3 年次編入出願資格を有するとし、編入学前の在学期間を本学の修業年限に通算している	3-1
第 89 条	○	学則第 32 条第 2 項「卒業」において、本学に 3 年以上在学し、卒業の要件として前項に定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者については、教授会の議を経て学長が卒業を認めることができるとし、早期卒業を定めている	3-1
第 90 条	○	学則第 16 条に「入学（編入学除く）資格」を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 8 条に「職員」を定め、学長、副学長及び学部長の公務については、「学長に関する規程」、「副学長に関する規程」、「学部長に関する規程」で明記している。また、教授、准教授、講師、助教の資格については、「教員採用選考規程」及び「教員の昇任に関する規程」において資格を明記している	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 10 条に「教授会」を置くこと及び「学生の入学、卒業」、「学位の授与」、「教育研究に関する事項」を審議することを定めている。なお、「課程の修了」については、「大学院研究科委員会規程」で定め、審議している	4-1
第 104 条	○	学則第 33 条、大学院学則第 37 条に「学位の授与」を定めている	3-1
第 105 条	—	該当なし。履修証明制度に基づくプログラムは開設していない	3-1
第 108 条	—	該当なし。短期大学は設置していない	2-1
第 109 条	○	「自己点検・評価委員会規程」を定め、本学における自己点検・評価	6-2

東京工科大学

		を実施し、報告書の形式にまとめている。また、当該報告書を「自己点検・評価報告書」として本学 Web サイトで公開している。 https://www.teu.ac.jp/jhyouka/index.html	
第 113 条	○	本学 Web サイト「研究案内」で教育研究活動を公開している https://www.teu.ac.jp/research/index.html	3-2
第 114 条	○	片柳学園管理運営規程に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 17 条に「編入学資格」を定めている	2-1
第 132 条	○	学則第 17 条に「編入学資格」を定めている	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	「寄宿舎に関する事項」以外のすべてを学則で定めている	3-1 3-2
第 24 条	—	該当なし。児童の在籍はない	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 41 条に「懲戒」及び「学生の懲戒に関する規程」を定めている	4-1
第 28 条	○	文書管理規程で定め、事務局各担当部署で保存している	3-2
第 143 条	○	学則第 10 条に教授会に属する一部の教授のうちの一部をもって構成する「運営委員会」を置き、当該委員会の議決をもって、教授会の議決とすることを定めている	4-1
第 146 条	—	科目等履修生が履修する科目の単位認定は行うが、修業年限の通算は行っていない。	3-1
第 147 条	○	学則第 32 条第 2 項に「早期卒業」及び「早期卒業に関する基準」を定めて、成績評価、卒業要件、ディプロマ・ポリシーについては本学 Web サイトで公開している。また、履修規程第 4 条「履修登録単位数の上限」を定めている	3-1
第 148 条	—	該当なし。本学の修業年限は全学部 4 年としている	3-1
第 149 条	—	該当なし。「三年以上在学したものに準ずる者」の設定はない	3-1
第 150 条	○	学則第 16 条に「入学（編入学除く）資格」を定めている	2-1
第 151 条	—	該当なし。飛び入学制度はない	2-1
第 152 条	—	該当なし。飛び入学制度はない	2-1
第 153 条	—	該当なし。飛び入学制度はない	2-1
第 154 条	—	該当なし。飛び入学制度はない	2-1
第 161 条	○	学則第 17 条に「編入学資格」を定めている	2-1
第 162 条	○	学則第 21 条に「転入学」を定めている	2-1
第 163 条	○	学則第 12 条に「学年」及び第 13 条に「学期」を定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	学則第 15 条「入学の時期」及び第 32 条「卒業」で、学年の途中に	3-1

東京工科大学

		おいても学期の区分に従い、学生を入学及び卒業させることができると定めている	
第 164 条	—	該当なし。特別の課程は設置していない	3-1
第 165 条の 2	○	大学全体、学部及び大学院において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、本学 Web サイトや学生便覧で公開している https://www.teu.ac.jp/gaiyou/policy/index.html	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	大学評議会に設置する委員会規程で委員会の設置を定め、自己点検・評価委員会規程で項目を設定している。	6-2
第 172 条の 2	○	定められた教育研究活動等について大学 Web サイトで公開している https://www.teu.ac.jp/koukai/index.html	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 33 条に「学位の授与」を定め、学長が授与している	3-1
第 178 条	○	学則第 17 条に「編入学資格」を定め、また、編入学試験募集要項で、高等専門学校を卒業した者の 2 年次編入出願資格又は 3 年次編入出願資格を定めている	2-1
第 186 条	○	学則第 17 条に「編入学資格」を定め、また、編入学試験募集要項で、専修学校の専門課程を修了した者の 2 年次編入出願資格及び 3 年次編入学出願資格を定めている	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準とし、水準の向上に努めている	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 4 条の 2「学部及び学科の目的」で学部及び学科の教育研究上の目的を定めている	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 19 条「入学者の選考」及び入試委員会規程で入学試験合格者の選考に関する審議事項を定め、アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ妥当な方法により入学者の選抜を行っている	2-1
第 2 条の 3	○	会議及び委員会には、教員と事務職員を構成員としており、適切な役割分担のもとで協働によりその職務を行っている	2-2
第 3 条	○	学則第 4 条に「学部、学科及び学生定員」及び第 2 章に運営組織について定め、各学部は教育研究上適切な規模であり、教員数は大学設置基準に則り適切である	1-2

東京工科大学

第4条	○	学則第4条に「学部、学科及び学生定員」を定め、応用生物学部、コンピュータサイエンス学部、メディア学部、デザイン学部は1学部1学科、工学部に3学科（機械工学科、電気電子工学科、応用化学科）、医療保健学部は4学科3専攻（看護学科、臨床工学科、リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻）、臨床検査学科を設置している	1-2
第5条	—	該当なし。学科に代わる組織の課程を設置していない	1-2
第6条	○	学則第4条の3に「学環」を定め、学部における専門教育以外の教養教育及び基礎教育等を全学統一的に実施する組織を設置している	1-2 3-2 4-2
第7条	○	学則第8条「職員」を定め、必要な教員組織を学部、学科に設置し、大学設置基準に則り、必要な教員を適切に配置している	3-2 4-2
第10条	○	必修科目は原則として専任教員が担当し、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、助手に補助させている	3-2 4-2
第10条の2	—	該当なし。6単位以上の授業科目を担当する実務経験のある教員等は教育課程の編成の責任を担っていない	3-2
第11条	○	学長及び一部の教員は、運営及び研究に専念するため授業を担当していない	3-2 4-2
第12条	○	教育研究に従事する専任教員を設置基準に則り配置している	3-2 4-2
第13条	○	大学設置基準に則り、必要専任教員数以上の教員を配置している	3-2 4-2
第13条の2	○	東京工科大学学長に関する規程第3条「資格」で、「大学の内外を問わず、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する者と認められる者」と定めている	4-1
第14条	○	教員採用選考規程に「教授の資格基準」を定め、本規程に従い、審査を行っている	3-2 4-2
第15条	○	教員採用選考規程に「准教授の資格基準」を定め、本規程に従い、審査を行っている	3-2 4-2
第16条	○	教員採用選考規程に「講師の資格基準」を定め、本規程に従い、審査を行っている	3-2 4-2
第16条の2	○	教員採用選考規程に「助教の資格基準」を定め、本規程に従い、審査を行っている	3-2 4-2
第17条	○	教員採用選考規程を定め、本規程に従い、審査を行っている	3-2 4-2
第18条	○	学則第4条「学部、学科及び学生定員」第2項で収容定員を定めている	2-1
第19条	○	教育課程の編成は、カリキュラム・ポリシーに則り、各学部・学科において体系的に編成している	3-2

東京工科大学

第 19 条の 2	—	該当なし。連携開設科目はない	3-2
第 20 条	○	学則第 26 条「授業科目」で定め、別表により明記している	3-2
第 21 条	○	学則第 27 条「単位数の計算方法」で 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、各授業科目の単位数を授業の実施方法に応じて定めている	3-1
第 22 条	○	学則第 12 条第 2 項「学年」で、「1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする」と定めている	3-2
第 23 条	○	学則第 27 条「単位数の計算方法」で 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、各授業科目の単位数を授業の実施方法に応じて定めている	3-2
第 24 条	○	教室座席数及び施設、設備等の諸条件を考慮し、教育効果が最大限にあげられるように適正数で実施している	2-5
第 25 条	○	「学生便覧」で、本学の授業の形態について明記している	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	全科目のシラバスにおいて、授業概要、到達目標、授業の方法、成績評価方法・基準、授業計画を明示し、学内外に公開している。また、学則第 31 条「成績評価」で、授業科目の成績評価を定めている	3-1
第 25 条の 3	○	FD 委員会や教育力強化委員会において、教育研究の質の向上や授業の改善のための FD を実施している	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし。本学では昼夜開講制は行っていない	3-2
第 27 条	○	学則第 28 条「単位の授与」で定め、「授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える」と明記している	3-1
第 27 条の 2	○	履修規程第 4 条に「履修登録単位数の上限」を定めている	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし。連携開設科目に係る単位認定は行っていない	3-1
第 28 条	○	学則第 29 条に「他大学等における授業科目の履修等」を定め、「60 単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる」と明記している	3-1
第 29 条	○	同上	3-1
第 30 条	○	同上	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。長期履修制度はない。	3-2
第 31 条	○	学則第 49 条「科目履修生等の取扱い」で定め、資格、手続き等の必要な事項については「科目等履修生に関する規程」に明記している	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 32 条「卒業」を定め、「本学に 4 年以上在学し、各学部学科の授業科目及び単位数を修得した者について教授会の議を経て、学長が卒業を認める」としている	3-1
第 33 条	—	該当なし。医学又は歯学に関する学科は設置していない	3-1
第 34 条	○	八王子キャンパス及び蒲田キャンパスには、学生が休息その他に利用するのに適当な空を整備している	2-5

東京工科大学

第 35 条	○	八王子キャンパスに総合グラウンド、多目的グラウンド、体育館及びプールを備えている。蒲田キャンパスの運動施設は八王子キャンパスを共用しており、蒲田キャンパスの学生も運動施設を利用できる	2-5
第 36 条	○	八王子キャンパス及び蒲田キャンパスには、大学設置基準第 36 条を満たす校舎等施設を有している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は、第 37 条に規定する面積以上を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、第 37 条の 2 に規定する面積を有している。	2-5
第 38 条	○	八王子キャンパス及び蒲田キャンパスの図書館には、学部の種類・規模等に応じた図書等の資料を適正に整備している	2-5
第 39 条	○	工学分野の学部には適正な実験、実習施設を設置している	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。薬学部は設置していない	2-5
第 40 条	○	教育目的を達成するための必要な機械、器具等は校地ごとに適正に整備している	2-5
第 40 条の 2	○	教育目的を達成するための必要な機械、器具等は校地ごとに適正に整備している	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するために、教育研究にふさわしい環境を整備している	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	教育研究の目的にふさわしい名称を定めている	1-1
第 41 条	○	事務を遂行するための事務組織を設け、適当な専任事務職員を配置している	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導を担当する組織を設け、適当な専任の事務職員を配置している	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	全学教育委員会規程を定め、教員・職員間で有機的な連携を図り、教養教育及び専門教育等の実施や教務に関する事項を審議する適切な体制を整えている	2-3
第 42 条の 3	○	「SD に関する基本方針」を定め、職員の能力・資質向上のための組織的な研修を行っている	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし。学部等連携課程実施基本組織の体制はない。	3-2
第 43 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない	3-2
第 44 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない	3-1
第 45 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない	3-1
第 46 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない	2-5
第 48 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない	2-5
第 49 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。工学分野の連続性に配慮した教育課程は編成していない	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。工学分野の連続性に配慮した教育課程は編成していない	4-2

東京工科大学

第 49 条の 4	—	該当なし。工学分野の連続性に配慮した教育課程は編成していない	4-2
第 57 条	—	該当なし。外国に学部、学科その他の組織を設置していない	1-2
第 58 条	—	該当なし。大学院大学は設置していない	2-5
第 60 条	○	設置する学部・学科に応じ、教員組織や施設・設備を段階的に整備している	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学則第 33 条「学位の授与」で、「本学を卒業した者には、学士の学位を授与する」と定めている	3-1
第 10 条	○	学則第 33 条「学位の授与」第 2 項で、学士の学位に付記する専攻分野の名称を適切に定めている	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし。共同教育課程は設置していない	3-1
第 13 条	○	学則及び大学院学則等により定めており、学則は改正があれば文部科学大臣に報告している	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	私立学校法の当該条文の主旨を踏まえて、法人及び設置校において「運営基盤の強化」、「教育の質の向上」、「運営の透明性の確保」に努めており、「運営の透明性の確保」については、ホームページ等で情報を開示し、法令に則って適正に遵守している	5-1
第 26 条の 2	○	私立学校法の当該条文の主旨を踏まえて、相互監視の中で該当事案が発生しないよう、法令に則って適正に遵守している	5-1
第 33 条の 2	○	片柳学園寄附行為第 36 条「財産目録等の備付け及び閲覧」第 2 項に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している	5-1
第 35 条	○	片柳学園寄附行為第 5 条「役員」に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	私立学校法の当該条文の主旨を踏まえて、民法上規定されている委任の本旨に従い、役員は、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負っており、法令に則って適正に遵守している	5-2 5-3
第 36 条	○	片柳学園寄附行為第 6 条「理事会」に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している。	5-2
第 37 条	○	片柳学園寄附行為第 7 条「理事長の職務」、第 8 条「理事の職務及	5-2

東京工科大学

		び代表権の制限」、第9条「理事長の職務の代理又は代行」及び第10条「監事の職務」に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している	5-3
第38条	○	片柳学園寄附行為第11条「理事の選任」、第12条「監事の選任」及び第15条「役員解任及び退任」に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している。なお、私立学校法第38条第6項の役員再任の考え方の規定については、寄附行為には定めていないが条文の主旨に則って適切に運用している	5-2
第39条	○	片柳学園寄附行為第12条「監事の選任」第1項に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している	5-2
第40条	○	片柳学園寄附行為第14条「役員補充」に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している	5-2
第41条	○	片柳学園寄附行為第20条「評議員会」に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している。なお、私立学校法第41条第9項については、寄附行為第45条「責任の免除」において、理事会の議決による一部免除を可能にしている	5-3
第42条	○	片柳学園寄附行為第21条「諮問事項」及び第41条「解散」第1項第1号に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している。なお、私立学校法第42条第1項第8号については、本法人では収益を目的とする事業は行っていないので、定めていない	5-3
第43条	○	片柳学園寄附行為第22条「評議員会の意見具申等」に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している	5-3
第44条	○	片柳学園寄附行為第23条「評議員の選任」に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している	5-3
第44条の2	○	片柳学園寄附行為第44条「役員はこの法人に対する損害賠償責任」、及び第19条「理事会の議事録」第3項に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している。なお、一部直接的な定めがない事項もあるが、当該条文の主旨を踏まえて、法令に則って遵守している	5-2 5-3
第44条の3	○	私立学校法の当該条文の主旨を踏まえて、相互監視の中で該当事案が発生しないよう努めており、法令に則って適正に遵守している。	5-2 5-3
第44条の4	○	私立学校法の当該条文の主旨を踏まえて、相互監視の中で該当事案が発生しないよう努めており、法令に則って適正に遵守している。	5-2 5-3
第44条の5	○	片柳学園寄附行為第45条（責任の免除）、第46条（責任限定契約）、及び第47条（理事が自己のためにした取引に関する特則）に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している。なお、一部直接的な定めがない事項もあるが、当該条文の主旨を踏まえて、法令に則って遵守している。	5-2 5-3

東京工科大学

第 45 条	○	片柳学園寄附行為第 48 条「寄付行為の変更」に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している	5-1
第 45 条の 2	○	片柳学園寄附行為第 33 条「予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画」に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	片柳学園寄附行為第 34 条「決算及び実績の報告」に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している	5-3
第 47 条	○	片柳学園寄附行為第 36 条「財産目録等の備付け及び閲覧」に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している	5-1
第 48 条	○	片柳学園寄附行為第 38 条「役員の報酬」及び「学校法人片柳学園 役員の報酬等に関する規程」に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	片柳学園寄附行為第 49 条「会計年度」に所定事項を定め、法令に則って適正に遵守している	5-1
第 63 条の 2	○	片柳学園寄附行為第 37 条「情報の公表」に所定事項を定め、法令に則り適正に遵守している	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条「目的」で「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 2 条に「研究科及び課程」を定め、バイオ・情報メディア研究科、工学研究科、デザイン研究科、医療技術学研究科を置いている	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 13 条に「入学資格」を定めている	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 13 条に「入学資格」を定めている	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 13 条に「入学資格」を定めている	2-1
第 157 条	○	大学院学則第 13 条に「入学資格」を定めている	2-1
第 158 条	○	大学院学則第 13 条に「入学資格」として定めているが、同規定による入学実績がないため、点検及び評価は行っていない	2-1
第 159 条	○	大学院学則第 13 条に「入学資格」を定めている	2-1
第 160 条	○	大学院学則第 13 条に「入学資格」を定めている	2-1

東京工科大学

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	大学院設置基準を最低の基準とし、水準の向上に努めている	6-2 6-3
第1条の2	○	大学院学則第4条の2に「研究科及び専攻の目的」を定めている	1-1 1-2
第1条の3	○	大学院学則第15条「入学者の選考」を定め、大学院研究科委員会規程第5条「審議事項」の1で「学生の入学、課程の修了に関する事項」を審議している。また、学務課大学院係を設置し、適切な体制で行っている	2-1
第1条の4	○	大学院担当教員と各キャンパス学務課の協働により、適切な運営が図れている	2-2
第2条	○	大学院学則第2条第2項で、「本大学院の課程は、修士課程及び博士課程」と明記している	1-2
第2条の2	—	該当なし。夜間において教育を行う課程は設置していない	1-2
第3条	○	大学院学則第3条第1項で修士課程の目的を定めている。また、第5条「標準修業年限と在学年限」で修士課程の標準修業年限は2年と定めている	1-2
第4条	○	大学院学則第3条第2項で博士課程の目的を定めている。また、第5条「標準修業年限と在学年限」で博士課程の標準修業年限は5年と定めている	1-2
第5条	○	大学院の目的を達成するために設置する研究科及び専攻は、設置基準を超える適正な規模で構成している	1-2
第6条	○	大学院学則第4条「専攻及び学生定員」を定め、バイオ・情報メディア研究科にバイオニクス専攻、コンピュータサイエンス専攻、メディアサイエンス専攻、アントレプレナー専攻、工学研究科にサステイナブル工学専攻、デザイン研究科にデザイン専攻、医療技術学研究科に臨床検査学専攻を置いている	1-2
第7条	○	研究科についてはそれぞれバイオ・情報メディア研究科の基礎として応用生物学部、コンピュータサイエンス学部、メディア学部、工学研究科の基礎として工学部、デザイン研究科の基礎としてデザイン学部、医療技術学研究科の基礎として医療保健学部として、適切に連携している	1-2
第7条の2	—	該当なし。複数の大学が協力して教育研究を行う研究科は設置していない	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし。研究科以外の基本組織は設置していない	1-2 3-2

東京工科大学

			4-2
第 8 条	○	本学大学院の教育研究上の目的を達成するため、大学院担当教員を適切に配置している	3-2 4-2
第 9 条	○	大学院学則第 7 条「教員」を定め、大学院担当教員資格審査委員会規程及び大学院担当教員資格基準で専攻ごとに教員の資格審査を行い、適切に配置している	3-2 4-2
第 10 条	○	大学院学則第 4 条に「専攻及び学生定員」を定めている	2-1
第 11 条	○	大学院学則第 27 条別記で科目及び単位数を定め、大学院研究科委員会で教育課程の編成に関する事項を審議している	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 26 条「授業及び研究指導」に「大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行う。」と定めている	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院担当教員資格審査会で承認された大学院担当教員資格基準を満たす指導教員が研究指導を行っている。また、大学院学則第 30 条で「教育上有益と認めるときは、学生が他大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認める」と定めている	2-2 3-2
第 14 条	—	該当なし。夜間その他特定の時間に教育は実施していない	3-2
第 14 条の 2	○	全授業科目のシラバスにおいて、成績評価の基準を明示している	3-1
第 14 条の 3	○	FD 委員会規程を定め、学部同様に FD 活動を行っている	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則第 9 条第 2 項、19 条、27 条別記、28 条、29 条及び学年暦で定めている。また、授業を行う学生数は教育効果が十分にある適正数としている	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 33 条に「修士課程の修了要件」を定めている	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 33 条の 2 に「博士課程の修了要件」を定めている	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な専用の講義室を備えている。また、研究室、実験・実習室、演習室等は学部と共用のうえ備えている	2-5
第 20 条	○	教育研究上必要な機械、器具等を適切に備えている	2-5
第 21 条	○	教育研究上必要な図書等の資料を適切に備えている	2-5
第 22 条	○	学部等、研究所の施設及び設備を適切に共用している	2-5
第 22 条の 2	○	校地ごとに必要な施設及び設備を備えている	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究にふさわしい環境を整備している	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は教育研究上の目的と合致している	1-1
第 23 条	—	該当なし。独立大学院は設置していない	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし。独立大学院は設置していない	2-5
第 25 条	—	該当なし。通信教育課程は設置していない	3-2

東京工科大学

第 26 条	—	該当なし。通信教育課程は設置していない	3-2
第 27 条	—	該当なし。通信教育課程は設置していない	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし。通信教育課程は設置していない	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし。通信教育課程は設置していない	2-5
第 30 条	—	該当なし。通信教育課程は設置していない	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし。研究科等連携課程は設置していない	3-2
第 31 条	—	該当なし。共同教育課程は設置していない	3-2
第 32 条	—	該当なし。共同教育課程は設置していない	3-1
第 33 条	—	該当なし。共同教育課程は設置していない	3-1
第 34 条	—	該当なし。共同教育課程は設置していない	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし。工学分野の連続性に配慮した教育課程は設置していない	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし。工学分野の連続性に配慮した教育課程は設置していない	4-2
第 42 条	○	事務を遂行するための事務組織を設け、適当な専任事務職員を配置している	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	大学院学生の教育研究活動に資するために、ティーチング・アシスタント制度を設けている	2-3
第 42 条の 3	○	大学院 Web サイトで、大学院学生の経済的援助に寄与することを目的としたティーチング・アシスタント制度及びリサーチ・アシスタント制度を明示している。また、大学院授業料減免規程を定め、学内外に周知している https://www.teu.ac.jp/student/scholarship/info2.html	2-4
第 43 条	○	「SD に関する基本方針」を定め、職員の能力・資質向上のための組織的な研修を行っている	4-3
第 45 条	—	該当なし。外国に組織は設けていない	1-2
第 46 条	—	該当なし。令和 3 年 4 月 1 日開設の蒲田キャンパス医療技術学研究所は、段階的な整備は行わない	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2

東京工科大学

第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1

第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 33 条「修士課程の修了要件」で定めている	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 33 条の 2「博士課程の修了要件」で定めている	3-1
第 5 条	○	「博士の学位審査手続きの進め方についての申合せ」を定め、「主査は、本学大学院博士後期課程担当の教員及び適当な学識経験者から審査員候補者（4 人）を選定し研究科委員会に報告する」としている	3-1
第 12 条	○	大学院学位規程第 19 条「学位授与の報告」を定めている	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2

東京工科大学

第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人片柳学園 寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	東京工科大学 大学案内 2022		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	東京工科大学学則、東京工科大学大学院学則、		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	東京工科大学 入試ナビゲーション		
	東京工科大学 一般選抜募集要項		

東京工科大学

	東京工科大学 総合型選抜募集要項 東京工科大学 学校推薦型選抜募集要項 東京工科大学 外国人留学生募集要項 東京工科大学 編入学一般選抜募集要項 東京工科大学 大学院バイオ・情報メディア研究科 一般入試・社会人入試募集要項 東京工科大学 大学院デザイン研究科 一般入試・社会人入試募集要項 東京工科大学 大学院医療技術学研究科 一般入試募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 2021 年度 八王子キャンパス	
	学生便覧 2021 年度 蒲田キャンパス	
	大学院学生便覧 2021 年度 八王子キャンパス	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 3 (2021) 年度 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 2 (2020) 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集 (電子データ)	
	学校法人片柳学園 規程集	電子データ
	東京工科大学 規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
	役員・評議員名簿、理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類 (過去 5 年間) 及び監事監査報告書 (過去 5 年間)	
	平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度 決算書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス (電子データ)	
	東京工科大学履修要項 (学生便覧抜粋)	電子データ
	東京工科大学大学院履修要項 (学生便覧抜粋) 令和 3 (2021 年度) シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
	東京工科大学の入学者受入の方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)	
	令和 3 (2021) 年度	
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 工学研究科サステイナブル工学専攻 (博士後期課程) 医療保健学部リハビリテーション学科 医療技術学研究科臨床検査学専攻	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
	平成 26 (2014) 年度 大学機関別認証評価 改善を要する点への対応状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	東京工科大学憲章	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	東京工科大学中長期計画 Evolution2030	
【資料 1-2-2】	東京工科大学の入学受入の方針、教育課程編成・実施の方針 学位授与の方針	【資料 F-13】再掲
【資料 1-2-3】	東京工科大学学則、東京工科大学大学院学則	【資料 F-3】再掲
【資料 1-2-4】	東京工科大学組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	東京工科大学アドミッション・ポリシー (Web キャプチャ)	
【資料 2-1-2】	東京工科大学 一般選抜募集要項 (P5 アドミッション・ポリシー)	【資料 F-4】再掲
【資料 2-1-3】	入試区分と概要	
【資料 2-1-4】	2021 年度主体性評価シート	
【資料 2-1-5】	東京工科大学 一般選抜募集要項	【資料 F-4】再掲
【資料 2-1-6】	学部学生の入学定員と入学者数	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	全学教職員会テーマ一覧及び出席状況	【資料 4-2-8】 【資料 4-3-2】と同じ
【資料 2-2-2】	障がいのある学生への配慮に関する依頼文	
【資料 2-2-3】	ノートテイクの活動状況	
【資料 2-2-4】	学生の問題を一元把握するための体制図	
【資料 2-2-5】	スクールバスの種類と台数	
【資料 2-2-6】	シラバス作成にあたってのお願い	【資料 3-2-5】と同じ
【資料 2-2-7】	TA・SA 単価と採用状況	
【資料 2-2-8】	各学部における出席状況確認調査	
【資料 2-2-9】	アドバイザー制度委員会資料	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	「社会人基礎科目群」シラバス	【資料 F-12】再掲
【資料 2-3-2】	「フレッシュャーズゼミ」シラバス	【資料 F-12】再掲
【資料 2-3-3】	「アカデミックスキルズ」、「キャリアデザイン」シラバス	【資料 F-12】再掲
【資料 2-3-4】	「キャリア設計」、「キャリアデザイン」シラバス	【資料 F-12】再掲
【資料 2-3-5】	「サービスマーケティング」、「インターンシップ」、「コーオプ」シラバス	【資料 F-12】再掲
【資料 2-3-6】	大学院バイオ・情報メディア研究科教育課程表、シラバス	【資料 F-12】再掲
【資料 2-3-7】	就職委員会議事録	
【資料 2-3-8】	対策・実践講座・セミナー関連資料	
【資料 2-3-9】	「就職・キャリア支援」、「S-Navi」、「キャリアタス UC」 関連資料	
【資料 2-3-10】	「留学生ガイダンス」、「外国人留学生の日本での就職活動」 関連資料	
【資料 2-3-11】	就職活動アンケート	

【資料 2-3-12】	就職関連ランキング	
【資料 2-3-13】	就職推進会議議事録	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	医務室・学生相談室利用状況（5年）	
【資料 2-4-2】	奨学金給付状況（3年）	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	各キャンパスの概要	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学修支援センター月次・年次報告書	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	学生便覧 2021 年度 八王子キャンパス（ディプロマ・ポリシー） 蒲田キャンパス（ディプロマ・ポリシー） 大学院学生便覧 2021 年度 八王子キャンパス（ディプロマ・ポリシー）	【資料 F-5】再掲 【資料 3-3-1】と同じ
【資料 3-1-2】	東京工科大学学則、東京工科大学大学院学則	【資料 F-3】再掲
【資料 3-1-3】	カリキュラムマップ	
【資料 3-1-4】	卒業課題・卒業研究着手要件弾力化制度の成果	
【資料 3-1-5】	評価基準の学務課からの通知文書（成績登録について）	
【資料 3-1-6】	各科目評定分布一覧表	
【資料 3-1-7】	入学前の既修得単位の認定に関する細則	
【資料 3-1-9】	東京工科大学大学院学位規程	
【資料 3-1-9】	東京工科大学大学院博士の学位審査手続要領	
【資料 3-1-10】	博士学位申請・取得要件	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	学生便覧 2021 年度 八王子キャンパス（カリキュラム・ポリシー） 蒲田キャンパス（カリキュラム・ポリシー） 大学院学生便覧 2021 年度 八王子キャンパス（カリキュラム・ポリシー）	【資料 F-5】再掲
【資料 3-2-2】	東京工科大学学則、東京工科大学大学院学則	【資料 F-3】再掲
【資料 3-2-3】	カリキュラムマップ	
【資料 3-2-4】	カリキュラム・ツリー	
【資料 3-2-5】	シラバス作成にあたってのお願い	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 3-2-6】	シラバス確認のお願い	
【資料 3-2-7】	学生便覧 2021 年度 八王子キャンパス（履修登録上限単位数） 蒲田キャンパス（履修登録上限単位数）	【資料 F-5】再掲
【資料 3-2-8】	授業点検・授業参観シート	【資料 4-2-9】 【資料 6-2-1】と同じ
【資料 3-2-9】	授業方法アンケート結果	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	学生便覧 2021 年度 八王子キャンパス（ディプロマ・ポリシー） 蒲田キャンパス（ディプロマ・ポリシー） 大学院学生便覧 2021 年度 八王子キャンパス（ディプロマ・ポリシー）	【資料 F-5】再掲 【資料 3-1-1】と同じ

東京工科大学

【資料 3-3-2】	大学での学びから得られた成果調査結果	
【資料 3-3-3】	卒業生調査による学修成果の達成度調査結果	
【資料 3-3-4】	平成 30 (2018) 年度～令和 2 (2020) 年度 国家試験合格率	
【資料 3-3-5】	東京工科大学ラーニング・アウトカムズ個人シート	
【資料 3-3-6】	コーオプ教育成長の軌跡	
【資料 3-3-7】	ルーブリックを用いた卒業課題の評価表	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	東京工科大学大学評議会規程	
【資料 4-1-2】	事務職員が委員として加わっている主な教学関連委員会等	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	学部・学科における専任教員の配置状況と大学設置基準	
【資料 4-2-2】	医療保健学部における各医療系養成施設指定規則に定める基準教員数	
【資料 4-2-3】	各研究科の基準教員数と配置教員数	
【資料 4-2-4】	東京工科大学教員採用選考規程	
【資料 4-2-5】	東京工科大学人事委員会規程	
【資料 4-2-6】	東京工科大学教員の昇任に関する規程	
【資料 4-2-7】	教員公募 (案)	
【資料 4-2-8】	全学教職員会テーマ一覧及び出席状況	【資料 2-2-1】 【資料 4-3-2】と同じ
【資料 4-2-9】	授業点検・授業参観シート	【資料 3-2-8】 【資料 6-2-1】と同じ
【資料 4-2-10】	2022 年度教員評価概要	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	東京工科大学における SD に関する基本方針	
【資料 4-3-2】	全学教職員会テーマ一覧及び出席状況	【資料 2-2-1】 【資料 4-2-8】と同じ
【資料 4-3-3】	平成 29 (2017) 年度～令和 2 (2020) 年度 研修会等参加状況	
【資料 4-3-4】	平成 29 (2017) 年度～令和 2 (2020) 年度 片柳学園階層別研修実施状況	
【資料 4-3-5】	学校法人片柳学園職員自己啓発支援制度規程	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	ナノテクセンター利用ガイド	
【資料 4-4-2】	ナノテクセンター機器リスト	
【資料 4-4-3】	eラーニング研修受講結果	
【資料 4-4-4】	研究倫理ガイド	
【資料 4-4-5】	RA の参加状況	
【資料 4-4-6】	東京工科大学産学・地域連携シーズ集	
【資料 4-4-7】	八王子キャンパス教育研究費に関する規程	
【資料 4-4-8】	蒲田キャンパス教育研究費に関する規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人片柳学園寄附行為	【資料 F-1】再掲
【資料 5-1-2】	東京工科大学 大学案内 2022	【資料 F-2】再掲
【資料 5-1-3】	日本工学院 総合案内 2022	
【資料 5-1-4】	学校法人片柳学園理事会の業務決定権限委譲及び業務執行規則	
【資料 5-1-5】	学校法人片柳学園常勤理事・評議員会規則	
【資料 5-1-6】	東京工科大学行動規範	
【資料 5-1-7】	東京工科大学中長期計画推進委員会規程	
【資料 5-1-8】	学校法人片柳学園労働安全衛生管理規程	
【資料 5-1-9】	東京工科大学安全管理規程	
【資料 5-1-10】	東京工科大学化学物資管理規程	
【資料 5-1-11】	東京工科大学高圧ガス管理規程	
【資料 5-1-12】	東京工科大学遺伝子組換え実験実施過程	
【資料 5-1-13】	東京工科大学動物実験実施過程	
【資料 5-1-14】	東京工科大学産業廃棄物の処理に関する規程	
【資料 5-1-15】	学校法人片柳学園消防計画（蒲田キャンパス） 学校法人片柳学園消防計画（八王子キャンパス）	
【資料 5-1-16】	学校法人片柳学園災害発生時教職員対応マニュアル（蒲田キャンパス） 学校法人片柳学園災害発生時教職員対応マニュアル（八王子キャンパス）	
【資料 5-1-17】	東京工科大学災害（大規模地震）対応マニュアル（八王子キャンパス用） 東京工科大学蒲田キャンパス災害（大規模地震）対応マニュアル	
【資料 5-1-18】	学校法人片柳学園新型コロナウイルス感染症対策行動計画	
【資料 5-1-19】	学校法人片柳学園新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン	
【資料 5-1-20】	学校法人片柳学園ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-21】	東京工科大学ハラスメント防止委員会規程	
【資料 5-1-22】	学校法人片柳学園公益通報者保護規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人片柳学園寄附行為	【資料 F-1】再掲
【資料 5-2-2】	東京工科大学学長に関する規程	
【資料 5-2-3】	東京工科大学学長候補者選考に関する規則	
【資料 5-2-4】	意思表示書	
【資料 5-2-5】	理事の出席状況	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	監事監査報告書	
【資料 5-3-2】	監事の理事会への出席状況	
【資料 5-3-3】	監事の評議員会への出席状況	
【資料 5-3-4】	評議員の評議員会への出席状況	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和 3（2021）年度 事業計画	【資料 F-6】再掲
【資料 5-4-2】	令和 2（2020）年度 事業報告書	【資料 F-7】再掲
【資料 5-4-3】	平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度 決算書	【資料 F-11】再掲

東京工科大学

【資料 5-4-4】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【資料 5-4-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【資料 5-4-6】	平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度 決算書	【資料 F-11】再掲
【資料 5-4-7】	令和 3（2021）年度 予算書	【資料 5-5-2】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	令和 3（2021）年度 事業計画	【資料 F-6】再掲
【資料 5-5-2】	令和 3（2021）年度 予算書	【資料 5-4-7】と同じ
【資料 5-5-3】	学校法人片柳学園寄附行為	【資料 F-1】再掲
【資料 5-5-4】	経理規程・経理規程施行細則	
【資料 5-5-5】	学校法人片柳学園寄附行為	【資料 F-1】再掲
【資料 5-5-6】	令和 2（2020）年度 監事監査報告書	【資料 F-11】再掲
【資料 5-5-7】	令和 2（2020）独立監査人の監査報告書	【資料 F-11】再掲

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	東京工科大学内部質保証の方針	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	授業点検・授業参観シート	【資料 3-2-8】再掲 【資料 4-2-9】再掲
【資料 6-2-2】	IR センターによる各種データの分析状況	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	東京工科大学の PDCA 概念図	
【資料 6-3-2】	東京工科大学自己点検・評価報告書	
【資料 6-3-3】	目標達成状況報告書	

基準 A. 基本理念に基づく教育と研究

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 戦略的教育プログラムによる教育		
【資料 A-1-1】	能力開発推進教育プログラム対象資格及び資格取得者数	
【資料 A-1-2】	ロボット開発による先進的教育プログラム 活動状況	
【資料 A-1-3】	再生エネルギー利用 EV 製作教育プログラム 活動状況	
A-2. 先端的 AI 研究と学生の参画（教育効果）		
【資料 A-2-1】	AI を用いた画像解析によるサケの雌雄判別 研究成果と活動状況	
【資料 A-2-2】	深層学習による「雰囲気理解と説明文・対話文の生成」研究成果一覧	
【資料 A-2-3】	未来型風力発電システム技術の開発に関する 6 つのサブテーマ 活動状況	
【資料 A-2-4】	感性によるデザインスケッチと AI の活用についての研究 研究成果	